グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®)

運用会社編

2020

CFA Institute®
Global Investment
Performance Standards

Translated into Japanese by
公益社団法人
日本証券アナリスト協会
The Securities Analysts Association of Japan

グローバル投資パフォーマンス基準 (GIPS®)

運用会社編

2020

CFA Institute®
Global Investment
Performance Standards

Translated into Japanese by

公益社団法人
日本証券アナリスト協会
The Securities Analysts Association of Japan

The 2020 edition of the Global Investment Performance Standards (GIPS®) for Firms was translated into Japanese by the Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®) for the reader's reference.

The Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®) is an approved GIPS Standards Sponsor that is authorized by CFA Institute to promote the GIPS® Standards. The GIPS® trademark, logo, and the GIPS standards are owned by CFA Institute. www.cfainstitute.org

The Japanese Translation of the 2020 edition of the GIPS® Standards for Firms has already reflected the errata sheet "GIPS® Standards for Firms – Errata July 2020" published by CFA Institute.

If a discrepancy arises between the translation and English version, the English version controls.

The copyright of the Japanese Translation of the 2020 edition of the Global Investment Performance Standards (GIPS®) for Firms is owned by the Securities Analysts Association of Japan (SAAJ®).

目次

はじめに v

序論 vii

発効日 xv

1. 準拠の基本条件 1

2. 入力データおよび計算方法 8

3. コンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理 18

4. コンポジット時間加重収益率報告書 21

5. コンポジット金額加重収益率報告書 33

6. プールド・ファンド時間加重収益率報告書 44

7. プールド・ファンド金額加重収益率報告書 53

8. GIPS広告ガイドライン 63

用語集 72

付属資料A: GIPSコンポジット報告書例 85

付属資料B: GIPSプールド・ファンド報告書例 98

付属資料C: GIPS広告例 106

付属資料D: 一覧表例 113

はじめに

CFA協会は、投資プロフェッショナルのためのグローバルな非営利協会であり、倫理、教育およびプロフェッショナルとしての卓越性に関する最高水準の基準を設定することによって、投資プロフェッションをグローバルに主導することを使命としている。CFA協会は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）の確立とその支援に長年コミットしてきている。GIPS基準は、公正な表示と完全な開示という原則に基づき、投資パフォーマンスを計算および提示するための倫理基準である。

GIPS基準は、投資パフォーマンスを計算し提示するための基準として世界中に認められている。GIPS基準への準拠は、会社がグローバルに資産運用業務を展開するための「パスポート」となっている。アセットオーナーは、準拠することによって、グローバルなベスト・プラクティスに従っていることへのコミットメントを示すことになる。2019年6月現在、CFA協会は、GIPS基準の発展と普及に貢献する40を超える国および地域の組織と提携している。

歴史

- CFA協会は、以前は Association for Investment Management and Research（AIMR）という組織名であったが、1995年に、既存のAIMRパフォーマンス提示基準（AIMR-PPS®）に基づき、投資パフォーマンスを計算し提示するためのグローバルな基準を策定することを目的として、グローバル投資パフォーマンス基準委員会を設置し資金提供を行った。
- 最初のグローバル投資パフォーマンス基準は1999年4月に発行された。同年、GIPS基準をさらに発展、普及させるために、グローバル投資パフォーマンス基準委員会は、投資パフォーマンス協議会（IPC）に改組された。GIPS基準は、15を超える国からの個人や組織の参加を得て、グローバルな業界のイニシアティブにより発展することとなった。
- IPCは、GIPS基準の適用範囲を拡大するために、その他の資産クラス（例えば、不動産、プライベート・エクイティ）の基準を策定し、その他のパフォーマンス関連の問題（例えば、報酬、広告）について検討する役割を与えられた。この目標は、2005年2月にGIPS基準第2版を発行することにより達成された。
- 2005年版が発行され、GIPS基準の採用と拡大が進むにつれ、IPCは、単一のグローバル投資パフォーマンス基準への移行とローカル版GIPS基準の廃止を決定した。各国固有のパフォーマンス基準はすべてGIPS基準に収れんし、その結果、25カ国で投資パフォーマンスの計算と提示のための単一のグローバル基準が採用されることとなった。

- 各国版のGIPS基準への収れんに伴い、ガバナンス機構を再編してGIPS基準スポンサーの参画を促進する必要性が高まったことから、2005年に、CFA協会はIPCを解散し、GIPS Executive Committee と GIPS Council を設立した。GIPS Executive Committee はGIPS基準の意思決定機関として機能し、GIPS Council は、すべてのGIPS基準スポンサーがGIPS基準の継続的な発展と普及に参画することを促進した。
- 2008年、GIPS Executive Committee は、基準文をさらに改善するためにGIPS基準の見直し作業を開始した。GIPS Executive Committee は、傘下の専門小委員会、特別に設置されたワーキング・グループ、およびGIPS基準スポンサーと緊密に協力した。これらのグループは、GIPS基準2010年版策定のために、既存の基準文、ガイダンスを見直し、サーベイおよびその他の調査を実施した。
- 2017年、GIPS Executive Committee は、GIPS基準はプールド・ファンドやオルタナティブ投資の運用会社および富裕層顧客向け運用会社のニーズにより適切に対応すべきであるとの結論に達した。2017年に、GIPS基準の主要概念について提案し、具体的な問題について意見を求めたコンサルテーション・ペーパーがパブリックコメントのために発行された。寄せられたパブリックコメントは、概ね提案された概念を支持するものであった。その後、GIPS基準2020年版の公開草案が2018年8月31日に公表された。GIPS基準2020年版の最終版は、2019年6月30日に発行された。
- GIPS基準は、元来、コンポジットの戦略を運用する資産運用会社向けに策定されたものであり、会社による見込顧客に対するコンポジット・パフォーマンスの提示方法に焦点を当てていた。アセットオーナーは、その資産に対して裁量権を有していればいつでも準拠表明を行うことができたが、GIPS基準がアセットオーナーにどのように適用されるのかを理解するのは容易ではなかった。アセットオーナーのニーズに対応するため、2014年にGIPS基準のアセットオーナーへの適用に関するガイダンス・ステートメントが発行された。本ガイダンス・ステートメントは、GIPS基準の必須事項がアセットオーナーにどのように適用されるのか、あるいは適用されないのかを説明したものである。2020年版では、運用会社、アセットオーナーそれぞれに応じて基準が設計されるよう、運用会社編とアセットオーナー編に分けて基準が策定された。運用会社および自己のサービスについて営業するアセットオーナーは、GIPS基準運用会社編に従わなければならない。自己のサービスについて営業しないアセットオーナーは、GIPS基準アセットオーナー編に従うことになる。GIPS基準検証者編は、検証者が検証またはパフォーマンス検査を行うときに従わなければならない手続について説明する。

序論

序文－グローバル投資パフォーマンス基準はなぜ必要か

投資パフォーマンスの標準化：金融市場および資産運用業界は、グローバル化の一途を辿ってきている。金融機関の多様化と増加、また、投資プロセスのグローバル化および資産運用会社間の競争の激化に伴い、投資パフォーマンスの計算と提示の標準化が必要とされている。

グローバル・パスポート：投資パフォーマンスの計算と提示に関するグローバル基準の確立は、資産運用会社、既存顧客および見込顧客にとって有益である。投資実務、規制、パフォーマンス測定、およびパフォーマンス報告は、国により相当の差異がある。最低限の投資パフォーマンス基準しか持たない国または基準のない国の資産運用会社は、グローバル基準に従うことによって、より先進的な基準を有する国の資産運用会社と対等な立場で競争することができる。パフォーマンス提示慣行の確立している国の資産運用会社は、それまでパフォーマンス基準を採用していなかった国で、現地の会社と競争する際に公正に比較されているとの確信を持つことができる。グローバルに認められたパフォーマンス基準により、資産運用会社は投資家が運用会社間の投資パフォーマンスを容易に比較できるような形で、投資パフォーマンスを測定し提示することが可能となる。

投資家の信頼：資産運用会社およびアセットオーナーが投資パフォーマンス基準に準拠することにより、投資家および受益者は、運用会社とアセットオーナーの投資パフォーマンスが完全かつ公正に提示されていると確信することができる。資産運用会社の見込顧客と既存顧客およびアセットオーナーの監督機関は、グローバル投資パフォーマンス基準によって、提示されたパフォーマンス情報により高い信頼を置くことができる。

使命および目的

GIPS基準の使命は、GIPS基準の使用を通じて次の目的を達成することにより、倫理観および廉潔性（integrity）を高め、信頼を醸成することである。すなわち、あらゆるアセットオーナーが基準に準拠し、あらゆる資産運用会社が基準を採用し、あらゆる規制当局がグローバルな投資業界の究極的な利益のために基準を支援することである。

GIPS基準の目的は以下のとおりである。

- 投資家の利益を推進し、投資家の信頼を高めること。
- 正確で一貫性のあるデータを確保すること。

- パフォーマンスの計算と提示のための唯一の基準が、世界的に認知されるようにすること。
- 資産運用会社間の公正でグローバルな競争を推進すること。
- 資産運用業界による自主規制をグローバルベースで推進すること。

概要

資産運用会社に適用されるGIPS基準の主要な概念は以下のとおりである。

- GIPS基準は、投資パフォーマンスの公正な表示と完全な開示を確保するために定められた、投資パフォーマンス提示のための倫理的な基準である。
- 公正な表示と完全な開示という目的を満たすためには、GIPS基準の最低限の必須事項への準拠だけでは十分でない可能性が高い。会社は、パフォーマンスの計算と提示においてベスト・プラクティスを達成するために、勧奨事項にも準拠すべきである。
- 会社は、CFA協会およびGIPS基準管理組織が公表するガイダンス・ステートメント、解釈、およびQ&A を含めて、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠しなければならない。
- GIPS基準は、パフォーマンス測定のあらゆる側面に対応しているわけではなく、投資パフォーマンスのさらなる分野に対応するために継続的に発展することが見込まれる。
- GIPS基準は、会社が個別運用口座のために運用もしくは営業するすべての戦略についてコンポジットを構築し、維持することを必須としている。会社は、運用実績のある報酬を課す投資一任の個別運用口座のすべてを、投資マンデート、投資目的、または投資戦略により定義される少なくとも1つのコンポジットに組み入れなければならない。プールド・ファンドは、当該プールド・ファンドがコンポジットの定義に合致する場合には、コンポジットに組み入れなければならない。会社は、コンポジットまたはプールド・ファンドを使用して運用するすべての戦略に関する情報を維持し、提供可能にしなければならない。これらの必須事項は、会社がその最良のパフォーマンスだけを選ぶこと（cherry-picking）を防止するものである。
- GIPS基準は、入力データの完全性（integrity）を前提にしており、その質は正確なパフォーマンス提示を行うために不可欠である。ポートフォリオの保有資産の評価によって、パフォーマンスが決まることになる。これらのデータやその他インプットの正確性は非常に重要である。GIPS基準は、会社間の比較を可能とするために、会社がある一定の計算方法に従うことを必須としている。

パフォーマンス記録

会社は、最初に少なくとも5年間のGIPS基準に準拠した年間投資パフォーマンスを提示することが必須とされる。コンポジットまたはプールド・ファンドの存続期間が5年未満の場合は、会社は、コンポジットまたはプールド・ファンド開始日以降のパフォーマンスを提示しなければならない。それ以降、会社は、少なくとも10年分のGIPS準拠のパフォーマンスとなるよう、毎年パフォーマンスを追加提示しなければならない。

会社は、実効準拠開始日以降の期間についてGIPＳ準拠パフォーマンスのみが提示されている場合に限り、GIPS非準拠パフォーマンスをGIPS準拠パフォーマンスにリンクしてもよい。実効準拠開始日は、次のとおり資産の種類により異なる。

- 不動産、プライベート・エクイティのコンポジットおよびプールド・ファンド、ラップフィーのコンポジットについては、2006年1月1日
- それ以外のすべてのコンポジットおよびプールド・ファンドについては、2000年1月1日

準拠表明および検証

会社は、GIPS基準への準拠を表明する前に、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてを満たしていることを確実にするために必要な手続をすべて踏んでいなければならない。会社は、準拠状況を点検する社内手続を定期的に実施するよう強く奨励される。会社は、データ入力からGIPSコンポジット報告書およびGIPSプールド・ファンド報告書の作成に至る投資パフォーマンス・プロセスの全過程において、適切な内部統制を実施することにより、提示されたパフォーマンスの有効性および準拠表明に対する信頼性を高めることができる。

会社は、独立した第三者による検証を受けることを選択することができる。検証とは、検証会社（検証者）が、GIPS基準で必須とされる検証手続に従って、会社全体を対象として実施するテストのプロセスをいう。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証の価値は広く認識されており、検証を受けていることはベスト・プラクティスとみなされる。会社は検証を受けることが強く勧奨される。また、検証に加えて、会社は、特定のコンポジットまたはプールド・ファンドのパフォーマンスについて追加的な保証を行うために独立した第三者である検証者が実施する、特定のコンポジットまたはプールド・ファンドに関するテスト（パフォーマンス検査）を受けることを選択してもよい。

グローバル基準の実施

GIPS基準の目的の1つは、公正で比較可能な形式により完全な開示を行うための、投資パフォーマンスの計算と提示に関する唯一の基準が、世界的に認知されるようにすることである。GIPS基準の実施を促進するため、CFA協会はGIPS基準管理組織とともにGIPS基準を策定、管理し、現地のGIPS基準スポンサーは基準の普及を支援する。

投資パフォーマンス基準のない国は、GIPS基準を現地基準として普及させ、必要に応じて現地語に翻訳することが強く奨励される。GIPS基準は多数の言語に翻訳される可能性があるが、矛盾が生じた場合には、GIPS基準の英語版が正本となる。

GIPS基準の自主規制としての性格上、倫理的廉潔性（ethical integrity）への強いコミットメントが必要とされる。また、自主規制は、規制当局が金融市場において公正な情報開示を確保する責務を遂行できるよう支援するものである。規制当局は次に掲げる事項を行うよう奨励される。

- グローバルなベスト・プラクティスである基準に自主的に準拠する利点を認識すること。
- GIPS基準への虚偽の準拠表明を行っている会社に対し強制措置（enforcement action）をとることを検討すること。
- 独立した第三者による検証の価値を認識し、奨励すること。

法律、規制、または業界基準により、投資パフォーマンスの計算と提示に関する必須事項が既に定められている場合は、会社は、適用される法規制に加えてGIPS基準に準拠するよう強く奨励される。適用される法律および規制の遵守は、必ずしもGIPS基準への準拠を意味しない。法律および/または規制がGIPS基準に抵触する場合は、会社は法律および規制を遵守し、GIPS報告書においてその相違内容を完全に開示することが必須とされる。

GIPS基準スポンサー

現地のGIPS基準スポンサーの存在は、当該国または地域においてGIPS基準を効果的に実施し継続的に支援するうえで不可欠である。GIPS基準スポンサーは、CFA協会とのパートナーシップを通じて、GIPS基準をグローバルに推進するうえで重要な役割を果たしている。GIPS基準スポンサーは、1つまたは複数の業界組織で構成されており、現地市場とGIPS基準管理組織を結ぶ重要な役割を担っている。GIPS基準スポンサーは、現地の投資プロフェッションに教育プログラムを提供してGIPS基準の普及を図るほか、CFA協会が承認したGIPS基準資料の翻訳版の所有権を保持し、これを保護する責任を有する。

認証されたGIPS基準スポンサー（2019年6月30日現在）

Australia
Financial Services Council (FSC)

Canada
Canadian Investment Performance Council (CIPC)

China
CFA Society Beijing

Cyprus
CFA Society Cyprus

Czech Republic
CFA Society Czech Republic and Czech Capital Market Association (AKAT)

Denmark
CFA Society Denmark and The Danish Finance Society

France
CFA Society France and Association Française de la Gestion Financière (AFG)

Germany
German Asset Management Standards Committee (GAMSC):
Bundesverband Investment und Asset Manager e.V. (BVI); Deutsche Vereinigung fur Finanzanalyse und Assetment Management (DVFA); and CFA Society Germany

Ghana
Ghana Securities Industry Association (GSIA)

Greece
CFA Society Greece

India
CFA Society India

Indonesia
CFA Society Indonesia and Indonesia Association of Mutual Fund Managers (Asosiasi Pengelola Reksa Dana Indonesia, or APRDI)

Ireland
Irish Association of Investment Managers (IAIM)

Italy
Italian Investment Performance Committee (IIPC):
Associazione Bancaria Italiana (ABI); Associazione Italiana degli Analisti e Consulenti Finanziari (AIAF); Assogestioni; Società per lo sviluppo del Mercato dei Fondi Pensione (Mefop); Associazione Italiana Revisori Contabili (Assirevi); and CFA Society Italy

Japan
The Securities Analysts Association of Japan (SAAJ)

Kazakhstan
Association of Financial and Investment Analysts (AFIA)

Korea
Korea Investment Performance Committee (KIPC)

Liechtenstein
Liechtenstein Bankers Association (LBA)

Mexico
CFA Society Mexico

Micronesia
Asia Pacific Association for Fiduciary Studies (APAFS)

The Netherlands
VBA-Beleggingsprofessionals

New Zealand
CFA Society New Zealand

Nigeria
Nigeria Investment Performance Committee: CFA Society Nigeria; Pensions Operators Association of Nigeria (PENOP); and Fund Managers Association of Nigeria (FMAN)

Norway
The Norwegian Society of Financial Analysts (NFF)

Pakistan
CFA Society Pakistan

Peru
Procapitales

Philippines
CFA Society Philippines; Fund Managers Association of the Philippines (FMAP); and Trust Officers Association of the Philippines (TOAP)

Poland
CFA Society Poland

Portugal
Associação Portuguesa de Analista Financeiros (APAF)

Russia
CFA Association Russia

Saudi Arabia
CFA Society Saudi Arabia

Singapore
Investment Management Association of Singapore (IMAS)

South Africa
Association for Savings and Investment South Africa (ASISA)

Spain
Asociación Española de Presentación de Resultados de Gestión

Sri Lanka
CFA Society Sri Lanka

Sweden
CFA Society Sweden and The Swedish Society of Financial Analysts (Sveriges Finansanalytikers Forening, or SFF)

Switzerland
Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA)

Thailand
The Association of Provident Fund (AOP)

Ukraine
The Ukrainian Association of Investment Business (UAIB)

United Kingdom
United Kingdom Investment Performance Committee (UKIPC):
The Investment Association (TIA);
The Association of British Insurers (ABI);
Pensions and Lifetime Savings Association (PLSA); The Association of Consulting Actuaries (ACA); The Society of Pension Consultants (SPC); The Investment Property Forum (IPF); The Alternative Investment Management Association (AIMA); and
The Wealth Management Association (WMA)

United States
United States Investment Performance Committee (USIPC) of CFA Institute

グローバル投資パフォーマンス基準の規定

GIPS基準2020年版は次の3編から成る。

1) GIPS基準運用会社編

2) GIPS基準アセットオーナー編

3) GIPS基準検証者編

ビジネス上競争する組織は、GIPS基準運用会社編に準拠しなければならない。

GIPS基準運用会社編は、次に掲げる8つのセクションに分けられる。

1) **準拠の基本条件：**次のようないくつかの重要な原則は、GIPS基準の基本となるものである。すなわち、会社を適切に定義すること、GIPS報告書をすべての見込顧客およびプールド・ファンドの見込投資家に提供すること、適用される法律および規制を遵守すること、虚偽の情報または誤解を生じるような情報を提示しないこと等である。会社がGIPS基準に準拠する際に考慮しなければならない2つの重要な問題は、会社の定義と会社の投資一任の定義である。会社の定義は、会社全体で準拠するための基本であり、会社の運用総資産の確定を可能とする明確な範囲を定めるものである。会社の投資一任の定義は、どのポートフォリオをコンポジットに含めなければならないかを判断する基準となり、また会社が投資戦略を実行する能力に基づいている。

2) **入力データおよび計算方法：**パフォーマンス計算に使用される入力データの一貫性は、GIPS基準への準拠を実効あるものとするために必要不可欠であり、完全、公正かつ比較可能な投資パフォーマンス提示の基礎となる。資産運用会社が提示するパフォーマンス間の比較可能性を実現するためには、リターンの計算方法の統一が必要である。GIPS基準は、比較可能性を高めるために特定の計算方法の使用を義務付けている。

3) **コンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理：**コンポジットとは、類似の投資マンデート、投資目的、または投資戦略に従って運用される1つ以上のポートフォリオを1つに集約したものである。コンポジット・リターンとは、そのコンポジット内のすべてのポートフォリオのパフォーマンスを資産額加重平均した値である。意義のあるコンポジットの構築は、パフォーマンスの公正な提示、一貫性、および比較可能性を全期間にわたり会社間で確保するために不可欠である。プールド・ファンドがコンポジットの定義に合致する場合には、当該プールド・ファンドをコンポジットに組み入れなければならない。

報告に関するセクション：これら4つのセクションは、次のような種類のリターンの報告に関する必須事項および勧奨事項を規定している。

4) **コンポジット時間加重収益率報告書**

5) **コンポジット金額加重収益率報告書**

6) **プールド・ファンド時間加重収益率報告書**

7) **プールド・ファンド金額加重収益率報告書**

報告に関する4つのセクションは、それぞれ自己完結型であり、特定種類のリターンの報告書に関する必須事項および勧奨事項を規定する。会社は、コンポジット報告書またはプールド・ファンド報告書のいずれを作成するのか、また、時間加重収益率または金額加重収益率のいずれを提示するのかに応じて、それぞれのセクションに規定される情報を記載しなければならない。

会社は、コンポジットの構築、入力データの収集、リターンの計算を行ったうえ、GIPS基準中の投資パフォーマンス提示のための必須事項に基づき、これらの情報をGIPS報告書に含めなければならない。必須事項は、必ずしも、すべての状況を想定し、あるいは投資業界の構造、テクノロジー、プロダクト、実務慣行における将来の発展を予測して規定できるものではない。会社は、適切であると判断した場合には、GIPS基準では規定されていない情報もGIPS報告書に記載する責任がある。

ディスクロージャー（開示）は、提示資料中のデータについて会社がさらに詳細に説明し、利用者に対しパフォーマンスを正しく理解するための適切な情報を提供するものである。GIPS基準に準拠するためには、会社は、GIPS報告書のすべてにおいて、パフォーマンスおよび会社が採用した方針に関する所定の情報を開示しなければならない。開示項目には、すべての会社に該当する必須項目のほか、固有の状況に関連するものもあり、したがって、状況によっては適用されない場合もある。会社は、該当しないことを保証する（negative assurance）開示を行う必要はない（例えば、会社が特定のコンポジットの戦略でレバレッジを使用していない場合に、レバレッジの使用に関する開示を行う必要はない）。準拠表明は、すべての会社に必要不可欠な開示である。会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてにいったん準拠すれば、GIPS基準に準拠していることを示すために、準拠表明文を適切に使用しなければならない。会社は、最初に準拠表明を行うとき、およびその後は毎年、GIPS準拠通知書をCFA協会に提出することが必須とされる。

8) **GIPS 広告ガイドライン：**会社は、広告を作成する際にGIPS 広告 ガイドラインに従う必要はないが、広告でGIPS基準への準拠表明を行いたい場合は、GIPS 広告 ガイドラインに従うか、GIPS報告書を広告に含めなければならない。

用語集：セクション1から8において太字で表記されている用語は、用語集で定義されているものである。用語集では、各用語が簡潔に定義されている。

付属資料：付属資料には、GIPS報告書、コンポジットおよびプールド・ファンドの概略一覧表、GIPS広告のそれぞれの例が掲載されている。

発効日

GIPS基準2020年版の発効日は2020年1月1日である。2020年12月31日以降を期末とする期間のパフォーマンスを含むGIPS報告書は、GIPS基準2020年版に従って作成されなければならない。GIPS基準の以前の版は、CFA協会ウェブサイト（www.cfainstitute.org）に掲載されている。

1. 準拠の基本条件

1.A. 準拠の基本条件－必須基準

1.A.1 GIPS基準は、**会社**全体に適用され**なければならない**。GIPS基準は**会社**全体で準拠され**なければならず**、**コンポジット**、**プールド・ファンド**、または**ポートフォリオ**・ベースで準拠することはできない。

1.A.2 **会社**は、**独立した事業主体**として対外的に示される、資産運用会社、子会社、または部門として定義され**なければならない**。

1.A.3 **会社**は、最初にGIPS基準への準拠を表明するためには、少なくとも5年間、または**会社**の存続期間が5年未満である場合には**会社**開始以降の期間について、準拠を達成し**なければならない**。

1.A.4 **会社**は、CFA協会およびGIPS基準管理組織が公表するガイダンス・ステートメント、解釈、およびQ&Aを含めて、適用されるGIPS基準の**必須事項**のすべてに準拠し**なければならない**。

1.A.5 **会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. GIPS基準の**必須事項**および**会社**が採用することを選択した**勧奨事項**への準拠を確立し、維持するために使用される、**会社**の方針および手続を文書化し、一貫して適用する。

b. CFA協会およびGIPS基準管理組織が公表するすべてのガイダンス・ステートメント、解釈、およびQ&Aの変更および追加をモニターし、特定するための方針と手続を作成する。

1.A.6 **会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. パフォーマンスの計算および提示に関して適用されるすべての法律および規制を遵守する。

b. パフォーマンスの計算と提示に関する法律および規制の変更および追加をモニターし、特定するための方針と手続を作成する。

1.A.7 **会社**は、虚偽の、または誤解を生ずるようなパフォーマンスもしくは**パフォーマンス関連情報**を提示しては**ならない**。本**必須事項**は、**会社**全体のすべてのパフォーマンスまたは**パフォーマンス関連情報**に適用され、GIPS基準に関連する資料に限定されない。**会社**は、相対の提示（one-on-one presentation）において、**見込顧客**または**見込投資家**から要求されるいかなるパフォーマンスまたは**パフォーマンス関連情報**についても、それらを提供することができる。

1.A.8 **会社**は、適用されるGIPS基準の**必須事項**のすべてを満たしていない場合に、「・・・を除いてグローバル投資パフォーマンス基準に準拠している」旨の説明や表明もしくは、GIPS基準への準拠または部分的準拠を示唆する可能性のある他のいかなる表明もしては**ならない**。

1.A.9　計算方法がグローバル投資パフォーマンス基準に「従っている」、「準拠している」、または「一致している」と表明すること、もしくは類似の表明をすることは、禁止される。

1.A.10　**会社**は、既存顧客または**プールド・ファンド**の既存投資家のパフォーマンスが「グローバル投資パフォーマンス基準に従って計算されている」と表明しては**ならない**。ただし、GIPS準拠**会社**が**個別運用口座**のパフォーマンスを既存顧客に報告する場合、もしくは**プールド・ファンド**のパフォーマンスを既存投資家に報告する場合を除く。

1.A.11　**会社**は、すべての**見込顧客**に対して、最初に**見込顧客**になったときに**GIPSコンポジット報告書**を提供するよう、あらゆる合理的な努力をし**なければならない**。**会社**は、**GIPSコンポジット報告書**を提示する**見込顧客**を選んでは**ならない**。

1.A.12　**会社**がいったん**見込顧客**に対して**GIPSコンポジット報告書**を提供した後、当該**見込顧客**が依然として**見込顧客**である限り、**会社**は少なくとも12ヶ月ごとに更新された**GIPSコンポジット報告書**を提供し**なければならない**。

1.A.13　**会社**は、すべての**私募プールド・ファンド見込投資家**に対して、最初に**見込投資家**になったときに**GIPS報告書**を提供するよう、あらゆる合理的な努力をし**なければならない**。その**GIPS報告書**は次のいずれかになる。

a. **GIPSプールド・ファンド報告書**

b. **GIPSコンポジット報告書**。**GIPSコンポジット報告書**は、当該**私募プールド・ファンド**を組み入れている**コンポジット**に限り、提供することができる。

会社は、**GIPS報告書**を提示する**私募プールド・ファンド見込投資家**を選んでは**ならない**。

1.A.14　**会社**がいったん**私募プールド・ファンド見込投資家**に対して**GIPSプールド・ファンド報告書**または**GIPSコンポジット報告書**を提供した後、当該**私募プールド・ファンド見込投資家**が依然として**私募プールド・ファンド見込投資家**である限り、**会社**は少なくとも12ヶ月ごとに更新された**GIPSプールド・ファンド報告書**または**GIPSコンポジット報告書**を提供し**なければならない**。

1.A.15　**会社**は、**公募プールド・ファンド見込投資家**に対して、**GIPSプールド・ファンド報告書**または当該**公募プールド・ファンド**を含む**GIPSコンポジット報告書**を提供してもよいが、提供することは**必須**ではない。

1.A.16　**会社**は、**見込顧客**および**見込投資家**に**GIPS報告書**を提供するときは、直近年度末日から12ヶ月以内にこれら報告書を更新して直近年度末までの情報を記載したうえ、提供し**なければならない**。

1.A.17　**会社**は、次に掲げる事項について、あらゆる合理的な努力をどのように行ったかを示すことができ**なければならない**。

a. **GIPSコンポジット報告書**を受領することが**必須**である**見込顧客**に対して、**GIPSコンポジット報告書**を提供すること。

b. **GIPSプールド・ファンド報告書**または**GIPSコンポジット報告書**を受領することが**必須**である**私募プールド・ファンド見込投資家**に対して、**GIPSプールド・ファンド報告書**または**GIPSコンポジット報告書**を提供すること。

1.A.18 **GIPSコンポジット報告書**で使用される**コンポジット**の**ベンチマーク**は、**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映し**なければならない**。**会社**は、**GIPSコンポジット報告書**においてインカムを含まない**ベンチマーク**（price-only BENCHMARK）を使用しては**ならない**。

1.A.19 **GIPSプールド・ファンド報告書**で使用される**プールド・ファンド**の**ベンチマーク**は、**プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映し**なければならない**。**会社**は、**GIPSプールド・ファンド報告書**においてインカムを含まない**ベンチマーク**（price-only BENCHMARK）を使用しては**ならない**。

1.A.20 **会社**は、**GIPSコンポジット報告書**の**重要なエラー**を訂正し**なければならず**、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 現在の検証者に対して、訂正後の**GIPSコンポジット報告書**を提供する。

b. **重要なエラー**を含む**GIPSコンポジット報告書**を受領した既存顧客、既存投資家および元検証者に対して、訂正後の**GIPSコンポジット報告書**を提供する。

c. **重要なエラー**を含む**GIPSコンポジット報告書**を受領した者で現在も**見込顧客**および**見込投資家**であるすべての者に対して、訂正後の**GIPSコンポジット報告書**を提供するよう、あらゆる合理的な努力を行う。**会社**は、元顧客、元投資家、元**見込顧客**、元**見込投資家**に対して、訂正後の**GIPSコンポジット報告書**を提供することは**必須**ではない。

1.A.21 **会社**は、**GIPSプールド・ファンド報告書**の**重要なエラー**を訂正し**なければならず**、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 現在の検証者に対して、訂正後の**GIPSプールド・ファンド報告書**を提供する。

b. **重要なエラー**を含む**GIPSプールド・ファンド報告書**を受領した既存投資家および元検証者に対して、訂正後の**GIPSプールド・ファンド報告書**を提供する。

c. **重要なエラー**を含む**GIPSプールド・ファンド報告書**を受領した者で現在も**見込投資家**であるすべての者に対して、訂正後の**GIPSプールド・ファンド報告書**を提供するよう、あらゆる合理的な努力を行う。**会社**は、元投資家または元**見込投資家**に対して、訂正後の**GIPSプールド・ファンド報告書**を提供することは**必須**ではない。

1.A.22 **会社**は、次に掲げる事項を保持し**なければならない**。

a. **コンポジットの概略**の完全な一覧表。**会社**は、終了した**コンポジット**を少なくとも**コンポジット終了日**以降5年間は、この一覧表に掲載し**なければならない**。

b. **私募プールド・ファンド**に関する**プールド・ファンドの概略**の完全な一覧表。**会社**は、終了した**私募プールド・ファンド**をこの一覧表に掲載することは**必須**ではない。

c. **公募プールド・ファンド**の完全な一覧表。**会社**が終了した**公募プールド・ファンド**をこの一覧表に掲載することは**必須**ではない。

1.A.23 **会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **コンポジットの概略**の完全な一覧表を、すべての**見込顧客**に対して請求に応じて提供する。

b. **私募プールド・ファンド**に関する**プールド・ファンドの概略**の完全な一覧表を、すべての**私募プールド・ファンド見込投資家**に対して請求に応じて提供する。この一覧表には、当該**見込投資家**が投資する資格を有する**私募プールド・ファンド**のみを掲載することができる。

c. **公募プールド・ファンド**の完全な一覧表を、すべての**公募プールド・ファンド見込投資家**に対して請求に応じて提供する。この一覧表には、当該**見込投資家**が投資する資格を有する**公募プールド・ファンド**のみを掲載することができる。**会社**が**公募プールド・ファンド**の完全な一覧表をウェブサイトに掲載している場合は、**会社**は、一覧表の提供に代えて、**見込投資家**を**会社**のウェブサイトに案内してもよい。

d. いずれの**公募プールド・ファンド**についても、その**プールド・ファンドの概略**をすべての**公募プールド・ファンド見込投資家**に対して請求に応じて提供する。

1.A.24 **会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **会社**の**コンポジットの概略**一覧表に掲載されているいずれの**コンポジット**についても、**GIPSコンポジット報告書**をすべての**見込顧客**に対して請求に応じて提供する。

b. **会社**の**プールド・ファンドの概略**一覧表に掲載されているいずれの**私募プールド・ファンド**についても、**GIPSプールド・ファンド報告書**、または当該**私募プールド・ファンド**が**コンポジット**に組み入れられている場合には**GIPSコンポジット報告書**をすべての**私募プールド・ファンド見込投資家**に対して請求に応じて提供する。

1.A.25 **GIPSコンポジット報告書**、**GIPSプールド・ファンド報告書**および**GIPS広告**に含まれるすべての事項の根拠となるすべてのデータおよび情報は、これらの報告書および広告に提示されたすべての期間について確保、保持し、合理的な期限内に利用可能となってい**なければならない**。

1.A.26 **会社**は、GIPS基準への準拠に責任を負っており、**会社**が第三者から提供される記録および情報に依存する場合には、当該記録および情報がGIPS基準の**必須事項**を満たすことを確実にし**なければならない**。

1.A.27 **会社**は、実際のパフォーマンスを過去の**理論的パフォーマンス**に**リンク**しては**ならない**。

1.A.28 **会社**の組織変更を理由として、過去のパフォーマンスを変更しては**ならない**。

1.A.29 **GIPS報告書**で提示される**時間加重収益率**について、**会社**は、**実効準拠開始日**以降の期間に係るGIPS非準拠パフォーマンスをGIPS準拠パフォーマンスに**リンク**しては**ならない**。**会社**は、**実効準拠開始日**以降の期間についてGIPS準拠パフォーマンスのみが提示されている場合に限り、**GIPS報告書**においてGIPS非準拠パフォーマンスをGIPS準拠パフォーマンスに**リンク**してもよい。

1.A.30 **GIPS報告書**で提示される**金額加重収益率**について、**会社**は、**実効準拠開始日**以降を期末とする期間について、GIPS非準拠パフォーマンスを提示しては**ならない**。**会社**は、**実効準拠開始日**より前を期末とする期間について、GIPS非準拠パフォーマンスを**GIPS報告書**で提示してもよい。

1.A.31 **会社**が他の会社と共同でマーケティングを行うときは、GIPS基準への準拠を表明している**会社**は、**会社**が明確に定義されており、共同マーケティング上の他の会社と区分されていること、また、どの**会社**が準拠を表明しているかが明確になっていることを確実にし**なければならない**。

1.A.32 新**会社**または買収**会社**が**コンポジット**・ベースまたは**プールド・ファンド**・ベースで次に掲げる**必須事項**のすべてを満たす場合は、旧会社または組織（a past firm or affiliation）からのパフォーマンスは、新**会社**または買収**会社**の過去のパフォーマンスとして使用し、新**会社**または買収**会社**のパフォーマンスに**リンク**してもよい。

a. 実質的に投資意思決定者のすべて（例えば、リサーチ部門のスタッフ、ポートフォリオ・マネジャー、およびその他の関連スタッフ）が、新**会社**または買収**会社**に雇用されてい**なければならない**。

b. 投資意思決定プロセスが、新**会社**または買収**会社**において実質的にそのまま維持されており、かつ、独立性を保ってい**なければならない**。

c. 新**会社**または買収**会社**は、パフォーマンスの根拠となる記録を保持してい**なければならない**。

d. 旧会社または組織のトラック・レコードと新**会社**または買収**会社**のトラック・レコードとの間に空白期間があっては**ならない**。

上記の**必須事項**のいずれかが満たされない場合は、旧会社または組織からのパフォーマンスは、新**会社**または買収**会社**となって以降のパフォーマンスに**リンク**しては**ならない**。

1.A.33 新**会社**または買収**会社**が**コンポジット**・ベースまたは**プールド・ファンド**・ベースで次に掲げる**必須事項**のすべてを満たす場合は、旧会社または組織（a past firm or affiliation）のトラック・レコードと新**会社**または買収**会社**のトラック・レコードとの間に空白期間があるときでも、旧会社または組織からのパフォーマンスを、新**会社**または買収**会社**の過去のパフォーマンスとして使用してもよい。

a. 実質的に投資意思決定者のすべて（例えば、リサーチ部門のスタッフ、ポートフォリオ・マネジャー、およびその他の関連スタッフ）が、新**会社**または買収**会社**に雇用されてい**なければならない**。

b. 投資意思決定プロセスが、新**会社**または買収**会社**において実質的にそのまま維持されており、かつ、独立性を保ってい**なければならない**。

c. 新**会社**または買収**会社**は、パフォーマンスの根拠となる記録を保持してい**なければならない**。

d. 新**会社**または買収**会社**は、空白期間の前後でパフォーマンスを別々に提示し**なければならない**。

e. 新**会社**または買収**会社**は、トラック・レコードの空白期間前のパフォーマンスをトラック・レコードの空白期間後のパフォーマンスに**リンク**しては**ならない**。

1.A.34 **会社**は、他の会社または組織を買収した場合は、1年以内に非準拠の資産のすべてを本基準に準拠させなければならない。取得した非準拠会社または組織の資産は、取得日から1年以内に、その1年以内のある時点以降の期間について（on a going forward basis）GIPS基準の**必須事項**をすべて満たさ**なければならない**。

1.A.35 **会社**は、**時間加重収益率**を提示し**なければならない**。ただし、**会社**は、一定の条件を満たす場合には、**金額加重収益率**を提示することができる。**会社**が**コンポジット**または**プールド・ファンド**の**ポートフォリオ**への**外部キャッシュフロー**を制御し、かつ**コンポジット**の**ポートフォリオ**また

は**プールド・ファンド**が次に掲げる特徴のうち少なくとも1つを有している場合に限り、**金額加重収益率**を提示してもよい。

a. **クローズドエンド**型であること。

b. **有期**であること。

c. **確定した出資約束金**を有していること。

d. **非流動性投資**が投資戦略の重要な要素を占めていること。

1.A.36 **会社**は、**コンポジット**または**プールド・ファンド**ごとに**時間加重収益率**、**金額加重収益率**、またはその両方を提示するかどうかを選択し**なければならず**、また、**コンポジット**または**プールド・ファンド**ごとに選択したリターンを一貫して提示し**なければならない**。

1.A.37 **会社**がマーケティング資料に**GIPSコンポジット報告書**または**GIPSプールド・ファンド報告書**を掲載することを選択した場合には、**会社**はマーケティング資料にその旨を記載し**なければならない**。

1.A.38 **会社**は、CFA協会に対して**GIPS準拠通知書**を提出することにより、自社の準拠表明を通知し**なければならない**。本通知書について、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **会社**が最初にGIPS基準に準拠表明するときに提出されること。

b. 直近の12月31日現在の情報に基づき毎年更新されること。ただし、**会社**の連絡先については、通知書提出日現在の情報で**なければならない**。

c. その後は毎年6月30日までに提出されること。

1.A.39 **会社**が検証を受けることを選択した場合には、独立性を維持するための検証者の方針を把握し、検証者による独立性の評価を考慮し**なければならない**。

1.B. 準拠の基本条件－勧奨基準

1.B.1 **会社**は、CFA協会およびGIPS基準の管理組織が公表するガイダンス・ステートメント、解釈、およびQ&Aの**勧奨事項**を含め、GIPS基準の**勧奨事項**に従う**べきである**。

1.B.2 **会社**は四半期ごとに**GIPSコンポジット報告書**および**GIPSプールド・ファンド報告書**を更新す**べきである**。

1.B.3 **会社**は、検証を受ける**べきである**。

1.B.4 **会社**は、最も広範かつ意味のある**会社**の定義を採用す**べきである**。この定義では、各資産運用会社（事業所）の実際の社名にかかわらず、同一の商標名の下で業務を行うすべての立地（国、地域等）の事業所を含める**べきである**。

1.B.5 **会社**は、各既存顧客に対して、年1回、当該顧客の**ポートフォリオ**が含まれている**コンポジット**の**GIPSコンポジット報告書**を提供す**べきである**。

1.B.6 **会社**は、**私募プールド・ファンド**の既存投資家に対して、年1回、当該投資家が投資している**私募プールド・ファンド**の**GIPSプールド・ファンド報告書**を提供す**べきである**。

1.B.7 **会社**がまだトラック・レコードのない新規の**私募プールド・ファンド**の募集を行う場合には、**会社**は、提供可能であれば、新規の**私募プールド・ファンド**に最も適切なトラック・レコードを提示す**べきである**。最も適切なトラック・レコードは、新規の**私募プールド・ファンド**と同一または類似の戦略に従って運用されている**コンポジット**または**プールド・ファンド**の**GIPS報告書**である。

2. 入力データおよび計算方法

2.A. 入力データおよび計算方法－必須基準

会社資産、コンポジット資産、およびプールド・ファンド資産

2.A.1 **会社の運用総資産**について、次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. **会社**により運用される投資一任資産および非投資一任資産のすべての**公正価値**の合計であること。これには、報酬を課す**ポートフォリオ**および報酬を課さない**ポートフォリオ**の両方が含まれる。[1]

b. **会社**が**サブアドバイザー**の選任について裁量権を有する場合には、**サブアドバイザー**に委託した資産を含めること。

c. **助言資産**は含めないこと。

d. コールされていない**出資約束金**は含めないこと。[2]

2.A.2 **会社の運用総資産**、**コンポジット**資産、および**プールド・ファンド**資産について、次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. **会社**が実際に運用する資産のみを含めること。

b. 投資一任レバレッジが使用されている場合は、それを控除して計算し、レバレッジが使用されていないかのように扱わないこと。

2.A.3 **会社**は、**会社の運用総資産**、**コンポジット**資産または**プールド・ファンド**資産を計算するときは、資産を重複計上しては**ならない**。

2.A.4 **コンポジット**・パフォーマンスおよび**プールド・ファンド**・パフォーマンスは、**会社**が実際に運用する資産のみを使用して計算し**なければならない**。

オーバーレイ・エクスポージャー

2.A.5 **会社**の**オーバーレイ・エクスポージャー**総額には、**会社**が運用責任を有する投資一任および非投資一任の**オーバーレイ戦略ポートフォリオ**のすべてを含め**なければならない**。[3]

---

[1] 2011年1月1日以降の期間については**必須**である。2011年1月1日より前の期間については、**会社の運用総資産**は、定義された**会社**内で運用される投資一任資産および非投資一任資産のすべての**公正価値**の合計または**時価**の合計のいずれかで**なければならない**。

[2] 2020年1月1日以降の期間については**必須**である。

[3] 2020年1月1日以降の期間については**必須**である。

2.A.6 **会社**は、**オーバーレイ・エクスポージャー**を計算するときは、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。[4]

a. **オーバーレイ戦略ポートフォリオ**の想定エクスポージャー、オーバーレイの対象となる原**ポートフォリオ**の価値、または特定されたターゲット・エクスポージャーを使用する。

b. **コンポジット**内のすべての**ポートフォリオ**に同一の方法を使用する。

2.A.7 **会社**は、**オーバーレイ戦略ポートフォリオ**・リターンを計算するときは、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。[5]

a. 分母として、**オーバーレイ戦略ポートフォリオ**の想定エクスポージャー、オーバーレイの対象となる原**ポートフォリオ**の価値、または特定されたターゲット・エクスポージャーを使用する。

b. **コンポジット**内のすべての**ポートフォリオ**に同一の方法を使用する。

一般/会計

2.A.8 **トータル・リターン**を使用し**なければならない**。

2.A.9 **約定日基準会計**を使用し**なければならない**。[6]

2.A.10 確定利付証券および利子収益を生じるその他のすべての投資には、**発生主義会計**を適用し**なければならない**。ただし、現金および現金同等資産の利子収益は、現金主義で認識してもよい。未収収益は、パフォーマンスを計算するときは、期首および期末の**ポートフォリオ**価値に含め**なければならない**。

2.A.11 現金および現金同等資産のリターンは、特定の現金運用が**会社**の意思決定によらない場合でも、すべてのリターン計算に含め**なければならない**。

2.A.12 1年未満の期間のリターンは、年率換算しては**ならない**。

2.A.13 リターンはすべて、期間中に発生した**取引コスト**を控除して計算し**なければならない**。**会社**は、**ポートフォリオ**の実際の**取引コスト**が不明である場合に限り、当該**ポートフォリオ**に推定**取引コスト**を使用することができる。

2.A.14 **バンドル・フィー**を有する**ポートフォリオ**について、**会社**が**取引コスト**を推定できない場合もしくは**バンドル・フィー**から実際の**取引コスト**を分別できない場合は、次の方法によら**なければならない**。

a. **報酬控除前**リターンを計算するときは、リターンから、**バンドル・フィー**の全額または**取引コスト**を含む**バンドル・フィー**の一部を控除し**なければならない**。

b. **報酬控除後**リターンを計算するときは、リターンから、**バンドル・フィー**の全額または**取引コスト**および**運用報酬**を含む**バンドル・フィー**の一部を控除し**なければならない**。

2.A.15 すべての**必須**のリターンは、別段の定めがある場合を除き、投資一任レバレッジ控除後で計算し**なければならない**。

---

[4] 2020年1月1日以降の期間については**必須**である。

[5] 2020年1月1日以降の期間については**必須**である。

[6] 2005年1月1日以降の期間については**必須**である。

2.A.16 **会社**は、**コンポジット**ごとの計算方針または**プールド・ファンド**ごとの計算方針に従ってパフォーマンスを計算し**なければならない**。

2.A.17 **プールド・ファンド**に投資する**ポートフォリオ**については、すべてのリターンは、原**プールド・ファンド**に課される報酬および経費のすべてを控除して計算し**なければならない**。ただし、**会社**が原**プールド・ファンド**の**運用報酬**の決定権を有している場合を除く。**会社**が原**プールド・ファンド**の**運用報酬**の決定権を有している場合は、**会社**は、原**プールド・ファンド**の**運用報酬**を控除しない**報酬控除前**リターンを計算することができる。

2.A.18 **追加的リスク指標**を計算するときは、次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. **観測期間**は、**コンポジット**または**プールド・ファンド**のリターンと**ベンチマーク**・リターンとで同一であること。

b. リスク指標計算方法は、**コンポジット**または**プールド・ファンド**と**ベンチマーク**とで同一であること。

評価

2.A.19 **ポートフォリオ**は、**公正価値**の定義に従って評価し**なければならない**。[7]

2.A.20 **会社**は、**コンポジット**ごとの評価方針または**プールド・ファンド**ごとの評価方針に従って**ポートフォリオ**を評価し**なければならない**。

2.A.21 **会社**が入手可能な直近の価格または暫定的な推定値を**公正価値**として使用する場合は、**会社**は次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. 当該価格または推定値が現在の**公正価値**の最良近似値であると判断すること。

b. 確定値（final value）を受領したときに、当該近似値と確定値との差を評価するとともに、**コンポジット**資産または**プールド・ファンド**資産、**会社の運用総資産**、およびパフォーマンスに対するその影響を評価し、調整が必要な場合には調整を行うこと。

2.A.22 **コンポジット**および**プールド・ファンド**の年初および年末の評価日は、一貫してい**なければならない**。**コンポジット**または**プールド・ファンド**が暦年以外の会計年度で報告されている場合を除き、年初および年末の評価日は、暦年末または暦年の最終営業日で**なければならない**。[8]

---

[7] 2011年1月1日以降の期間については**必須**である。2011年1月1日より前の期間については、**ポートフォリオ**（**不動産**および**プライベート・エクイティ**を除く）は、**公正価値**または**時価**で評価し**なければならない**。2011年1月1日より前の期間については、**不動産**投資は、（GIPS基準2005年版の**不動産**で以前定義されていたように）**公正価値**または**時価**で評価し**なければならない**。2011年1月1日より前を期末とする期間については、**プライベート・エクイティ**投資は、GIPS基準2005年版付属資料DのGIPS プライベート・エクイティ 評価原則またはGIPS基準2010年版第II章のGIPS 評価原則に従って、**公正価値**で評価し**なければならない**。

[8] 2006年1月1日以降の期間については**必須**である。

ポートフォリオ－時間加重収益率

2.A.23 **コンポジット**に組み入れた**ポートフォリオ**の**時間加重収益率**を計算するときは、**非公開市場投資ポートフォリオ**（基準2.A.40参照）を除くすべての**ポートフォリオ**の評価は、次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. 少なくとも月次で評価すること。[9]

b. 月末または月の最終営業日現在で評価すること。[10]

c. **大きなキャッシュフロー**の発生の日ごとに評価すること。**会社**は、**コンポジット**内の**ポートフォリオ**の評価日を決定するため、**コンポジット**ごとに**大きなキャッシュフロー**を定義しておか**なければならない**。[11]

2.A.24 **コンポジット**に組み入れた**ポートフォリオ**の**時間加重収益率**を計算するときは、**非公開市場投資ポートフォリオ**（基準2.A.41参照）を除くすべての**ポートフォリオ**について、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 少なくとも月次でリターンを計算する。[12]

b. 月末または月の最終営業日までの月次リターンを計算する。[13]

c. 日次リターンが計算されない場合は、すべての**大きなキャッシュフロー**の発生の日ごとに部分期間リターンを計算する。[14]

d. **大きなキャッシュフロー**ではない**外部キャッシュフロー**について、日次リターンが計算されない場合は、**外部キャッシュフロー**を日数加重で調整した**ポートフォリオ**・リターンを計算する。[15]

e. **会社**の**コンポジット**ごとの方針に従って**外部キャッシュフロー**を取り扱う。

f. 期間リターンおよび部分期間リターンを幾何的に**リンク**する。

g. 個々の**ポートフォリオ**に使用される計算方法を一貫して適用する。

プールド・ファンド

2.A.25 **コンポジット**に含まれない**プールド・ファンド**の**時間加重収益率**を計算するときは、**プールド・ファンド**の評価は次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. 少なくとも年次で評価すること。

b. 暦年末または会計年度末現在で評価すること。

c. **プールド・ファンド**への追加申込または解約があるごとに評価すること。

d. パフォーマンスが計算されるいずれの期間についても期末現在で評価すること。

---

[9] 2001年1月1日以降の期間については**必須**である。2001年1月1日より前の期間については、**ポートフォリオ**は少なくとも四半期ごとに評価され**なければならない**。

[10] 2010年1月1日以降の期間については**必須**である。

[11] 2010年1月1日以降の期間については**必須**である。

[12] 2001年1月1日以降の期間については**必須**である。

[13] 2010年1月1日以降の期間については**必須**である。

[14] 2010年1月1日以降の期間については**必須**である。

[15] 2005年1月1日以降の期間については**必須**である。

2.A.26 **会社**は、**コンポジット**に含まれない**プールド・ファンド**の**時間加重収益率**を計算するときは、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 少なくとも年次で計算する。

b. 暦年ないし会計年度の末日または最終営業日までの年間リターンを計算する。

c. 追加申込および解約があるごとに部分期間リターンを計算する。

d. 期間リターンおよび部分期間リターンを幾何学的に**リンク**する。

e. **プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算するときは、**プールド・ファンド総経費**を控除して**プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算する。

2.A.27 **会社**は、**プールド・ファンド**のトラック・レコード開始日を決定するため、**プールド・ファンド**ごとに**プールド・ファンド開始日**を設定し**なければならない**。[16]

金額加重収益率

2.A.28 **金額加重収益率**を計算するときは、**会社**は、少なくとも年次で、またパフォーマンスが計算されるいずれの期間についても期末現在で、**ポートフォリオ**を評価し**なければならない**。

2.A.29 **金額加重収益率**を計算するときは、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 年率換算した**開始来金額加重収益率**を計算する。

b. 日次**外部キャッシュフロー**を使用して**金額加重収益率**を計算する。[17]

c. 株式**分配**を**外部キャッシュフロー**として扱い、**分配**時に株式**分配**を評価する。

d. **プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算するときは、**プールド・ファンド総経費**を控除して**プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算する。

報酬控除後リターン

2.A.30 **コンポジット報酬控除後**リターンを計算するときは、計算に使用する**運用報酬**は次のいずれかで**なければならない**。

a. **コンポジット**内の各**ポートフォリオ**に課される実際の**運用報酬**

b. **見込顧客**に適用可能なモデル**運用報酬**

---

[16] 2020年1月1日以降の期間については**必須**である。2020年1月1日より前の期間については、**プライベート・エクイティ**の**プライマリー・ファンド**は、**組成年**および投資マンデート、投資目的または投資戦略によって定義される、少なくとも1つの**コンポジット**に含め**なければならない**。2020年1月1日より前の期間については、**プライベート・エクイティ**の**プールド・ファンド・オブ・ファンズ**は、**プールド・ファンド・オブ・ファンズ**の**組成年**および/または投資マンデート、投資目的、または投資戦略によって定義される、少なくとも1つの**コンポジット**に含め**なければならない**。

[17] 2020年1月1日以降、日次**外部キャッシュフロー**が**必須**である。2020年1月1日より前の期間は、四半期またはそれ以上の頻度の**外部キャッシュフロー**を使用し**なければならない**。

2.A.31 **会社**がモデル**運用報酬**を使用して**コンポジット報酬控除後**リターンを計算する場合は、計算されるリターンは、実際の**運用報酬**を使用したと仮定して計算されるリターンと等しいか、それよりも低く**なければならない**。

2.A.32 **プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算するときは、計算に使用する**プールド・ファンド総経費**は、次のいずれかで**なければならない**。

a. 実際の**プールド・ファンド総経費**

b. **見込投資家**に適用可能なモデルの**プールド・ファンド総経費**

2.A.33 **会社**がモデルの**プールド・ファンド総経費**を使用して**プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算する場合は、計算されるリターンは、実際の**プールド・ファンド総経費**を使用したと仮定して計算されるリターンと等しいか、それよりも低く**なければならない**。

2.A.34 **コンポジット報酬控除後**リターンおよび**プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算するときは、**会社**は、**パフォーマンス・フィー**の**クローバック**が発生した場合は、フィーが実際に返却される期のリターン計算にそれを反映し**なければならない**。[18]

コンポジット・リターン

2.A.35 **非公開市場投資コンポジット**（基準2.A.42参照）を除く**コンポジット**の**時間加重収益率**は、少なくとも月次で計算し**なければならない**。[19]

2.A.36 **コンポジット**の**時間加重収益率**は、次のいずれかの方法を使用して計算し**なければならない**。

a. 期首の価値をウエイトとして個々の**ポートフォリオ・**リターンを資産額加重する。

b. 期首の価値と**外部キャッシュフロー**の両方を反映させる方法で、個々の**ポートフォリオ・**リターンを資産額加重する。

c. 集計法を使用する。

2.A.37 **コンポジット報酬控除前**リターンは、**取引コスト**を控除して計算し**なければならない**。

2.A.38 **コンポジット報酬控除後**リターンは、**取引コスト**および**運用報酬**を控除して計算し**なければならない**。

2.A.39 **コンポジット**の**金額加重収益率**を計算するときは、**会社**は、**コンポジット**に組み入れた個々の**ポートフォリオ**の**ポートフォリオ・**レベルの情報を集計することにより、**コンポジット・**リターンを計算し**なければならない**。

---

[18] 2020年1月1日以降の期間については**必須**である。

[19] 2010年1月1日以降の期間については**必須**である。2006年1月1日以降に開始し2010年1月1日より前を期末とする期間については、**コンポジット・**リターンは少なくとも四半期ごとに計算し**なければならない**。

非公開市場投資

2.A.40 **コンポジット**に組み入れた**非公開市場投資ポートフォリオ**の**時間加重収益率**を計算するときは、**非公開市場投資ポートフォリオ**の評価は、次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. 少なくとも四半期ごとに評価すること。[20]

b. 四半期末または四半期の最終営業日現在で評価すること。[21]

2.A.41 **コンポジット**に組み入れた**非公開市場投資ポートフォリオ**の**時間加重収益率**を計算するときは、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 少なくとも四半期ごとにリターンを計算する。[22]

b. 暦年四半期の末日または最終営業日までの四半期リターンを計算する。[23]

c. **外部キャッシュフロー**を日数加重で調整した**ポートフォリオ・**リターンを計算する。[24]

d. **会社**の**コンポジット**ごとの方針に従って**外部キャッシュフロー**を取り扱う。

e. 期間リターンおよび部分期間リターンを幾何的に**リンク**する。

f. 個々の**ポートフォリオ**に使用される計算方法を一貫して適用する。

2.A.42 **非公開市場投資コンポジット**の**コンポジット時間加重収益率**は、少なくとも四半期ごとに計算し**なければならない**。

不動産

2.A.43 **オープンエンド型不動産ファンド**に含まれる**不動産**投資は、少なくとも12ヶ月ごとに**外部評価**し**なければならない**。[25]

2.A.44 **オープンエンド型不動産ファンド**に含まれない**不動産**投資については、次のいずれかを行わ**なければならない**。[26]

a. 少なくとも12ヶ月ごとに**外部評価**する。ただし、顧客との合意文書で他の定めがある場合を除く。その場合、**不動産**投資は、少なくとも36ヶ月ごとに、もしくは顧客との合意文書で36ヶ月ごとよりも高い頻度での**外部評価**が**必須**である場合は、当該頻度で**外部評価**する。

---

[20] 2008年1月1日以降の期間については**必須**である。

[21] 2010年1月1日以降の期間については**必須**である。

[22] 2008年1月1日以降の期間については**必須**である。

[23] 2010年1月1日以降の期間については**必須**である。

[24] 2010年1月1日以降の期間については**必須**である。

[25] 2020年1月1日以降の期間については**必須**である。2012年1月1日以降に開始し2020年1月1日より前を期末とする期間については、**不動産**投資は、少なくとも12ヶ月ごとに**外部評価**し**なければならない**。ただし、顧客との合意文書で他の定めがある場合を除く。その場合、**不動産**投資は、少なくとも36ヶ月ごとに、もしくは顧客との合意文書で36ヶ月ごとよりも高い頻度での**外部評価**が**必須**である場合は、当該頻度で**外部評価**し**なければならない**。2006年1月1日以降に開始し2012年1月1日より前を期末とする期間については、**不動産**投資は少なくとも36カ月ごとに**外部評価**し**なければならない**。

[26] 2012年1月1日以降の期間については**必須**である。2006年1月1日以降に開始し2012年1月1日より前を期末とする期間については、**不動産**投資は少なくとも36ヶ月ごとに**外部評価**するか、もしくは独立の監査法人による年次財務諸表監査の対象に含め**なければならない**。

b. 独立の監査法人による年次財務諸表監査の対象に含める。**不動産**投資は**公正価値**で会計処理され**なければならず**、入手可能な直近の監査済み財務諸表には、独立の監査法人が発行した無限定適正意見が含まれてい**なければならない**。

2.A.45 **不動産**投資の**外部評価**は、専門職として認定または公認された商業用不動産の評価人または鑑定人である独立した第三者により行われ**なければならない**。そのような専門職が存在しない市場においては、**会社**は、適格な独立した不動産評価人または鑑定人のみを使用するよう必要な措置を講じ**なければならない**。

2.A.46 **会社**は、評価人または鑑定人の報酬が投資の評価額に応じて決まる場合は、**不動産**投資にその**外部評価**を使用しては**ならない**。

カーブアウト

2.A.47 **カーブアウト**を含む**コンポジット**の**報酬控除後**リターンを計算するときは、**カーブアウト**の**運用報酬**は、次により、**見込顧客**に課すまたは**見込顧客**に課すと考えられる**運用報酬**を代表するもので**なければならない**。

a. 単独**ポートフォリオ**のために**見込顧客**にパフォーマンスを提示するときは、**運用報酬**は当該戦略に従って運用される単独**ポートフォリオ**の**運用報酬**を代表するもので**なければならない**。

b. マルチアセット戦略**ポートフォリオ**のために**見込顧客**にパフォーマンスを提示するときは、**運用報酬**は、当該戦略に従って運用されるマルチアセット戦略 **ポートフォリオ**の**運用報酬**を代表するもので**なければならない**。

ラップフィー

2.A.48 **ラップフィー**の**見込顧客**に提示するリターンを計算するときは、**ラップフィー**全体を控除してリターンを計算し**なければならない**。これは、**コンポジット**内のすべての**ラップフィー・ポートフォリオ**および当該**コンポジット**内のいかなる非**ラップフィー ・ポートフォリオ**にも適用される。

サイドポケットおよびサブスクリプション・ライン・オブ・クレジット

2.A.49 **コンポジット**内の**ポートフォリオ**または**プールド・ファンド**に**会社**の裁量で設定する**サイドポケット**がある場合は、すべての**コンポジット・リターン**および**プールド・ファンド・リターン**には、当該**サイドポケット**の影響を含め**なければならない**。[27]

2.A.50 **コンポジット**および**プールド・ファンド**について、**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の効果を反映しない**金額加重収益率**を計算するときは、**会社**は、**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**からのキャッシュフローを計算に含め**なければならない**。[28]

2.B. 入力データおよび計算方法－勧奨基準

2.B.1 **会社**は、**外部キャッシュフロー**の発生の日ごとに**ポートフォリオ**を評価す**べきである**。

2.B.2 評価情報は、適格な独立した第三者から取得す**べきである**。

2.B.3 配当について（配当落ち日で）**発生主義会計**を適用す**べきである**。

2.B.4 **会社**は、**運用報酬**を発生主義で認識す**べきである**。

2.B.5 リターンは、配当、利子収益および譲渡益に係る還付されない源泉税を控除して計算す**べきである**。還付請求可能な源泉税は発生主義で認識す**べきである**。

2.B.6 **会社**は、**コンポジット**または**プールド・ファンド**ごとに、**ポートフォリオ**投資対象の**公正価値**を決定するための方針および手続に次に掲げる階層を取り入れる**べきである**。

a. 同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格（quoted market price）が入手可能である場合には、それを使用して投資対象を評価し**なければならない**。そのような価格が入手できない場合は、投資対象は次項により評価す**べきである**。

b. 活発な市場での類似の投資対象に関する客観的かつ観察可能な公表価格（quoted market price）。そのような価格が入手できない場合または適切でない場合は、投資対象は次項により評価す**べきである**。

c. 活発ではない市場（当該投資対象の取引がほとんどない、価格が最新のものではない、もしくは気配値が時点および/またはマーケット・メーカーによって大きく変動する市場）における、同一または類似の投資対象の公表価格（quoted price）。そのような価格が入手できない場合または適切でない場合は、投資対象は次項に基づいて評価す**べきである**。

d. 投資対象について、公表価格（quoted price）以外の、観察可能な市場に基づくインプット。そのようなインプットが入手できない場合または適切でない場合は、投資対象は次項に基づいて評価す**べきである**。

---

[27] 2012年10月1日以降の期間については**必須**である。

[28] 2020年12月31日以降を期末とする期間の**金額加重収益率**については**必須**である。

e. 測定日に市場が活発ではない場合における、投資対象の主観的で観察不可能なインプット。観察不可能なインプットは、観察可能なインプットおよび価格が入手できない場合またはそれらが適切でない場合に限り、**公正価値**の測定に使用される**べきである**。観察不可能なインプットは、市場参加者が当該投資対象のプライシングに使用するであろう仮定についての**会社**独自の仮定を反映しており、その状況下で入手可能な最良の情報に基づいて設定される**べきである**。

2.B.7 **会社**は、リスク指標を計算するときは、**報酬控除前**リターンを使用す**べきである**。

2.B.8 **非公開市場投資**は、少なくとも12カ月ごとに**外部評価**す**べきである**。

3. コンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理

3.A. コンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理－必須基準

3.A.1 **会社**は、**個別運用口座**のために運用されている、または**個別運用口座**として提供しようとする**会社**の戦略について**コンポジット**を構築し**なければならない**。

3.A.2 運用実績のある報酬を課す投資一任の**個別運用口座**はすべて、少なくとも1つの**コンポジット**に組み入れ**なければならない**。非投資一任**ポートフォリオ**は、**コンポジット**に組み入れては**ならない**。

3.A.3 運用実績のある報酬を課す投資一任の**プールド・ファンド**はすべて、それらが**コンポジットの定義**に合致する場合は、少なくとも1つの**コンポジット**に組み入れ**なければならない**。**会社**が1つ以上の**プールド・ファンド**のみを組み入れて**コンポジット**を構築することは**必須**ではない。ただし、**会社**が当該戦略を**個別運用口座**として提供する場合を除く。1つ以上の**プールド・ファンド**のみを組み入れて構築された**コンポジット**が**個別運用口座**として提供される**会社**の戦略を代表していない場合は、**会社**は、当該**コンポジット**を終了することができる。

3.A.4 報酬を課さない投資一任**ポートフォリオ**は、**コンポジット**に組み入れることができる。**会社**が**コンポジット**に報酬を課さない投資一任**ポートフォリオ**を組み入れる場合は、当該**ポートフォリオ**は報酬を課す**ポートフォリオ**と同一の方針および手続に従わ**なければならない**。

3.A.5 **コンポジット**は、投資マンデート、投資目的、または投資戦略に従って定義し**なければならない**。**コンポジット**には、当該**コンポジットの定義**に合致する、**個別運用口座**および**プールド・ファンド**を含むすべての**ポートフォリオ**を組み入れ**なければならない**。**会社**は、法的構成上の差異のみに基づいて**ポートフォリオ**を**コンポジット**から除外しては**ならない**。

3.A.6 **コンポジットの定義**の変更は、遡及適用しては**ならない**。

3.A.7 新規**ポートフォリオ**は、各**ポートフォリオ**の運用開始後適時に一貫性のある**コンポジット**ごとの方法で**コンポジット**に組み入れ**なければならない**。

3.A.8 **コンポジット**には、**コンポジット**・リターンが計算されるパフォーマンス測定期間を通して運用されている**ポートフォリオ**のみを組み入れ**なければならない**。パフォーマンス測定期間を通して運用されていない**ポートフォリオ**は、**コンポジット**に組み入れては**ならない**。

3.A.9 運用契約が終了した**ポートフォリオ**は、各**ポートフォリオ**が**会社**の投資一任権の下で運用されていた最後のパフォーマンス測定期間（期中で終了したときは当該期間の直前の期間）まで、**コンポジット**の過去のパフォーマンスに含め**なければならない**。

3.A.10 **ポートフォリオ**の**コンポジット**間の移管は、顧客主導による**ポートフォリオ**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略の変更の記録、または**コンポジット**の再定義により移管が適切であると認められない限り、行っては**ならない**。**ポートフォリオ**の過去のパフォーマンスは、元の**コンポジット**に残さ**なければならない**。

会社による投資戦術の変更（tactical changes）を理由として、ポートフォリオのコンポジット間の移管を行ってはならない。

3.A.11 会社があるコンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額を定めている場合は、会社は次に掲げる事項を行ってはならない。

a. 当該コンポジットについて定めた最低資産額を下回るポートフォリオを当該コンポジットに組み入れる。

b. 当該コンポジットについて定めた最低資産額を変更する場合に、その変更を遡及適用する。

3.A.12 重大なキャッシュフローの発生を理由としてコンポジットからポートフォリオを除外する場合は、会社は、事前にコンポジットごとに「重大さ（significant）」を定義しなければならず、コンポジットごとに定めた方針を一貫して適用しなければならない。

3.A.13 重大なキャッシュフローの影響を除くために一時的新規口座を使用する場合は、会社は、事前にコンポジットごとに方針を定めておかなければならない。一時的新規口座はコンポジット・パフォーマンスに含めてはならない。

ラップフィー

3.A.14 会社は、会社が定めたポートフォリオ組み入れ方針に従って、実際のラップフィー・ポートフォリオのパフォーマンス記録を適切なコンポジットに組み入れなければならない。いったん（実際のラップフィー・ポートフォリオを含む）コンポジットが設定されれば、これらのコンポジットはラップフィーの見込顧客にGIPSコンポジット報告書を提示する際に使用されなければならない。

カーブアウト

3.A.15 コンポジットに組み入れたカーブアウトは、現金および関連する収益を含んでいなければならない。現金は、次に掲げるいずれかの方法により管理することができる。

a. 現金を個別に管理する。

b. 適時に一貫性のある方法で現金をカーブアウトにシンセティックに配分する。

3.A.16 コンポジットに含まれるカーブアウトは、当該戦略に従って運用される、またはそのような運用が意図される単独ポートフォリオを代表するものでなければならない。

3.A.17 会社が特定の戦略についてカーブアウトを構築し、当該カーブアウトに現金を配分し、コンポジットに当該カーブアウトを組み入れるときは、会社は、それと同じ戦略で運用される会社内のすべてのポートフォリオおよびポートフォリオ・セグメントから、現金配分されたカーブアウトを構築しなければならず、それら現金配分されたカーブアウトを当該コンポジットに組み入れなければならない。

3.A.18 会社が現金配分されたカーブアウトと同一の戦略で運用される単独ポートフォリオを保有するときまたは新たに獲得したときは、会社は、単独ポートフォリオから成る別のコンポジットを構築しなければならない。

3.A.19 会社は、異なるコンポジット、プールド・ファンド、またはカーブアウトを組み合わせて、シミュレーションによる戦略を構築し、その戦略をコンポジットとして提示してはならない。

3.B. コンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理－勧奨基準

3.B.1 会社があるコンポジットに組み入れるポートフォリオの最低資産額を定めている場合は、会社は、当該コンポジットの最低資産額に満たないことが判明している見込顧客に対して、該当するGIPSコンポジット報告書を提示すべきではない。

3.B.2 重大なキャッシュフローの影響を除くため、会社は、一時的新規口座を使用すべきである。

4. コンポジット時間加重収益率報告書

以下の規定は、**GIPSコンポジット報告書**において**時間加重収益率**を含む**コンポジット**に適用される。

4.A. 提示および報告－必須基準

4.A.1 **会社**は、各**GIPSコンポジット報告書**において次に掲げる事項を提示し**なければならない**。

a. 少なくとも5年間（または**コンポジット**の存続期間が5年未満の場合は**コンポジット開始日**以降の期間）のGIPS基準の**必須事項**に準拠したパフォーマンス。**会社**が最低限5年間（または**コンポジット**の存続期間が5年未満の場合は**コンポジット開始日**以降の期間）のGIPS準拠パフォーマンスを提示した後、**会社**は、少なくとも10年分のGIPS準拠パフォーマンスとなるよう、毎年パフォーマンスを追加提示し**なければならない**。

b. 各年度の**コンポジット・**リターン

c. 開始初年度が1年に満たないときは、**コンポジット開始日**から初年度末までのリターン [29]

d. **コンポジット**が終了するときは、最終年度末から**コンポジット終了日**までのリターン [30]

e. 各年度および**コンポジット・**リターンが提示されている他のすべての期間の**ベンチマーク**の**トータル・リターン**。ただし、**会社**が適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断する場合を除く。

f. 各年度末現在の**コンポジット**の**ポートフォリオ**数。期末における**コンポジット**の**ポートフォリオ**数が5以下の場合は、**ポートフォリオ**数の提示は**必須**ではない。

g. 各年度末現在の**コンポジット**資産

h. 各年度末現在の**会社の運用総資産** [31]

i. 各年度について、**ポートフォリオ**の年間リターンの**内部的散らばり**の測度。1年間を通して**コンポジット**に組み入れられていた**ポートフォリオ**の数が5以下の場合は、**内部的散らばり**の測度の提示は**必須**ではない。

---

[29] 2011年1月1日以降の**コンポジット開始日**を有する**コンポジット**については**必須**である。

[30] 2011年1月1日以降の**コンポジット終了日**を有する**コンポジット**については**必須**である。

[31] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。2020年12月31日より前を期末とする期間については、**会社**は**会社の運用総資産**または**コンポジット**資産の**会社の運用総資産**に占める割合を提示することができる。

j. 月次の**コンポジット**・リターンが入手可能な**コンポジット**については、各年度末現在について、**コンポジット**および**ベンチマーク**の年率換算した3年間の**事後的**な**標準偏差**（月次リターンを使用）[32]

4.A.2 **会社**は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価された資産（基準2.B.6.eに規定）が**コンポジット**資産の**公正価値**総額に占める割合を、そのような投資資産が**コンポジット**資産の重要な額を占める場合には、直近年度末現在で提示し**なければならない**。

4.A.3 **会社**は、次に掲げる事項を明確に表記または区別し**なければならない**。

a. 提示期間

b. **コンポジット**・リターンが**報酬控除前**または**報酬控除後**のいずれであるか。

4.A.4 **会社**が**GIPSコンポジット報告書**に2つ以上の**ベンチマーク**を記載する場合は、**会社**は、それらすべての**ベンチマーク**について**必須**の情報を提示し、開示し**なければならない**。

4.A.5 **コンポジット**に組み入れた**ポートフォリオ**がすべて失われた場合は、**コンポジット**のトラック・レコードは終了し**なければならない**。その後当該**コンポジット**に**ポートフォリオ**が追加された場合は、**コンポジット**の トラック・レコードは再開し**なければならない**。パフォーマンスに空白期間があることを明示し、トラック・レコードの空白前および空白後の両期間を提示し**なければならない**。**会社**は、トラック・レコードの空白前のパフォーマンスをトラック・レコードの空白後のパフォーマンスに**リンク**しては**ならない**。

4.A.6 **コンポジット**が現金配分された**カーブアウト**を含む場合は、**会社**は、各年度末現在の**コンポジット**資産に占める現金配分された**カーブアウト**の割合を提示し**なければならない**。

4.A.7 **コンポジット**が報酬を課さない**ポートフォリオ**を含む場合に、実際の**運用報酬**を使用して計算された**報酬控除後**リターンが提示されるときは、**会社**は、各年度末現在の**コンポジット**資産に占める報酬を課さない**ポートフォリオ**の割合を提示し**なければならない**。

4.A.8 **会社**が**コンポジット**の未払込**出資約束金**（uncalled COMMITTED CAPITAL）、または**コンポジット**資産と**コンポジット**の未払込**出資約束金**の合計を提示することを選択する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **コンポジット**資産と**コンポジット**の未払込**出資約束金**の合計が提示される期間と同一の期間について、**コンポジット**の未払込**出資約束金**を提示する。

b. **コンポジット**の未払込**出資約束金**は、それと明示して提示する。

c. **コンポジット**資産と**コンポジット**の未払込**出資約束金**の合計は、それと明示して提示する。

[32] 2011年1月1日以降を期末とする期間については**必須**である。

4.A.9 会社が会社全体の未払込出資約束金、または会社の運用総資産と会社全体の未払込出資約束金の合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. 会社の運用総資産と会社全体の未払込出資約束金の合計が提示される期間と同一の期間について、会社全体の未払込出資約束金を提示する。

b. 会社全体の未払込出資約束金は、それと明示して提示する。

c. 会社の運用総資産と会社全体の未払込出資約束金の合計は、それと明示して提示する。

4.A.10 会社がコンポジットの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産、またはコンポジット資産とコンポジットの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産との合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. コンポジット資産とコンポジットの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産との合計が提示される期間と同一の期間について、コンポジットの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産を提示する。

b. コンポジットの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産は、それと明示して提示する。

c. コンポジット資産とコンポジットの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産との合計は、それと明示して提示する。

4.A.11 会社が会社全体の助言資産、または会社の運用総資産と会社全体の助言資産の合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. 会社の運用総資産と会社全体の助言資産の合計が提示される期間と同一の期間について、会社全体の助言資産を提示する。

b. 会社全体の助言資産は、それと明示して提示する。

c. 会社の運用総資産と会社全体の助言資産の合計は、それと明示して提示する。

4.A.12 GIPSコンポジット報告書で必須とされる情報および勧奨される情報のすべては、同じ通貨で提示しなければならない。

4.A.13 会社が現金配分されたカーブアウトを含むコンポジットのパフォーマンスを提示する場合に、同一の戦略で運用される単独ポートフォリオから成るコンポジットも有するときは、会社は、単独ポートフォリオのコンポジットについて、次に掲げる事項を提示しなければならない。

a. 単独ポートフォリオのコンポジットが存続する期間の各年度のコンポジット・リターン

b. 単独ポートフォリオのコンポジットが存続する期間の各年度末現在のコンポジット資産

この情報は、現金配分された**カーブアウト**を含む**コンポジット**の**GIPSコンポジット報告書**に記載し**なければならない**。

4.A.14 **オーバーレイ戦略コンポジット**について、**会社**は、各年度末現在の**コンポジット**の**オーバーレイ・エクスポージャー**を提示し**なければならない**。**会社**が**コンポジット**の**オーバーレイ・エクスポージャー**を提示する期間について、**会社**は、**コンポジット**資産を提示しないことを選択することができる。[33]

4.A.15 **オーバーレイ戦略コンポジット**について、**会社**は、**会社の運用総資産**を提示することは**必須**ではなく、代わりに各年度末現在の**会社**の**オーバーレイ・エクスポージャー**総額を提示することを選択することができる。

4.A.16 **ラップフィー・コンポジット**について、**会社**が**ラップフィー**の**見込顧客**にパフォーマンスを提示するときは、**会社**は、次に掲げる事項を提示し**なければならない**。

a. **ラップフィー**のスポンサーにかかわらず、**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略に従って運用される実際の**ラップフィー・ポートフォリオ**が存在する場合には、それらすべての**ポートフォリオ**のパフォーマンスを含む**コンポジット**

b. **ラップフィー**全体を控除した**コンポジット・**パフォーマンス

c. 各年度末現在の**コンポジット**資産に占める**ラップフィー・ポートフォリオ**の割合

4.A.17 **ラップフィー・コンポジット**について、**会社**が**純粋な（pure）報酬控除前**リターンを提示するときは、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **純粋な報酬控除前**リターンであることを明記する。

b. **純粋な報酬控除前**リターンを**補足情報**として区別する。

4.A.18 **GIPSコンポジット報告書**に含まれるすべての**補足情報**は、次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. 当該**コンポジット**に直接関連する情報であること。

b. **GIPSコンポジット報告書**で**必須**とされる情報または**勧奨**される情報と矛盾または相反しないこと。

c. **補足情報**と明記すること。

4.B. 提示および報告－勧奨基準

4.B.1 **会社**は、**報酬控除前**および**報酬控除後**の両方の**コンポジット・**リターンを提示す**べきである**。

4.B.2 **会社**は、次に掲げる事項を提示す**べきである**。

a. **コンポジット**および**ベンチマーク**のすべての期間に係る累積リターン

b. 等加重**コンポジット・**リターン

c. 四半期および/または月次のリターン

d. 12ヶ月を超える期間について、**コンポジット**および**ベンチマーク**の年率換算リターン

[33] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

4.B.3 **コンポジット**と**ベンチマーク**の年率換算した**事後的**な**標準偏差**が提示されるすべての期間について、**会社**は、対応する期間の**コンポジット**と**ベンチマーク**の年率換算したリターンを提示す**べきである**。

4.B.4 **コンポジット**と**ベンチマーク**の年率換算したリターンが提示される3年間を超えるすべての期間について、**会社**は、対応する期間の**コンポジット**と**ベンチマーク**の年率換算した**事後的**な**標準偏差**（月次リターンを使用）を提示す**べきである**。

4.B.5 **会社**は、**コンポジット**および**ベンチマーク**に関連する**事後的**な**追加的リスク指標**を提示す**べきである**。

4.B.6 **会社**は、**GIPSコンポジット報告書**において10年間を超える期間の年間パフォーマンスを提示す**べきである**。

4.B.7 **会社**は、各年度末現在の**コンポジット**資産に占める**自己勘定資産**の割合を提示す**べきである**。

4.B.8 **会社**が暫定的な推定値を**公正価値**として使用する場合は、**会社**は、各年度末現在の**コンポジット**資産に占める暫定的な推定値を使用して評価された資産の割合を提示す**べきである**。

4.B.9 **不動産コンポジット**について、**会社**は、すべての提示期間について**コンポジット**および**ベンチマーク**の**構成リターン**を提示す**べきである**。

4.B.10 **会社**が**出資約束金**を有する場合は、**会社**は、各年度末現在の**会社**全体の未払込**出資約束金**を提示す**べきである**。

4.C. ディスクロージャー（開示）－必須基準

4.C.1 **会社**は、適用されるGIPS基準の**必須事項**のすべてに準拠すれば、次に掲げる準拠表明文の1つを使用して、**会社**のGIPS基準への準拠を開示し**なければならない**。**コンポジット**の準拠表明文は、**GIPSコンポジット報告書**でのみ使用され**なければならない**。

a. 検証を受けている**会社**の場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、［日付挿入］の期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。」

b. 検証を受けている**会社**の**コンポジット**について**パフォーマンス検査**を受けている場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、［日付挿入］の期間について独立した検証者による検証を受けている。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。［**コンポジット**名挿入］は、［日付挿入］の期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。」

検証を受けている**会社**の準拠表明文、または検証を受けている**会社**で**パフォーマンス検査**も受けている**コンポジット**の準拠表明文は、2つの段落が両方一緒に連続して表示される場合に限り、完全なものとする。

c. **会社**が検証を受けていない場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、独立した検証者による検証を受けていない。」

会社は、それぞれの準拠表明文のいかなる部分も除外しては**ならない**。準拠表明文に修正（modifications）を加える場合は、補足的（additive）で**なければならない**。

4.C.2 **会社**は、次を開示し**なければならない**。「GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。」

4.C.3 **会社**は、**会社の運用総資産**および基準の準拠主体を確定するために使用した「**会社**」の定義を開示し**なければならない**。

4.C.4 **会社**は、**コンポジットの概略**を開示し**なければならない**。

4.C.5 **会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **ベンチマークの概略**。概略には、**ベンチマーク**の主要な特徴、もしくは**ベンチマーク**が容易に認識されるインデックスその他の評価基準である場合は**ベンチマーク**の名称を記載し**なければならない**。

b. **ベンチマーク・リターン**が月次よりも低い頻度で計算される場合は、**ベンチマーク**の**観測期間**

4.C.6 **報酬控除前**リターンを提示するときは、**会社**は、**取引コスト**に加えて他のフィーを控除している場合には、その旨を開示し**なければならない**。

4.C.7 **報酬控除後**リターンを提示するときは、**会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **運用報酬**および**取引コスト**に加えて他のフィーを控除している場合はその旨

b. **報酬控除後**リターンが**パフォーマンス・フィー**または**成功報酬**の控除後である場合はその旨

c. モデル**運用報酬**または実際の**運用報酬**のいずれが使用されているか。

d. モデル**運用報酬**を使用し、**コンポジット**の**報酬控除前**リターンを提示しない場合は、**報酬控除後**リターンを計算するために使用されたモデル**運用報酬** [34]

e. モデル**運用報酬**を使用する場合は、**報酬控除後**リターンの計算方法

4.C.8 **会社**が顧客に対して**ポートフォリオ**外で課す**運用報酬**以外のフィーおよび費用（例えば、リサーチ・コスト）が重要である場合には、**会社**は、それらを開示し**なければならない**。

4.C.9 **会社**は、報告通貨を開示または表示し**なければならない**。

4.C.10 **会社**は、どの**内部的散らばり**の測度を提示しているか開示し**なければならない**。

4.C.11 **会社**は、**見込顧客**または**見込投資家**に適用される現行の**報酬率表**を開示し**なければならない**。

a. 単独**ポートフォリオ**の**見込顧客**にパフォーマンスを提示するときは、**報酬率表**は、当該戦略に従って運用される単独**ポートフォリオ**の**報酬率表**を反映し**なければならない**。

b. マルチアセット戦略**ポートフォリオ**の**見込顧客**に対して**カーブアウト**を含む**コンポジット**のパフォーマンスを提示するときは、**報酬率表**は、当該戦略に従って運用されるマルチアセット戦略 **ポートフォリオ**の**報酬率表**を反映し**なければならない**。

c. **ラップフィー**の**見込顧客**に対して**ラップフィー ・コンポジット**を提示するときは、**報酬率表**は、**ラップフィー**総額を反映し**なければならない**。

d. **コンポジット**に含まれる**プールド・ファンド**の**見込投資家**に対して**GIPSコンポジット報告書**を提示するときは、**会社**は、**プールド・ファンド**の現行の**報酬率表**および**経費率**を開示し**なければならない**。

[34] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

4.C.12 **報酬率表**が**パフォーマンス・フィー**または**成功報酬**を含む場合は、**会社**は、**パフォーマンス・フィーの概略**または**成功報酬の概略**を開示し**なければならない**。

4.C.13 **会社**は、**コンポジット開始日**を開示し**なければならない**。

4.C.14 **会社**は、**コンポジット構築日**を開示し**なければならない**。

4.C.15 **会社**は、該当する場合は、次に掲げる一覧表が請求に応じて提供可能であることを開示し**なければならない**。

a. **コンポジットの概略**一覧表

b. **私募プールド・ファンド**に関する**プールド・ファンドの概略**一覧表

c. **公募プールド・ファンド**一覧表

4.C.16 **会社**は、投資評価、パフォーマンス計算、および**GIPS報告書**の作成に関する方針が請求に応じて提供可能であることを開示し**なければならない**。

4.C.17 **会社**は、レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの使用が重要である場合には、それらがこれまでどのように使用されているか開示し**なければならない**。

4.C.18 推定**取引コスト**を使用している場合は、**会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. 推定**取引コスト**が使用されたこと。

b. 使用された推定**取引コスト**およびそれらがどのように決定されたか。

4.C.19 **会社**は、**見込顧客**が**GIPSコンポジット報告書**を解釈するうえで有用な重大な事項をすべて開示し**なければならない**。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。

4.C.20 **実効準拠開始日**より前の期間についてGIPS基準に準拠していないパフォーマンスを提示している場合は、**会社**は、非準拠の期間を開示し**なければならない**。

4.C.21 **会社**を再定義する場合は、**会社**は、再定義の日付および概略を開示し**なければならない**。

4.C.22 **コンポジット**を再定義する場合は、**会社**は、再定義の日付および概略を開示し**なければならない**。

4.C.23 **会社**は、**コンポジット**名の変更を開示し**なければならない**。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。

4.C.24 **会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**

a. **コンポジット**に組み入れる**ポートフォリオ**の最低資産額を定めている場合は、その額

b. 最低資産額の変更

4.C.25 **会社**は、**コンポジット・リターン**が源泉税の控除前または控除後のいずれであるか、それが重要である場合には、開示し**なければならない**。

4.C.26 **会社**は、**ベンチマーク・リターン**が源泉税控除後である場合（そのような情報が入手可能である場合）には、その旨を開示し**なければならない**。

4.C.27 **GIPSコンポジット報告書**がGIPS基準の**必須事項**に抵触する法律および/または規制に従っている場合は、**会社**は、その旨、および当該法律および/または規制がGIPS基準と異なる内容を開示し**なければならない**。

4.C.28 現金配分された**カーブアウト**が**コンポジット**に含まれる場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **コンポジット**名に**カーブアウト**を表示する。

b. **コンポジット**に現金配分された**カーブアウト**が含まれることを開示する。

c. **カーブアウト**に現金配分するために使用した方針を開示する。

d. 単独**ポートフォリオ**の**コンポジット**が存在する場合は、単独**ポートフォリオ**の**コンポジット**の**GIPSコンポジット報告書**が請求に応じて提供可能であることを開示する。

4.C.29 **会社**は、**サブアドバイザー**の使用および**サブアドバイザー**が使用された期間を開示し**なければならない**。[35]

4.C.30 **会社**は、**コンポジット**の評価階層が**勧奨**される評価階層と大きく（materially）異なる場合は、その旨を開示し**なければならない**。（**勧奨**される評価階層については基準 2.B.6を参照）[36]

4.C.31 **会社**が**コンポジット**に適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断した場合は、**会社**は、**ベンチマーク**が提示されない理由を開示し**なければならない**。

4.C.32 **会社**が**ベンチマーク**を変更する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. 将来に向かっての**ベンチマーク**の変更については、当該変更の日付および概略。変更は、変更前の**ベンチマーク**のリターンが**GIPSコンポジット報告書**に記載されている限り、開示し**なければならない**。

b. 遡及的な**ベンチマーク**の変更については、当該変更の日付および概略。変更は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、開示し**なければならない**。

4.C.33 カスタム・**ベンチマーク**または複数の**ベンチマーク**から合成した**ベンチマーク**を使用する場合は、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 該当する場合は、**ベンチマーク**の構成要素、ウエイト、およびリバランスのプロセスを開示する。

b. 計算方法を開示する。

c. **ベンチマーク**がカスタム・**ベンチマーク**であると明記する。

4.C.34 **ポートフォリオ資産額加重カスタム・ベンチマーク**を使用する場合は、**会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **コンポジット**に含まれるすべての**ポートフォリオ**の**ベンチマーク**の加重平均リターンを使用して、**ベンチマーク**がリバランスされること。

b. リバランスの頻度

---

[35] 2006年1月1日以降の期間については**必須**である。

[36] 2011年1月1日以降の期間については**必須**である。

c. 直近年度末現在の各構成要素のウエイトを含む、**ポートフォリオ資産額加重カスタム・ベンチマーク**の構成要素

d. 各構成要素のウエイトを含む**ポートフォリオ資産額加重カスタム・ベンチマーク**の構成要素が、請求に応じて、過去の期間について提供可能であること。

4.C.35 **会社**が**コンポジット**について**重大なキャッシュフロー**に関する方針を採用している場合は、**会社**は、当該**コンポジット**について**重大なキャッシュフロー**をどのように定義しているか、また、その適用期間を開示し**なければならない**。

4.C.36 少なくとも3年間のパフォーマンスを有する**コンポジット**について、**会社**は、36個の月次リターンが入手できないことを理由に、**コンポジット**および/または**ベンチマーク**の年率換算した3年間の**事後的**な**標準偏差**を提示しない場合は、その旨を開示し**なければならない**。

4.C.37 **会社**は、旧会社または組織（a past firm or affiliation）のパフォーマンスを提示する場合はその旨、およびその期間を開示し**なければならない**。

4.C.38 **会社**は、**重要なエラー**の訂正に起因する**GIPSコンポジット報告書**の変更を開示し**なければならない**。この開示は、**GIPSコンポジット報告書**の訂正後、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。この開示は、**重要なエラー**を含む**GIPSコンポジット報告書**を受領しなかった**見込顧客**または**見込投資家**に提供される**GIPSコンポジット報告書**に記載することは**必須**ではない。

4.C.39 **コンポジット**の**ポートフォリオ**数が5以下であることを理由に、**会社**が**コンポジット**の**ポートフォリオ**数を提示しないことを選択する場合は、**会社**は、当該**コンポジット**の**ポートフォリオ**数が5以下であると開示するか、類似の内容を表示し**なければならない**。

4.C.40 1年間を通して**コンポジット**に組み入れられていた**ポートフォリオ**数が5以下であることを理由に、**会社**が**ポートフォリオ・リターン**の**内部的散らばり**を提示しないことを選択する場合は、**会社**は、**内部的散らばり**の測度が適用されないと開示するか、類似の内容を表示し**なければならない**。

4.C.41 **会社**は、**公正価値**を決定するために暫定的な推定値を使用している場合は、その旨を開示し**なければならない**。

4.C.42 **会社**が**コンポジット**において提示するリターンの種類を変更する（例えば、**金額加重収益率**から**時間加重収益率**に変更する）場合は、**会社**は、当該変更および変更日を開示し**なければならない**。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。

4.C.43 **会社**が**追加的リスク指標**を提示する場合は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **追加的リスク指標**の概略を説明する。

b. **追加的リスク指標**の計算にリスクフリー・レートを使用している場合は、リスクフリー・レートの名称を開示する。

4.C.44 **会社**は、提示したリスク指標を計算するために**報酬控除前**リターンまたは**報酬控除後**リターンのいずれを使用しているか、開示し**なければならない**。

4.C.45 **オーバーレイ戦略コンポジット**について、**会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **コンポジット**の**オーバーレイ・エクスポージャー**の計算方法

b. **コンポジット・**リターンに担保および担保収益を反映している場合は、その旨

4.C.46 **不動産オープンエンド型ファンド**に含まれない**不動産**投資について、**会社**は次のいずれかを開示し**なければならない**。[37]

a. **外部評価**を入手していることおよびその入手頻度

b. **会社**が財務諸表監査における評価に依拠していること。

4.C.47 **ラップフィー・コンポジット**について、**会社**が**純粋な報酬控除前**リターンを提示するときは、**会社**は、**純粋な報酬控除前**リターンが**取引コスト**を控除していないことを開示し**なければならない**。

4.C.48 **GIPSコンポジット報告書**に**補足情報**として**理論的パフォーマンス**を記載するときは、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. その数値が理論的なものであり、実際の資産のパフォーマンスに基づくものではないこと、および**理論的パフォーマンス**がモデルの遡及適用または将来に向かっての適用のいずれから得られたかを開示する。

b. **見込顧客**または**見込投資家**が**理論的パフォーマンスを**解釈するのに十分な、**理論的パフォーマンス**を計算するために使用される方法および仮定条件の基本的な概略を開示する。モデルパフォーマンス、バックテスト・パフォーマンス、または仮想パフォーマンスに基づく場合はその旨の開示も含む。

c. **理論的パフォーマンス**が、実際の顧客**ポートフォリオ**で支払ったであろう、または支払うであろう、実際のまたは推定された**運用報酬**、**取引コスト**、または他のフィーおよび課金を控除しているかどうかを開示する。

d. **理論的パフォーマンス**を**補足情報**と明記する。

4.D. ディスクロージャー（開示）－勧奨基準

4.D.1 **会社**は、評価方針および/または評価方法への重要な変更を開示す**べきである**。

4.D.2 **会社**は、計算方針および/または計算方法への重要な変更を開示す**べきである**。

4.D.3 **会社**は、**ベンチマーク**と**コンポジット**間における、投資マンデート、投資目的、または投資戦略の重要な差異を開示す**べきである**。

4.D.4 **会社**は、投資資産の評価に使用した主要な仮定条件を開示す**べきである**。

[37] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

4.D.5　親会社が複数の会社を含む場合は、親会社内の各**会社**は、親会社に含まれる他の会社の一覧表を開示す**べきである**。

4.D.6　**コンポジット**に**バンドル・フィー**が適用される**ポートフォリオ**を組み入れている場合は、**会社**は、**バンドル・フィー**に含まれるフィーの種類を開示す**べきである**。

4.D.7　**会社**がGIPS基準の評価に関する**必須事項**に加えて業界の評価ガイドラインに従っている場合は、**会社**は、どのガイドラインを適用しているか開示す**べきである**。

4.D.8　ピアグループ・**ベンチマーク**のような制約のある**ベンチマーク**を使用するときは、**会社**は、当該制約を開示す**べきである**。

4.D.9　**会社**は、リサーチ・コストがリターンにどのように反映されているか開示す**べきである**。

5. コンポジット金額加重収益率報告書

会社が基準 1.A.35に定める必須事項を満たしており金額加重収益率の提示を選択する場合は、GIPSコンポジット報告書において、以下の規定が金額加重収益率を含むコンポジットに適用される。

5.A. 提示および報告－必須基準

5.A.1 会社は、各GIPSコンポジット報告書において次に掲げる事項を提示しなければならない。

a. 直近年度末までの年率換算したコンポジット開始来金額加重収益率

b. コンポジットのトラック・レコードが1年に満たないときは、初年度末までの年率換算されていないコンポジット開始来金額加重収益率

c. コンポジットが終了するときは、コンポジット終了日までの年率換算したコンポジット開始来金額加重収益率

d. 提示されているコンポジットの開始来金額加重収益率と同じ期間のベンチマークの開始来金額加重収益率。ただし、会社が適切なベンチマークが存在しないと判断する場合を除く。

e. 直近年度末現在のコンポジットのポートフォリオ数。期末におけるコンポジットのポートフォリオ数が5以下の場合は、ポートフォリオ数の提示は必須ではない。

f. 直近年度末現在のコンポジット資産

g. 直近年度末現在の会社の運用総資産 [38]

5.A.2 サブスクリプション・ライン・オブ・クレジットを使用する場合は、会社は、直近年度末までのコンポジット開始来金額加重収益率について、サブスクリプション・ライン・オブ・クレジットの効果を反映した収益率および反映しない収益率の両方を提示しなければならない。サブスクリプション・ライン・オブ・クレジットが次に掲げる要素をすべて有しているときは、会社がサブスクリプション・ライン・オブ・クレジットの効果を反映しない収益率を提示することは必須ではない。[39]

a. 元本がキャピタル・コールを通じた出資約束金のドローダウンにより120日以内に返済されたこと。

b. 元本が分配のために使用されなかったこと。

---

[38] 2020年12月31日以降を期末とする期間については必須である。2020年12月31日より前を期末とする期間については、会社は、会社の運用総資産もしくは会社の運用総資産に占めるコンポジット資産の割合を提示することができる。

[39] 2020年12月31日以降を期末とする期間については必須である。

5.A.3 会社は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価された資産（基準2.B.6.eに規定）がコンポジット資産の公正価値総額に占める割合を、そのような投資資産がコンポジット資産の重要な額を占める場合には、直近年度末現在で提示しなければならない。

5.A.4 コンポジットのポートフォリオが出資約束金を有する場合は、会社は、直近年度末現在の次に掲げる事項を提示しなければならない。

a. コンポジット開始来の払込出資金

b. コンポジット開始来の分配額

c. コンポジットの累積出資約束金

d. 評価総額／開始来払込出資金（投資倍率またはTVPI）

e. 開始来分配額／開始来払込出資金（実現倍率またはDPI）

f. 開始来払込出資金／累積出資約束金（PIC倍率）

g. 残余価値／開始来払込出資金（未実現倍率またはRVPI）

5.A.5 会社は、次に掲げる事項を明確に表記または区別しなければならない。

a. 提示期間

b. コンポジット・リターンが報酬控除前または報酬控除後のいずれであるか。

c. コンポジット・リターンがサブスクリプション・ライン・オブ・クレジットの効果を反映した収益率または反映していない収益率のいずれであるか。この情報は、会社がサブスクリプション・ライン・オブ・クレジットの効果を反映した収益率および反映しない収益率の両方を提示する場合にのみ必須とされる。

5.A.6 会社がGIPSコンポジット報告書に2つ以上のベンチマークを記載する場合は、会社は、それらすべてのベンチマークについて必須の情報を提示し、開示しなければならない。

5.A.7 コンポジットが現金配分されたカーブアウトを含む場合は、会社は、直近年度末現在のコンポジット資産に占める現金配分されたカーブアウトの割合を提示しなければならない。

5.A.8 コンポジットが報酬を課さないポートフォリオを含む場合に、実際の運用報酬を使用して計算された報酬控除後リターンが提示されるときは、会社は、直近年度末現在のコンポジット資産に占める報酬を課さないポートフォリオの割合を提示しなければならない。

5.A.9 会社がコンポジットの未払込出資約束金（uncalled COMMITTED CAPITAL）、またはコンポジット資産とコンポジットの未払込出資約束金の合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. コンポジット資産とコンポジットの未払込出資約束金の合計が提示される期間と同一の期間について、コンポジットの未払込出資約束金を提示する。

b. **コンポジット**の未払込**出資約束金**は、それと明示して提示する。

c. **コンポジット**資産と**コンポジット**の未払込**出資約束金**の合計は、それと明示して提示する。

5.A.10 **会社**が**会社**全体の未払込**出資約束金**、または**会社の運用総資産**と**会社**全体の未払込**出資約束金**の合計を提示することを選択する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **会社の運用総資産**と**会社**全体の未払込**出資約束金**の合計が提示される期間と同一の期間について、**会社**全体の未払込**出資約束金**を提示する。

b. **会社**全体の未払込**出資約束金**は、それと明示して提示する。

c. **会社の運用総資産**と**会社**全体の未払込**出資約束金**の合計は、それと明示して提示する。

5.A.11 **会社**が**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**、または**コンポジット**資産と**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**との合計を提示することを選択する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **コンポジット**資産と**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**との合計が提示される期間と同一の期間について、**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**を提示する。

b. **コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**は、それと明示して提示する。

c. **コンポジット**資産と**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**との合計は、それと明示して提示する。

5.A.12 **会社**が**会社**全体の**助言資産**、または**会社の運用総資産**と**会社**全体の**助言資産**の合計を提示することを選択する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **会社の運用総資産**と**会社**全体の**助言資産**の合計が提示される期間と同一の期間について、**会社**全体の**助言資産**を提示する。

b. **会社**全体の**助言資産**は、それと明示して提示する。

c. **会社の運用総資産**と**会社**全体の**助言資産**の合計は、それと明示して提示する。

5.A.13 **GIPSコンポジット報告書**で**必須**とされる情報および**勧奨**される情報のすべては、同じ通貨で提示し**なければならない**。

5.A.14 **会社**が現金配分された**カーブアウト**を含む**コンポジット**のパフォーマンスを提示する場合に、同一の戦略で運用される単独**ポートフォリオ**から成る**コンポジット**も有するときは、**会社**は、現金配分された**カーブアウト**を含む**コンポジット**の**GIPSコンポジット報告書**において、単独**ポートフォリオ**から成る**コンポジット**の直近年度末までの**開始来金額加重収益率**および直近年度末現在の**コンポジット**資産を提示し**なければならない**。

5.A.15 GIPSコンポジット報告書に含まれるすべての補足情報は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

a. 当該コンポジットに直接関連する情報であること。

b. GIPSコンポジット報告書で必須とされる情報または勧奨される情報と矛盾または相反しないこと。

c. 補足情報と明記すること。

5.B. 提示および報告－勧奨基準

5.B.1 会社は、各年度末現在の年率換算した開始来金額加重収益率を提示すべきである。

5.B.2 コンポジットのポートフォリオが出資約束金を有する場合は、会社は、各年度末現在における次に掲げる事項を提示すべきである。

a. コンポジット開始来の払込出資金

b. コンポジット開始来の分配額

c. コンポジットの累積出資約束金

d. 評価総額／開始来払込出資金（投資倍率またはTVPI）

e. 開始来分配額／開始来払込出資金（実現倍率またはDPI）

f. 開始来払込出資金／累積出資約束金（PIC倍率）

g. 残余価値／開始来払込出資金（未実現倍率またはRVPI）

5.B.3 会社は、報酬控除前および報酬控除後の両方の年率換算したコンポジット開始来金額加重収益率を提示すべきである。

5.B.4 会社は、直近年度末現在のコンポジット資産に占める自己勘定資産の割合を提示すべきである。

5.B.5 会社は、コンポジットおよびベンチマークに関する適切な事後的なリスク指標を提示すべきである。提示する事後的なリスク指標は、コンポジットとベンチマーク間で同一であるべきである。

5.B.6 会社が暫定的な推定値を公正価値として使用する場合は、会社は、直近年度末現在のコンポジット資産に占める暫定的な推定値を使用して評価された資産の割合を提示すべきである。

5.B.7 **会社**が**出資約束金**を有する場合は、**会社**は、直近年度末現在の**会社**全体の未払込**出資約束金**を提示す**べきである**。

5.C. ディスクロージャー（開示）－必須基準

5.C.1 **会社**は、適用されるGIPS基準の**必須事項**のすべてに準拠すれば、次に掲げる準拠表明文の1つを使用して、**会社**のGIPS基準への準拠を開示し**なければならない**。**コンポジット**の準拠表明文は、**GIPSコンポジット報告書**でのみ使用され**なければならない**。

a. 検証を受けている**会社**の場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、［日付挿入］の期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。」

b. 検証を受けている**会社**の**コンポジット**について**パフォーマンス検査**を受けている場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、［日付挿入］の期間について独立した検証者による検証を受けている。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。［**コンポジット**名挿入］は、［日付挿入］の期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。」

検証を受けている**会社**の準拠表明文、または検証を受けている**会社**で**パフォーマンス検査**も受けている**コンポジット**の準拠表明文は、2つの段落が両方一緒に連続して表示される場合に限り、完全なものとする。

c. **会社**が検証を受けていない場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、独立した検証者による検証を受けていない。」

会社は、それぞれの準拠表明文のいかなる部分も除外しては**ならない**。準拠表明文に修正（modifications）を加える場合は、補足的（additive）で**なければならない**。

5.C.2 **会社**は、次を開示し**なければならない**。「GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。」

5.C.3 **会社**は、**会社の運用総資産**および基準の準拠主体を確定するために使用した「**会社**」の定義を開示し**なければならない**。

5.C.4 **会社**は、**コンポジットの概略**を開示し**なければならない**。

5.C.5 **会社**は、**ベンチマークの概略**を開示し**なければならない**。概略には、**ベンチマーク**の主要な特徴、もしくは**ベンチマーク**が容易に認識されるインデックスその他の評価基準である場合は**ベンチマーク**の名称を記載し**なければならない**。

5.C.6 **報酬控除前**リターンを提示するときは、**会社**は、**取引コスト**に加えて他のフィーを控除している場合には、その旨を開示し**なければならない**。

5.C.7 **報酬控除後**リターンを提示するときは、**会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **運用報酬**および**取引コスト**に加えて他のフィーを控除している場合はその旨

b. **報酬控除後**リターンが**パフォーマンス・フィー**または**成功報酬**の控除後である場合はその旨

c. モデル**運用報酬**または実際の**運用報酬**のいずれが使用されているか。

d. モデル**運用報酬**を使用し、**コンポジット**の**報酬控除前**リターンを提示しない場合は、**報酬控除後**リターン**を**計算するために使用されたモデル**運用報酬**[40]

e. モデル**運用報酬**を使用する場合は、**報酬控除後**リターンの計算方法

5.C.8 **会社**が顧客に対して**ポートフォリオ**外で課す**運用報酬**以外のフィーおよび費用（例えば、リサーチ・コスト）が重要である場合には、**会社**は、それらを開示し**なければならない**。

5.C.9 **会社**は、報告通貨を開示または表示し**なければならない**。

[40] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

5.C.10 会社は、見込顧客または見込投資家に適用される現行の報酬率表を開示しなければならない。

a. 単独ポートフォリオの見込顧客にパフォーマンスを提示するときは、報酬率表は、当該戦略に従って運用される単独ポートフォリオの報酬率表を反映しなければならない。

b. マルチアセット戦略ポートフォリオの見込顧客に対してカーブアウトを含むコンポジットのパフォーマンスを提示するときは、報酬率表は、当該戦略に従って運用されるマルチアセット戦略ポートフォリオの報酬率表を反映しなければならない。

c. コンポジットに含まれるプールド・ファンドの見込投資家に対してGIPSコンポジット報告書を提示するときは、会社は、プールド・ファンドの現行の報酬率表および経費率を開示しなければならない。

5.C.11 報酬率表がパフォーマンス・フィーまたは成功報酬を含む場合は、会社は、パフォーマンス・フィーの概略または成功報酬の概略を開示しなければならない。

5.C.12 会社は、コンポジット開始日を開示しなければならない。

5.C.13 会社は、コンポジット構築日を開示しなければならない。

5.C.14 会社は、該当する場合は、次に掲げる一覧表が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない。

a. コンポジットの概略一覧表

b. 私募プールド・ファンドに関するプールド・ファンドの概略一覧表

c. 公募プールド・ファンド一覧表

5.C.15 会社は、投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書の作成に関する方針が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない。

5.C.16 会社は、レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの使用が重要である場合には、それらがこれまでどのように使用されているか開示しなければならない。

5.C.17 推定取引コストを使用している場合は、会社は次に掲げる事項を開示しなければならない。

a. 推定取引コストが使用されたこと。

b. 使用された推定取引コストおよびそれらがどのように決定されたか。

5.C.18 会社は、見込顧客がGIPSコンポジット報告書を解釈するうえで有用な重大な事項をすべて開示しなければならない。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載しなければならない。

5.C.19 実効準拠開始日より前の期間についてGIPS基準に準拠していないパフォーマンスを提示している場合は、会社は、非準拠の期間を開示しなければならない。

5.C.20 会社を再定義する場合は、会社は、再定義の日付および概略を開示しなければならない。

5.C.21 **コンポジット**を再定義する場合は、**会社**は、再定義の日付および概略を開示し**なければならない**。

5.C.22 **会社**は、**コンポジット**名の変更を開示し**なければならない**。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。

5.C.23 **会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **コンポジット**に組み入れる**ポートフォリオ**の最低資産額を定めている場合は、その額

b. 最低資産額の変更

5.C.24 **会社**は、**コンポジット・**リターンが源泉税の控除前または控除後のいずれであるか、それが重要である場合には、開示し**なければならない**。

5.C.25 **会社**は、**ベンチマーク・**リターンが源泉税控除後である場合（そのような情報が入手可能である場合）には、その旨を開示し**なければならない**。

5.C.26 **GIPSコンポジット報告書**がGIPS基準の**必須事項**に抵触する法律および/または規制に従っている場合は、**会社**は、その旨、および当該法律および/または規制がGIPS基準と異なる内容を開示し**なければならない**。

5.C.27 現金配分された**カーブアウト**が**コンポジット**に含まれる場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **コンポジット**名に**カーブアウト**を表示する。

b. **コンポジット**に現金配分された**カーブアウト**が含まれることを開示する。

c. **カーブアウト**に現金配分するために使用した方針を開示する。

d. 単独**ポートフォリオ**の**コンポジット**が存在する場合は、単独**ポートフォリオ**の**コンポジット**の**GIPSコンポジット報告書**が請求に応じて提供可能であることを開示する。

5.C.28 **会社**は、**サブアドバイザーの**使用および**サブアドバイザー**が使用された期間を開示し**なければならない**。[41]

5.C.29 **会社**は、**コンポジット**の評価階層が**勧奨**される評価階層と大きく（materially）異なる場合は、その旨を開示し**なければならない**。（**勧奨**される評価階層については基準 2.B.6を参照）[42]

5.C.30 **会社**が**コンポジット**に適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断した場合は、**会社**は、**ベンチマーク**が提示されない理由を開示し**なければならない**。

5.C.31 **会社**が**ベンチマーク**を変更する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. 将来に向かっての**ベンチマーク**の変更については、当該変更の日付および概略。変更は、変更前の**ベンチマーク**のリターンが**GIPSコンポジット報告書**に記載されている限り、開示し**なければならない**。

[41] 2006年1月1日以降の期間については**必須**である。

[42] 2011年1月1日以降の期間については**必須**である。

b. 遡及的な**ベンチマーク**の変更については、当該変更の日付および概略。変更は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、開示し**なければならない**。

5.C.32 カスタム・**ベンチマーク**または複数の**ベンチマーク**から合成した**ベンチマーク**を使用する場合は、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 該当する場合は、**ベンチマーク**の構成要素、ウエイト、およびリバランスのプロセスを開示する。

b. 計算方法を開示する。

c. **ベンチマーク**がカスタム・**ベンチマーク**であると明記する。

5.C.33 **会社**は、**ベンチマーク**に使用された計算方法を開示し**なければならない**。**会社**が**コンポジット**の**パブリック・マーケット・エクイバレント**を**ベンチマーク**として提示する場合は、**会社**は、**パブリック・マーケット・エクイバレント**を計算するために使用したインデックスも開示し**なければならない**。

5.C.34 **会社**は、旧会社または組織（a past firm or affiliation）のパフォーマンスを提示する場合はその旨、およびその期間を開示し**なければならない**。

5.C.35 **会社**は、**金額加重収益率**の計算で使用した**外部キャッシュフロー**の頻度が日次でない場合は、その頻度を開示し**なければならない**。

5.C.36 **会社**が**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**を使用しており、**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の効果を反映した収益率および反映しない収益率の両方を提示することが**必須**である場合は、次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の使用目的

b. 直近年度末現在の**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**のサイズ

c. 直近年度末現在の**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の残高

5.C.37 **会社**は、**重要なエラー**の訂正に起因する**GIPSコンポジット報告書**の変更を開示し**なければならない**。この開示は、**GIPSコンポジット報告書**の訂正後、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。この開示は、**重要なエラー**を含む**GIPSコンポジット報告書**を受領しなかった**見込顧客**または**見込投資家**に提供される**GIPSコンポジット報告書**に記載することは**必須**ではない。

5.C.38 **コンポジット**の**ポートフォリオ**数が5以下であることを理由に、**会社**が**コンポジット**の**ポートフォリオ**数を提示しないことを選択する場合は、**会社**は、当該**コンポジット**の**ポートフォリオ**数が5以下であると開示するか、類似の内容を表示し**なければならない**。

5.C.39 **会社**は、**公正価値**を決定するために暫定的な推定値を使用している場合は、その旨を開示し**なければならない**。

5.C.40 **会社**が**コンポジット**において提示するリターンの種類を変更する（例えば、**時間加重収益率**から**金額加重収益率**に変更する）場合は、**会社**は、当該変更および変更日を開示し**なければならない**。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。

5.C.41 **会社**が**追加的リスク指標**を提示する場合は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **追加的リスク指標**の概略を説明する。

b. **追加的リスク指標**の計算にリスクフリー・レートを使用している場合は、リスクフリー・レートの名称を開示する。

5.C.42 **会社**は、提示したリスク指標を計算するために**報酬控除前**または**報酬控除後**のリターンのいずれを使用しているか、開示し**なければならない**。

5.C.43 **不動産オープンエンド型ファンド**に含まれない**不動産**投資について、**会社**は次のいずれかを開示し**なければならない**。[43]

a. **外部評価**を入手していることおよびその入手頻度

b. **会社**が財務諸表監査における評価に依拠していること。

5.C.44 **GIPSコンポジット報告書**に**補足情報**として**理論的パフォーマンス**を記載するときは、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. その数値が理論的なものであり、実際の資産のパフォーマンスに基づくものではないこと、および**理論的パフォーマンス**がモデルの遡及適用または将来に向かっての適用のいずれから得られたかを開示する。

b. **見込顧客**または**見込投資家**が**理論的パフォーマンス**を解釈するのに十分な、**理論的パフォーマンス**を計算するために使用される方法および仮定条件の基本的な概略を開示する。モデルパフォーマンス、バックテスト・パフォーマンス、または仮想パフォーマンスに基づく場合はその旨の開示も含む。

c. **理論的パフォーマンス**が、実際の顧客**ポートフォリオ**で支払ったであろう、または支払うであろう、実際のまたは推定された**運用報酬**、**取引コスト**、または他のフィーおよび課金を控除しているかどうかを開示する。

d. **理論的パフォーマンス**を**補足情報**と明記する。

5.D. ディスクロージャー（開示）－勧奨基準

5.D.1 **会社**は、評価方針および/または評価方法への重要な変更を開示す**べきである**。

5.D.2 **会社**は、計算方針および/または計算方法への重要な変更を開示す**べきである**。

5.D.3 **会社**は、**ベンチマーク**と**コンポジット**間における、投資マンデート、投資目的、または投資戦略の重要な差異を開示す**べきである**。

5.D.4 **会社**は、投資資産の評価に使用した主要な仮定条件を開示す**べきである**。

5.D.5 親会社が複数の会社を含む場合は、親会社内の各**会社**は、親会社に含まれる他の会社の一覧表を開示す**べきである**。

[43] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

5.D.6 **コンポジット**に**バンドル・フィー**が適用される**ポートフォリオ**を組み入れている場合は、**会社**は、**バンドル・フィー**に含まれるフィーの種類を開示す**べきである**。

5.D.7 **会社**がGIPS基準の評価に関する**必須事項**に加えて業界の評価ガイドラインに従っている場合は、**会社**は、どのガイドラインを適用しているか開示す**べきである**。

5.D.8 ピアグループ・**ベンチマーク**のような制約のある**ベンチマーク**を使用するときは、**会社**は、当該制約を開示す**べきである**。

5.D.9 **会社**は、リサーチ・コストがリターンにどのように反映されているか開示す**べきである**。

6. プールド・ファンド時間加重収益率報告書

以下の規定は、**GIPSプールド・ファンド報告書**において**時間加重収益率**を含む**プールド・ファンド**に適用される。

6.A. 提示および報告－必須基準

6.A.1 **会社**は、各**GIPSプールド・ファンド報告書**において次に掲げる事項を提示し**なければならない**。

a. 少なくとも5年間（または**プールド・ファンド**の存続期間が5年未満の場合は**プールド・ファンド開始日**以降の期間）のGIPS基準の**必須事項**に準拠したパフォーマンス。**会社**が最低限5年間（または**プールド・ファンド**の存続期間が5年未満の場合は**プールド・ファンド開始日**以降の期間）のGIPS準拠パフォーマンスを提示した後、**会社**は、少なくとも10年分のGIPS準拠パフォーマンスとなるよう、毎年パフォーマンスを追加提示し**なければならない**。

b. 各年度の**プールド・ファンド**・リターン

c. 開始初年度が1年に満たないときは、**プールド・ファンド開始日**から初年度末までのリターン [44]

d. **プールド・ファンド**が終了するときは、最終年度末から**プールド・ファンド終了日**までのリターン [45]

e. 各年度および**プールド・ファンド**・リターンが提示されている他のすべての期間の**ベンチマーク**の**トータル・リターン**。ただし、**会社**が適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断する場合を除く。

f. 各年度末現在の**プールド・ファンド**資産

g. 各年度末現在の**会社の運用総資産** [46]

h. 月次の**プールド・ファンド**・リターンが入手可能な**プールド・ファンド**については、各年度末現在について、**プールド・ファン**ドおよび**ベンチマーク**の年率換算した3年間の**事後的**な**標準偏差**（月次リターンを使用）[47]

---

[44] 2011年1月1日以降の**プールド・ファンド開始日**を有する**プールド・ファンド**については**必須**である。

[45] 2011年1月1日以降の**プールド・ファンド終了日**を有する**プールド・ファンド**については**必須**である。

[46] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。2020年12月31日より前を期末とする期間については、**会社**は**会社の運用総資産**または**プールド・ファンド**資産の**会社の運用総資産**に占める割合を提示することができる。

[47] 2011年1月1日以降を期末とする期間については**必須**である。

6.A.2 会社は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価された資産（基準2.B.6.eに規定）がプールド・ファンド資産の公正価値総額に占める割合を、そのような投資資産がプールド・ファンド資産の重要な額を占める場合には、直近年度末現在で提示しなければならない。

6.A.3 会社は、次に掲げる事項を明確に表記または区別しなければならない。

a. 提示期間

b. プールド・ファンド・リターンがプールド・ファンド報酬控除前リターンまたはプールド・ファンド報酬控除後リターンのいずれであるか。

6.A.4 会社がGIPSプールド・ファンド報告書に2つ以上のベンチマークを記載する場合は、会社は、それらすべてのベンチマークについて必須の情報を提示し、開示しなければならない。

6.A.5 会社は、見込投資家に適用されるプールド・ファンド経費率を提示しなければならない。

6.A.6 会社がプールド・ファンドの未払込出資約束金（uncalled COMMITTED CAPITAL）、またはプールド・ファンド資産とプールド・ファンドの未払込出資約束金の合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. プールド・ファンド資産とプールド・ファンドの未払込出資約束金の合計が提示される期間と同一の期間について、プールド・ファンドの未払込出資約束金を提示する。

b. プールド・ファンドの未払込出資約束金は、それと明示して提示する。

c. プールド・ファンド資産とプールド・ファンドの未払込出資約束金の合計は、それと明示して提示する。

6.A.7 会社が会社全体の未払込出資約束金、または会社の運用総資産と会社全体の未払込出資約束金の合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. 会社の運用総資産と会社全体の未払込出資約束金の合計が提示される期間と同一の期間について、会社全体の未払込出資約束金を提示する。

b. 会社全体の未払込出資約束金は、それと明示して提示する。

c. 会社の運用総資産と会社全体の未払込出資約束金の合計は、それと明示して提示する。

6.A.8 会社がプールド・ファンドの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産、またはプールド・ファンド資産とプールド・ファンドの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産との合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. プールド・ファンド資産とプールド・ファンドの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産との合計が提示される期間と同一の期間について、プールド・ファンドの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産を提示する。

b. プールド・ファンドの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産は、それと明示して提示する。

c. プールド・ファンド資産とプールド・ファンドの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する助言資産との合計は、それと明示して提示する。

6.A.9 会社が会社全体の助言資産、または会社の運用総資産と会社全体の助言資産の合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. 会社の運用総資産と会社全体の助言資産の合計が提示される期間と同一の期間について、会社全体の助言資産を提示する。

b. 会社全体の助言資産は、それと明示して提示する。

c. 会社の運用総資産と会社全体の助言資産の合計は、それと明示して提示する。

6.A.10 GIPSプールド・ファンド報告書で必須とされる情報および勧奨される情報のすべては、同じ通貨で提示しなければならない。

6.A.11 GIPSプールド・ファンド報告書に含まれるすべての補足情報は、次に掲げる事項を満たさなければならない。

a. 当該プールド・ファンドに直接関連する情報であること。

b. GIPSプールド・ファンド報告書で必須とされる情報または勧奨される情報と矛盾または相反しないこと。

c. 補足情報と明記すること。

6.B. 提示および報告－勧奨基準

6.B.1 会社は、プールド・ファンド報酬控除前リターンとプールド・ファンド報酬控除後リターンの両方を提示すべきである。

6.B.2 会社は、次に掲げる事項を提示すべきである。

a. プールド・ファンドおよびベンチマークのすべての期間に係る累積リターン

b. 四半期および/または月次のリターン

c. 12ヶ月を超える期間について、プールド・ファンドおよびベンチマークの年率換算リターン

6.B.3 プールド・ファンドとベンチマークの年率換算した事後的な標準偏差が提示されるすべての期間について、会社は、対応する期間のプールド・ファンドとベンチマークの年率換算したリターンを提示すべきである。

6.B.4 プールド・ファンドとベンチマークの年率換算したリターンが提示される3年間を超えるすべての期間について、会社は、対応する期間のプールド・ファンドとベンチマークの年率換算した事後的な標準偏差（月次リターンを使用）を提示すべきである。

6.B.5 会社は、プールド・ファンドおよびベンチマークに関連する事後的な追加的リスク指標を提示すべきである。

6.B.6 会社は、GIPSプールド・ファンド報告書において10年間を超える期間の年間パフォーマンスを提示すべきである。

6.B.7 会社は、各年度末現在のプールド・ファンド資産に占める自己勘定資産の割合を提示すべきである。

6.B.8 会社が暫定的な推定値を公正価値として使用する場合は、会社は、各年度末現在のプールド・ファンド資産に占める暫定的な推定値を使用して評価された資産の割合を提示すべきである。

6.B.9 不動産プールド・ファンドについて、会社は、すべての提示期間についてプールド・ファンドおよびベンチマークの構成リターンを提示すべきである。

6.B.10 プールド・ファンド・オブ・ファンズについて、（ファンド投資ビークルへの投資ではなく）直接投資から成るプールド・ファンド資産がある場合は、会社は、各年度末現在のその割合を提示すべきである。

6.B.11 会社が出資約束金を有する場合は、会社は、各年度末現在の会社全体の未払込出資約束金を提示すべきである。

6.B.12 会社は、各年度末現在のプールド・ファンドに関連する会社の共同投資の公正価値総額を提示すべきである。

6.C. ディスクロージャー（開示）－必須基準

6.C.1 会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠すれば、次に掲げる準拠表明文の1つを使用して、会社のGIPS基準への準拠を開示しなければならない。プールド・ファンドの準拠表明文は、GIPSプールド・ファンド報告書でのみ使用されなければならない。

a. 検証を受けている会社の場合:

「［会社名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［会社名挿入］は、［日付挿入］の期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。」

b. 検証を受けている**会社**の**プールド・ファンド**について**パフォーマンス検査**を受けている場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、［日付挿入］の期間について独立した検証者による検証を受けている。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。［**プールド・ファンド**名挿入］は、［日付挿入］の期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。」

検証を受けている**会社**の準拠表明文、または検証を受けている**会社**で**パフォーマンス検査**も受けている**プールド・ファンド**の準拠表明文は、2つの段落が両方一緒に連続して表示される場合に限り、完全なものとする。

c. **会社**が検証を受けていない場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、独立した検証者による検証を受けていない。」

会社は、それぞれの準拠表明文のいかなる部分も除外しては**ならない**。準拠表明文に修正（modifications）を加える場合は、補足的（additive）で**なければならない**。

6.C.2 **会社**は、次を開示し**なければならない**。「GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。」

6.C.3 **会社**は、**会社の運用総資産**および基準の準拠主体を確定するために使用した「**会社**」の定義を開示し**なければならない**。

6.C.4 **会社**は、**プールド・ファンドの概略**を開示し**なければならない**。

6.C.5 **会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **ベンチマークの概略**。概略には、**ベンチマーク**の主要な特徴、もしくは**ベンチマーク**が容易に認識されるインデックスその他の評価基準である場合は**ベンチマーク**の名称を記載し**なければならない**。

b. **ベンチマーク・リターン**が月次よりも低い頻度で計算される場合は、**ベンチマーク**の**観測期間**

6.C.6 **プールド・ファンド報酬控除前リターン**を提示するときは、**会社**は、**取引コスト**に加えて他のフィーを控除している場合には、その旨を開示し**なければならない**。

6.C.7 **プールド・ファンド報酬控除後リターン**を提示するときは、**会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **プールド・ファンド報酬控除後リターン**の計算において、モデルの**プールド・ファンド総経費**または実際の**プールド・ファンド総経費**のいずれが使用されているか。

b. **プールド・ファンド報酬控除後リターン**が**パフォーマンス・フィー**または**成功報酬**の控除後である場合はその旨

c. モデル**運用報酬**またはモデルの**プールド・ファンド総経費**を使用し、**プールド・ファンド報酬控除前リターン**を提示しない場合は、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算するために使用されたモデル**運用報酬**またはモデルの**プールド・ファンド総経費** [48]

d. モデル**運用報酬**またはモデルの**プールド・ファンド総経費**を使用する場合は、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**の計算方法

e. **プールド・ファンド**がパートナーシップ形態をとる場合は、どの資産について**プールド・ファンド報酬控除後リターン**が計算されているか。

f. **プールド・ファンド**が複数のシェアクラスを有する場合に、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**の計算に1つのシェアクラスを使用するときは、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算するために使用した当該シェアクラス

6.C.8 **会社**が投資家に対してファンド外で課す**運用報酬**以外のフィーおよび費用（例えば、リサーチ・コスト）が重要である場合には、**会社**は、それらを開示し**なければならない**。

6.C.9 **会社**は、報告通貨を開示または表示し**なければならない**。

6.C.10 **会社**は、**見込投資家**に適用される現行の**報酬率表**を開示し**なければならない**。

6.C.11 **報酬率表**が**パフォーマンス・フィー**または**成功報酬**を含む場合は、**会社**は、**パフォーマンス・フィーの概略**または**成功報酬の概略**を開示し**なければならない**。

6.C.12 **会社**は、**プールド・ファンド開始日**および**プールド・ファンド開始日**の意味を開示し**なければならない**。

6.C.13 **会社**は、該当する場合は、次に掲げる一覧表が請求に応じて提供可能であることを開示し**なければならない**。

a. **コンポジットの概略**一覧表

b. **私募プールド・ファンド**に関する**プールド・ファンドの概略**一覧表

c. **公募プールド・ファンド**一覧表

6.C.14 **会社**は、投資評価、パフォーマンス計算、および**GIPS報告書**の作成に関する方針が請求に応じて提供可能であることを開示し**なければならない**。

6.C.15 **会社**は、レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの使用が重要である場合には、それらがこれまでどのように使用されているか開示し**なければならない**。

[48] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

6.C.16 **会社**は、**見込投資家**が**GIPSプールド・ファンド報告書**を解釈するうえで有用な重大な事項をすべて開示し**なければならない**。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。

6.C.17 **実効準拠開始日**より前の期間についてGIPS基準に準拠していないパフォーマンスを提示している場合は、**会社**は、非準拠の期間を開示し**なければならない**。

6.C.18 **会社**を再定義する場合は、**会社**は、再定義の日付および概略を開示し**なければならない**。

6.C.19 **プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を変更する場合は、**会社**は、当該変更の日付および概略を開示し**なければならない**。

6.C.20 **会社**は、**プールド・ファンド**名の変更を開示し**なければならない**。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。

6.C.21 **会社**は、**プールド・ファンド**・リターンが源泉税の控除前または控除後のいずれであるか、それが重要である場合には、開示し**なければならない**。

6.C.22 **会社**は、**ベンチマーク**・リターンが源泉税控除後である場合（そのような情報が入手可能である場合）には、その旨を開示し**なければならない**。

6.C.23 **GIPSプールド・ファンド報告書**がGIPS基準の**必須事項**に抵触する法律および/または規制に従っている場合は、**会社**は、その旨、および当該法律および/または規制がGIPS基準と異なる内容を開示し**なければならない**。

6.C.24 **会社**は、**サブアドバイザー**の使用および**サブアドバイザー**が使用された期間を開示し**なければならない**。[49]

6.C.25 **会社**は、**プールド・ファンド**の評価階層が**勧奨**される評価階層と大きく（materially）異なる場合は、その旨を開示し**なければならない**。（**勧奨**される評価階層については基準 2.B.6を参照）[50]

6.C.26 **会社**が**プールド・ファンド**に適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断した場合は、**会社**は、**ベンチマーク**が提示されない理由を開示し**なければならない**。

6.C.27 **会社**が**ベンチマーク**を変更する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. 将来に向かっての**ベンチマーク**の変更については、当該変更の日付および概略。変更は、変更前の**ベンチマーク**のリターンが**GIPSプールド・ファンド報告書**に記載されている限り、開示し**なければならない**。

b. 遡及的な**ベンチマーク**の変更については、当該変更の日付および概略。変更は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、開示し**なければならない**。

[49] 2006年1月1日以降の期間については**必須**である。

[50] 2011年1月1日以降の期間については**必須**である。

6.C.28 カスタム・**ベンチマーク**または複数の**ベンチマーク**から合成した**ベンチマーク**を使用する場合は、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 該当する場合は、**ベンチマーク**の構成要素、ウエイト、およびリバランスのプロセスを開示する。

b. 計算方法を開示する。

c. **ベンチマーク**がカスタム・**ベンチマーク**であると明記する。

6.C.29 少なくとも3年間のパフォーマンスを有する**プールド・ファンド**について、**会社**は、36個の月次リターンが入手できないことを理由に、**プールド・ファンド**および/または**ベンチマーク**の年率換算した3年間の**事後的**な**標準偏差**を提示しない場合は、その旨を開示し**なければならない**。

6.C.30 **会社**は、旧会社または組織（a past firm or affiliation）のパフォーマンスを提示する場合はその旨、およびその期間を開示し**なければならない**。

6.C.31 **会社**は、**重要なエラー**の訂正に起因する**GIPSプールド・ファンド報告書**の変更を開示し**なければならない**。この開示は、**GIPSプールド・ファンド報告書**の訂正後、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。この開示は、**重要なエラー**を含む**GIPSプールド・ファンド報告書**を受領しなかった**見込投資家**に提供される**GIPSプールド・ファンド報告書**に記載することは**必須**ではない。

6.C.32 **会社**は、**公正価値**を決定するために暫定的な推定値を使用している場合は、その旨を開示し**なければならない**。

6.C.33 **会社**が**プールド・ファンド**について提示するリターンの種類を変更する（例えば、**金額加重収益率**から**時間加重収益率**に変更する）場合は、**会社**は、当該変更および変更日を開示し**なければならない**。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載し**なければならない**。

6.C.34 **会社**が**追加的リスク指標**を提示する場合は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **追加的リスク指標**の概略を説明する。

b. **追加的リスク指標**の計算にリスクフリー・レートを使用している場合は、リスクフリー・レートの名称を開示する。

6.C.35 **会社**は、提示したリスク指標を計算するために**プールド・ファンド報酬控除前リターン**または**プールド・ファンド報酬控除後リターン**のいずれを使用しているか、開示し**なければならない**。

6.C.36 **不動産オープンエンド型ファンド**に含まれない**不動産**投資について、**会社**は次のいずれかを開示し**なければならない**。[51]

a. **外部評価**を入手していることおよびその入手頻度

b. **会社**が財務諸表監査における評価に依拠していること。

6.C.37 **GIPSプールド・ファンド報告書**に**補足情報**として**理論的パフォーマンスを**記載するときは、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. その数値が理論的なものであり、実際の資産のパフォーマンスに基づくものではないこと、および**理論的パフォーマンス**がモデルの遡及適用または将来に向かっての適用のいずれから得られたかを開示する。

[51] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

b. **見込投資家**が**理論的パフォーマンス**を解釈するのに十分な、**理論的パフォーマンス**を計算するために使用される方法および仮定条件の基本的な概略を開示する。モデルパフォーマンス、バックテスト・パフォーマンス、または仮想パフォーマンスに基づく場合はその旨の開示も含む。

c. **理論的パフォーマンス**が、実際の**プールド・ファンド**投資家が支払ったであろう、または支払うであろう、実際のまたは推定された**運用報酬**、**取引コスト**、または他のフィーおよび課金を控除しているかどうかを開示する。

d. **理論的パフォーマンス**を**補足情報**と明記する。

6.D. ディスクロージャー（開示）－勧奨基準

6.D.1 **会社**は、評価方針および/または評価方法への重要な変更を開示す**べきである**。

6.D.2 **会社**は、計算方針および/または計算方法への重要な変更を開示す**べきである**。

6.D.3 **会社**は、**ベンチマーク**と**プールド・ファンド**間における、投資マンデート、投資目的、または投資戦略の重要な差異を開示す**べきである**。

6.D.4 **会社**は、投資資産の評価に使用した主要な仮定条件を開示す**べきである**。

6.D.5 親会社が複数の会社を含む場合は、親会社内の各**会社**は、親会社に含まれる他の会社の一覧表を開示す**べきである**。

6.D.6 **会社**がGIPS基準の評価に関する**必須事項**に加えて業界の評価ガイドラインに従っている場合は、**会社**は、どのガイドラインを適用しているか開示す**べきである**。

6.D.7 ピアグループ・**ベンチマーク**のような制約のある**ベンチマーク**を使用するときは、**会社**は、当該制約を開示す**べきである**。

6.D.8 **会社**は、リサーチ・コストがリターンにどのように反映されているか開示す**べきである**。

7. プールド・ファンド金額加重収益率報告書

会社が基準 1.A.35に定める**必須事項**を満たしており**金額加重収益率**の提示を選択する場合は、**GIPSプールド・ファンド報告書**において、以下の規定が**金額加重収益率**を含む**プールド・ファンド**に適用される。

7.A. 提示および報告－必須基準

7.A.1 **会社**は、各**GIPSプールド・ファンド報告書**において次に掲げる事項を提示し**なければならない**。

a. 直近年度末までの年率換算した**プールド・ファンド開始来金額加重収益率**

b. **プールド・ファンド**のトラック・レコードが1年に満たないときは、初年度末までの年率換算されていない**プールド・ファンド開始来金額加重収益率**

c. **プールド・ファンド**が終了するときは、**プールド・ファンド終了日**までの年率換算した**プールド・ファンド開始来金額加重収益率**

d. 提示されている**プールド・ファンド**の**開始来金額加重収益率**と同じ期間の**ベンチマーク**の**開始来金額加重収益率**。ただし、**会社**が適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断する場合を除く。

e. 直近年度末現在の**プールド・ファンド**資産

f. 直近年度末現在の**会社の運用総資産** [52]

7.A.2 **サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**を使用する場合は、**会社**は、直近年度末までの**プールド・ファンド開始来金額加重収益率**について、**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の効果を反映した収益率および反映しない収益率の両方を提示し**なければならない**。**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**が次に掲げる要素をすべて有しているときは、**会社**が**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の効果を反映しない収益率を提示することは**必須**ではない。[53]

a. 元本がキャピタル・コールを通じた**出資約束金**のドローダウンにより120日以内に返済されたこと。

b. 元本が**分配**のために使用されなかったこと。

---

[52] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。2020年12月31日より前を期末とする期間については、**会社**は、**会社の運用総資産**もしくは**会社の運用総資産**に占める**プールド・ファンド**資産の割合を提示することができる。

[53] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

7.A.3 会社は、主観的で観察不可能なインプットを使用して評価された資産（基準2.B.6.eに規定）がプールド・ファンド資産の公正価値総額に占める割合を、そのような投資資産がプールド・ファンド資産の重要な額を占める場合には、直近年度末現在で提示しなければならない。

7.A.4 プールド・ファンドが出資約束金を有する場合は、会社は、直近年度末現在の次に掲げる事項を提示しなければならない。

a. プールド・ファンド開始来の払込出資金

b. プールド・ファンド開始来の分配額

c. プールド・ファンドの累積出資約束金

d. 評価総額／開始来払込出資金（投資倍率またはTVPI）

e. 開始来分配額／開始来払込出資金（実現倍率またはDPI）

f. 開始来払込出資金／累積出資約束金（PIC倍率）

g. 残余価値／開始来払込出資金（未実現倍率またはRVPI）

7.A.5 会社は、次に掲げる事項を明確に表記または区別しなければならない。

a. 提示期間

b. プールド・ファンド・リターンがプールド・ファンド報酬控除前リターンまたはプールド・ファンド報酬控除後リターンのいずれであるか。

c. プールド・ファンド・リターンがサブスクリプション・ライン・オブ・クレジットの効果を反映した収益率または反映していない収益率のいずれであるか。この情報は、会社がサブスクリプション・ライン・オブ・クレジットの効果を反映した収益率および反映しない収益率の両方を提示する場合にのみ必須とされる。

7.A.6 会社がGIPSプールド・ファンド報告書に2つ以上のベンチマークを記載する場合は、会社は、それらすべてのベンチマークについて必須の情報を提示し、開示しなければならない。

7.A.7 会社は、見込投資家に適用されるプールド・ファンド経費率を提示しなければならない。

7.A.8 会社がプールド・ファンドの未払込出資約束金（uncalled COMMITTED CAPITAL）、またはプールド・ファンド資産とプールド・ファンドの未払込出資約束金の合計を提示することを選択する場合は、会社は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. プールド・ファンド資産とプールド・ファンドの未払込出資約束金の合計が提示される期間と同一の期間について、プールド・ファンドの未払込出資約束金を提示する。

b. プールド・ファンドの未払込出資約束金は、それと明示して提示する。

c. プールド・ファンド資産とプールド・ファンドの未払込出資約束金の合計は、それと明示して提示する。

7.A.9 **会社**が**会社**全体の未払込**出資約束金**、または**会社の運用総資産**と**会社**全体の未払込**出資約束金**の合計を提示することを選択する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **会社の運用総資産**と**会社**全体の未払込**出資約束金**の合計が提示される期間と同一の期間について、**会社**全体の未払込**出資約束金**を提示する。

b. **会社**全体の未払込**出資約束金**は、それと明示して提示する。

c. **会社の運用総資産**と**会社**全体の未払込**出資約束金**の合計は、それと明示して提示する。

7.A.10 **会社**が**プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**、または**プールド・ファンド**資産と**プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**との合計を提示することを選択する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **プールド・ファンド**資産と**プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**との合計が提示される期間と同一の期間について、**プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**を提示する。

b. **プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**は、それと明示して提示する。

c. **プールド・ファンド**資産と**プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略を反映する**助言資産**との合計は、それと明示して提示する。

7.A.11 **会社**が**会社**全体の**助言資産**、または**会社の運用総資産**と**会社**全体の**助言資産**の合計を提示することを選択する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. **会社の運用総資産**と**会社**全体の**助言資産**の合計が提示される期間と同一の期間について、**会社**全体の**助言資産**を提示する。

b. **会社**全体の**助言資産**は、それと明示して提示する。

c. **会社の運用総資産**と**会社**全体の**助言資産**の合計は、それと明示して提示する。

7.A.12 **GIPSプールド・ファンド報告書**で**必須**とされる情報および**勧奨**される情報のすべては、同じ通貨で提示し**なければならない**。

7.A.13 **GIPSプールド・ファンド報告書**に含まれるすべての**補足情報**は、次に掲げる事項を満たさ**なければならない**。

a. 当該**プールド・ファンド**に直接関連する情報であること。

b. **GIPSプールド・ファンド報告書**で**必須**とされる情報または**勧奨**される情報と矛盾または相反しないこと。

c. **補足情報**と明記すること。

7.B. 提示および報告－勧奨基準

7.B.1 会社は、各年度末現在の年率換算したプールド・ファンド開始来の報酬控除前金額加重収益率およびプールド・ファンド開始来の報酬控除後金額加重収益率を提示すべきである。

7.B.2 プールド・ファンドが出資約束金を有する場合は、会社は、各年度末現在における次に掲げる事項を提示すべきである。

a. プールド・ファンド開始来の払込出資金

b. プールド・ファンド開始来の分配額

c. プールド・ファンドの累積出資約束金

d. 評価総額／開始来払込出資金（投資倍率またはTVPI）

e. 開始来分配額／開始来払込出資金（実現倍率またはDPI）

f. 開始来払込出資金／累積出資約束金（PIC倍率）

g. 残余価値／開始来払込出資金（未実現倍率またはRVPI）

7.B.3 会社は、直近年度末現在のプールド・ファンド資産に占める自己勘定資産の割合を提示すべきである。

7.B.4 会社は、プールド・ファンドおよびベンチマークに関する適切な事後的なリスク指標を提示すべきである。提示する事後的なリスク指標は、プールド・ファンドとベンチマーク間で同一であるべきである。

7.B.5 会社が暫定的な推定値を公正価値として使用する場合は、会社は、直近年度末現在のプールド・ファンド資産に占める暫定的な推定値を使用して評価された資産の割合を提示すべきである。

7.B.6 プールド・ファンド・オブ・ファンズについて、（ファンド投資ビークルへの投資ではなく）直接投資から成るプールド・ファンド資産がある場合は、会社は、直近年度末現在のその割合を提示すべきである。

7.B.7 会社が出資約束金を有する場合は、会社は、直近年度末現在の会社全体の未払込出資約束金を提示すべきである。

7.B.8 会社は、直近年度末現在の当該プールド・ファンドに関連する会社の共同投資の公正価値総額を提示すべきである。

7.C. ディスクロージャー（開示）－必須基準

7.C.1 **会社**は、適用されるGIPS基準の**必須事項**のすべてに準拠すれば、次に掲げる準拠表明文の1つを使用して、**会社**のGIPS基準への準拠を開示し**なければならない**。**プールド・ファンド**の準拠表明文は、**GIPSプールド・ファンド報告書**でのみ使用され**なければならない**。

a. 検証を受けている**会社**の場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、［日付挿入］の期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。」

b. 検証を受けている**会社**の**プールド・ファンド**について**パフォーマンス検査**を受けている場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、［日付挿入］の期間について独立した検証者による検証を受けている。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。［**プールド・ファンド**名挿入］は、［日付挿入］の期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。」

検証を受けている**会社**の準拠表明文、または検証を受けている**会社**で**パフォーマンス検査**も受けている**プールド・ファンド**の準拠表明文は、2つの段落が両方一緒に連続して表示される場合に限り、完全なものとする。

c. **会社**が検証を受けていない場合:

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。［**会社**名挿入］は、独立した検証者による検証を受けていない。」

会社は、それぞれの準拠表明文のいかなる部分も除外しては**ならない**。準拠表明文に修正（modifications）を加える場合は、補足的（additive）で**なければならない**。

7.C.2 **会社**は、次を開示し**なければならない**。「GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。」

7.C.3 **会社**は、**会社の運用総資産**および基準の準拠主体を確定するために使用した「**会社**」の定義を開示し**なければならない**。

7.C.4 **会社**は、**プールド・ファンドの概略**を開示し**なければならない**。

7.C.5 **会社**は、**ベンチマークの概略**を開示し**なければならない**。概略には、**ベンチマーク**の主要な特徴、もしくは**ベンチマーク**が容易に認識されるインデックスその他の評価基準である場合は**ベンチマーク**の名称を記載し**なければならない**。

7.C.6 **プールド・ファンド報酬控除前リターン**を提示するときは、**会社**は、**取引コスト**に加えて他のフィーを控除している場合には、その旨を開示し**なければならない**。

7.C.7 **プールド・ファンド報酬控除後リターン**を提示するときは、**会社**は次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **プールド・ファンド報酬控除後リターン**の計算において、モデルの**プールド・ファンド総経費**または実際の**プールド・ファンド総経費**のいずれが使用されているか。

b. **プールド・ファンド報酬控除後リターン**が**パフォーマンス・フィー**または**成功報酬**の控除後である場合はその旨

c. モデル**運用報酬**またはモデルの**プールド・ファンド総経費**を使用し、**プールド・ファンド報酬控除前リターン**を提示しない場合は、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算するために使用されたモデル**運用報酬**またはモデルの**プールド・ファンド総経費** [54]

d. モデル**運用報酬**またはモデルの**プールド・ファンド総経費**を使用する場合は、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**の計算方法

e. **プールド・ファンド**がパートナーシップ形態をとる場合は、どの資産について**プールド・ファンド報酬控除後リターン**が計算されているか。

f. **プールド・ファンド**が複数のシェアクラスを有する場合に、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**の計算に1つのシェアクラスを使用するときは、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**を計算するために使用した当該シェアクラス

7.C.8 **会社**が投資家に対してファンド外で課す**運用報酬**以外のフィーおよび費用（例えば、リサーチ・コスト）が重要である場合には、**会社**は、それらを開示し**なければならない**。

[54] 2020年12月31日以降を期末とする期間については**必須**である。

7.C.9 会社は、報告通貨を開示または表示しなければならない。

7.C.10 会社は、見込投資家に適用される現行の報酬率表を開示しなければならない。

7.C.11 報酬率表がパフォーマンス・フィーまたは成功報酬を含む場合は、会社は、パフォーマンス・フィーの概略または成功報酬の概略を開示しなければならない。

7.C.12 会社は、プールド・ファンド開始日およびプールド・ファンド開始日の意味を開示しなければならない。

7.C.13 会社は、該当する場合は、次に掲げる一覧表が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない。

a. コンポジットの概略一覧表

b. 私募プールド・ファンドに関するプールド・ファンドの概略一覧表

c. 公募プールド・ファンド一覧表

7.C.14 会社は、投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書の作成に関する方針が請求に応じて提供可能であることを開示しなければならない。

7.C.15 会社は、レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの使用が重要である場合には、それらがこれまでどのように使用されているか開示しなければならない。

7.C.16 会社は、見込投資家がGIPSプールド・ファンド報告書を解釈するうえで有用な重大な事項をすべて開示しなければならない。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載しなければならない。

7.C.17 実効準拠開始日より前の期間についてGIPS基準に準拠していないパフォーマンスを提示している場合は、会社は、非準拠の期間を開示しなければならない。

7.C.18 会社を再定義する場合は、会社は、再定義の日付および概略を開示しなければならない。

7.C.19 プールド・ファンドの投資マンデート、投資目的、または投資戦略を変更する場合は、会社は、当該変更の日付および概略を開示しなければならない。

7.C.20 会社は、プールド・ファンド名の変更を開示しなければならない。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載しなければならない。

7.C.21 会社は、プールド・ファンド・リターンが源泉税の控除前または控除後のいずれであるか、それが重要である場合には、開示しなければならない。

7.C.22 会社は、ベンチマーク・リターンが源泉税控除後である場合（そのような情報が入手可能である場合）には、その旨を開示しなければならない。

7.C.23 GIPSプールド・ファンド報告書がGIPS基準の必須事項に抵触する法律および/または規制に従っている場合は、会社は、その旨、および当該法律および/または規制がGIPS基準と異なる内容を開示しなければならない。

7.C.24 **会社**は、**サブアドバイザー**の使用および**サブアドバイザー**が使用された期間を開示し**なければならない**。[55]

7.C.25 **会社**は、**プールド・ファンド**の評価階層が**勧奨**される評価階層と大きく（materially）異なる場合は、その旨を開示し**なければならない**。[56]（**勧奨**される評価階層については基準 2.B.6を参照）

7.C.26 **会社**が**プールド・ファンド**に適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断した場合は、**会社**は、**ベンチマーク**が提示されない理由を開示し**なければならない**。

7.C.27 **会社**が**ベンチマーク**を変更する場合は、**会社**は、次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. 将来に向かっての**ベンチマーク**の変更については、当該変更の日付および概略。変更は、変更前の**ベンチマーク**のリターンが**GIPSプールド・ファンド報告書**に記載されている限り、開示し**なければならない**。

b. 遡及的な**ベンチマーク**の変更については、当該変更の日付および概略。変更は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、開示し**なければならない**。

7.C.28 カスタム・**ベンチマーク**または複数の**ベンチマーク**から合成した**ベンチマーク**を使用する場合は、**会社**は次に掲げる事項を行わ**なければならない**。

a. 該当する場合は、**ベンチマーク**の構成要素、ウエイト、およびリバランスのプロセスを開示する。

b. 計算方法を開示する。

c. **ベンチマーク**がカスタム・**ベンチマーク**であると明記する。

7.C.29 **会社**は、**ベンチマーク**に使用された計算方法を開示し**なければならない**。**会社**が**プールド・ファンド**の**パブリック・マーケット・エクイバレント**を**ベンチマーク**として提示する場合は、**会社**は、**パブリック・マーケット・エクイバレント**を計算するために使用したインデックスも開示し**なければならない**。

7.C.30 **会社**は、旧会社または組織 (a past firm or affiliation) のパフォーマンスを提示する場合はその旨、およびその期間を開示し**なければならない**。

7.C.31 **会社**は、**金額加重収益率**の計算で使用した**外部キャッシュフロー**の頻度が日次でない場合は、その頻度を開示し**なければならない**。

7.C.32 **会社**が**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**を使用しており、**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の効果を反映した収益率および反映しない収益率の両方を提示することが**必須**である場合は、次に掲げる事項を開示し**なければならない**。

a. **サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の使用目的

b. 直近年度末現在の**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**のサイズ

c. 直近年度末現在の**サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット**の残高

---

[55] 2006年1月1日以降の期間については**必須**である。

[56] 2011年1月1日以降の期間については**必須**である。

7.C.33 会社は、重要なエラーの訂正に起因するGIPSプールド・ファンド報告書の変更を開示しなければならない。この開示は、GIPSプールド・ファンド報告書の訂正後、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載しなければならない。この開示は、重要なエラーを含むGIPSプールド・ファンド報告書を受領しなかった見込投資家に提供されるGIPSプールド・ファンド報告書に記載することは必須ではない。

7.C.34 会社は、公正価値を決定するために暫定的な推定値を使用している場合は、その旨を開示しなければならない。

7.C.35 会社がプールド・ファンドについて提示するリターンの種類を変更する（例えば、時間加重収益率から金額加重収益率に変更する）場合は、会社は、当該変更および変更日を開示しなければならない。この開示は、少なくとも1年間、かつ、トラック・レコードの解釈上有用である限り、記載しなければならない。

7.C.36 会社が追加的リスク指標を提示する場合は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. 追加的リスク指標の概略を説明する。

b. 追加的リスク指標の計算にリスクフリー・レートを使用している場合は、リスクフリー・レートの名称を開示する。

7.C.37 会社は、提示したリスク指標を計算するためにプールド・ファンド報酬控除前リターンまたはプールド・ファンド報酬控除後リターンのいずれを使用しているか、開示しなければならない。

7.C.38 不動産オープンエンド型ファンドに含まれない不動産投資について、会社は次のいずれかを開示しなければならない。[57]

a. 外部評価を入手していることおよびその入手頻度

b. 会社が財務諸表監査における評価に依拠していること。

7.C.39 GIPSプールド・ファンド報告書に補足情報として理論的パフォーマンスを記載するときは、会社は次に掲げる事項を行わなければならない。

a. その数値が理論的なものであり、実際の資産のパフォーマンスに基づくものではないこと、および理論的パフォーマンスがモデルの遡及適用または将来に向かっての適用のいずれから得られたかを開示する。

b. 見込投資家が理論的パフォーマンスを解釈するのに十分な、理論的パフォーマンスを計算するために使用される方法および仮定条件の基本的な概略を開示する。モデルパフォーマンス、バックテスト・パフォーマンス、または仮想パフォーマンスに基づく場合はその旨の開示も含む。

c. 理論的パフォーマンスが、実際のプールド・ファンド投資家が支払ったであろう、または支払うであろう、実際のまたは推定された運用報酬、取引コスト、または他のフィーおよび課金を控除しているかどうかを開示する。

d. 理論的パフォーマンスを補足情報と明記する。

[57] 2020年12月31日以降を期末とする期間については必須である。

7.D. ディスクロージャー（開示）－勧奨基準

7.D.1 **会社**は、評価方針および/または評価方法への重要な変更を開示す**べきである**。

7.D.2 **会社**は、計算方針および/または計算方法への重要な変更を開示す**べきである**。

7.D.3 **会社**は、**ベンチマーク**と**プールド・ファンド**間における、投資マンデート、投資目的、または投資戦略の重要な差異を開示す**べきである**。

7.D.4 **会社**は、投資資産の評価に使用した主要な仮定条件を開示す**べきである**。

7.D.5 親会社が複数の会社を含む場合は、親会社内の各**会社**は、親会社に含まれる他の会社の一覧表を開示す**べきである**。

7.D.6 **会社**がGIPS基準の評価に関する**必須事項**に加えて業界の評価ガイドラインに従っている場合は、**会社**は、どのガイドラインを適用しているか開示す**べきである**。

7.D.7 ピアグループ・**ベンチマーク**のような制約のある**ベンチマーク**を使用するときは、**会社**は、当該制約を開示す**べきである**。

7.D.8 **会社**は、リサーチ・コストがリターンにどのように反映されているか開示す**べきである**。

8. GIPS広告ガイドライン

GIPS広告ガイドラインの目的

GIPS広告ガイドラインは、**会社**の準拠表明に言及して広告を行う場合の選択肢を**会社**に提供するものである。GIPS広告ガイドラインは、GIPS基準に取って代わるものではなく、また、これによって**会社**が、GIPS基準で**必須**とされる**GIPSコンポジット報告書**および**GIPSプールド・ファンド報告書**の提示を免除されるものでもない。これらのガイドラインは、適用されるGIPS基準の**必須事項**のすべてを**会社**全体として既に満たしており、GIPS広告ガイドラインの**必須事項**に準拠した広告（「**GIPS広告**」）を作成する**会社**にのみ適用される。**会社**は、**GIPSコンポジット報告書**または**GIPSプールド・ファンド報告書**を広告に含めることを選択してもよい。

定義

広告

GIPS広告ガイドラインにおいて、広告は、新聞、雑誌、**会社**のブローシャー、**プールド・ファンド・**ファクトシート、**プールド・ファンド**募集書類、レター、メディア、ウェブサイト、そのほか2以上の相手方（more than one party）に発信される文書または電子的文書により配布される資料、あるいはそのような媒体で使用するために作成される資料のすべてを含み、**会社**と広告閲覧者との間にコンタクトはない。1対1の提示（one-on-one presentations）および個別の顧客報告は広告とみなされない。

GIPS広告

GIPS広告とは、GIPS広告ガイドラインの**必須事項**に準拠したGIPS準拠**会社**による広告をいう。

GIPS広告ガイドラインと規制の要求事項との関係

GIPS広告を作成するときは、**会社**は、広告に関して適用されるすべての法律および規制も遵守し**なければならない**。追加的な開示が**必須**である場合があるため、**会社**は、法律または規制に関する助言を求めることが奨励される。適用される法律または規制がGIPS基準またはGIPS広告ガイドラインの**必須事項**に抵触する場合には、**会社**は、当該法律または規制を遵守することが**必須**とされる。

その他の情報

GIPS広告には、GIPS広告ガイドラインで**必須**とされる情報または**勧奨**される情報以外のその他の情報を追加してもよい。ただし、その他の情報が、GIPS広告ガイドラインで**必須**とされる情報または**勧奨**される情報と同じ大きさかそれよりも目立たない大きさで掲載され、かつGIPS基準およびGIPS広告ガイドライン双方の**必須事項**にも**勧奨事項**にも抵触しない場合に限る。**会社**は、広告を行う場合には、公正な表示と完全な開示という原則に従わ**なければならず**、虚偽の、または誤解を生じさせるパフォーマンスまたは**パフォーマンス関連情報**を提示しては**ならない**。

8.A. GIPS広告ガイドラインの基本的必須事項

8.A.1 GIPS広告ガイドラインは、GIPS基準への準拠を既に表明している**会社**にのみ適用される。

8.A.2 **GIPS広告**において準拠表明することを選択する**会社**は、適用されるGIPS広告ガイドラインの**必須事項**のすべてに準拠し**なければならない**。

8.A.3 **会社**は、**GIPS広告**に含まれるすべての事項の根拠となるすべてのデータおよび情報を保持し**なければならない**。

8.A.4 **GIPS広告**に含まれる1年未満の期間のリターンは、年率換算しては**ならない**。

8.A.5 **GIPS広告**において**時間加重収益率**を提示するときは、**会社**は、**実効準拠開始日**以降の期間に係るGIPS非準拠パフォーマンスをGIPS準拠パフォーマンスに**リンク**しては**ならない**。**会社**は、**実効準拠開始日**以降の期間についてGIPS準拠パフォーマンスのみが提示されている場合に限り、**GIPS広告**においてGIPS非準拠パフォーマンスをGIPS準拠パフォーマンスに**リンク**してもよい。

8.A.6 **GIPS広告**において**金額加重収益率**を提示するときは、**会社**は、**実効準拠開始日**以降を期末とする期間について、GIPS非準拠パフォーマンスを提示しては**ならない**。**会社**は、**実効準拠開始日**以降の期間について、GIPS準拠パフォーマンスのみを提示する場合に限り、GIPS非準拠パフォーマンスを**GIPS広告**で提示してもよい。

8.A.7 **GIPS広告**に含まれる**コンポジット**・リターンは、対応する**GIPSコンポジット報告書**に記載されたリターンまたは記載されるリターンから得られ**なければならない**。

8.A.8 **コンポジット**の**GIPS広告**に含まれる開示は、対応する**GIPSコンポジット報告書**に記載された関連する開示と整合してい**なければならない**。ただし、**GIPS広告**に含まれる開示の方が最新であり、それが対応する**GIPSコンポジット報告書**には未だ反映されていない場合を除く。

8.A.9 **GIPS広告**に含まれる**私募プールド・ファンド**・リターンは、対応する**GIPSプールド・ファンド報告書**に記載されたリターンまたは記載されるリターンから得られ**なければならない**。

8.A.10 **私募プールド・ファンド**の**GIPS広告**に含まれる開示は、対応する**GIPSプールド・ファンド報告書**に記載された関連する開示と整合してい**なければならない**。ただし、**GIPS広告**に含まれる開示の方が最新であり、それが対応する**GIPSプールド・ファンド報告書**には未だ反映されていない場合を除く。

8.A.11 **GIPS広告**に含まれる**ベンチマーク**・リターンは**トータル・リターン**で**なければならない**。

8.A.12 **会社**は、次に掲げる事項を明確に表記または区別し**なければならない**。

a. **GIPS広告**が作成される**コンポジット**または**プールド・ファンド**の名称

b. **GIPS広告**に含まれる**ベンチマーク**の名称

c. **GIPS広告**において提示される期間

8.A.13 GIPS広告ガイドラインで**必須**とされる情報または**勧奨**される情報以外のその他の情報（例えば、追加期間の**コンポジット**・リターンまたは**プールド・ファンド**・リターン）は、GIPS広告ガイドラインで**必須**とされる情報または**勧奨**される情報と同じ大きさかそれよりも目立たない大きさで提示し**なければならない**。その他の情報は、GIPS基準およびGIPS広告ガイドライン双方の**必須事項**にも**勧奨事項**にも抵触しては**ならない**。

8.A.14 **GIPS広告**で**必須**とされる情報および**勧奨**される情報のすべては、同じ通貨で提示し**なければならない**。

8.B. パフォーマンスを含まないGIPS広告

8.B.1 **会社**は、次のGIPS広告ガイドライン準拠表明文を開示し**なければならない**。

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明する。」

8.B.2 **会社**は、次を開示し**なければならない**。「GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。」

8.B.3 **会社**は、**会社**の戦略およびプロダクトに関するGIPS準拠パフォーマンス情報の入手方法を開示し**なければならない**。

コンポジット

8.C. パフォーマンスを含むコンポジットのGIPS広告－必須基準

8.C.1 対応するGIPSコンポジット報告書に時間加重収益率が提示されている場合は、会社は、次に掲げる事項のいずれかによってコンポジットのトータル・リターンを提示しなければならない。

a. 直近期間までの1年間、3年間、5年間の年率換算したコンポジット・リターン。コンポジットの存続期間が5年未満の場合は、会社は、コンポジット開始日以来の年率換算したリターンも提示しなければならない。

b. 対応するGIPSコンポジット報告書に提示された期間と同一の期間までの1年間、3年間、5年間の年率換算したコンポジット・リターンに加えて、直近日までの期間（period-to-date）のコンポジット・リターン。コンポジットの存続期間が5年未満の場合は、会社は、コンポジット開始日以来の年率換算したリターンも提示しなければならない。

c. 5年分（またはコンポジットの存続期間が5年未満の場合はコンポジット開始日以降の各年度）の年間コンポジット・リターンに加えて、直近日までの期間（period-to-date）のコンポジット・リターン。年間リターンの計算は、対応するGIPSコンポジット報告書に提示されている期間と同一の期間について行わなければならない。

d. 対応するGIPSコンポジット報告書に提示された全期間を含む総期間（total period）について、次に掲げるいずれかの期末までの年率換算したコンポジット・リターン。

i. 直近期末

ii. 直近年度末

8.C.2 対応するGIPSコンポジット報告書に金額加重収益率が提示されている場合は、会社は、次に掲げるいずれかの期末までの年率換算した（期間が1年以上の場合）または年率換算していない（期間が1年未満の場合）コンポジット開始来金額加重収益率を提示しなければならない。

a. 直近期末

b. 直近年度末

8.C.3 会社は、コンポジット・リターンが報酬控除前または報酬控除後のいずれであるか明記しなければならない。

8.C.4 対応するGIPSコンポジット報告書にベンチマーク・リターンが記載されている場合は、会社は、対応するGIPSコンポジット報告書で提示されたベンチマークと同一のベンチマーク・リターンを提示しなければならない。ベンチマーク・リターンは、そのリターンの種類（時間加重収益率または金額加重収益率）、表示通貨、および期間が、提示されるコンポジット・リターンと同一でなければならない。

8.C.5　**会社**は、報告通貨を開示または表示し**なければならない**。

8.C.6　**会社**は、次のGIPS広告ガイドライン準拠表明文を開示し**なければならない**。

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明する。」

8.C.7　**会社**は、次を開示し**なければならない**。「GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。」

8.C.8　**会社**は、**GIPSコンポジット報告書**の入手方法を開示し**なければならない**。

8.C.9　**GIPS広告**がGIPS基準またはGIPS広告ガイドラインの**必須事項**または**勧奨事項**に抵触する法律または規制に従っている場合は、**会社**は、その旨、および当該法律または規制がGIPS基準またはGIPS広告ガイドラインと異なる内容を開示し**なければならない**。

8.D. パフォーマンスを含むコンポジットのGIPS広告－勧奨基準

8.D.1　**会社**は、**コンポジットの概略**を開示す**べきである**。

8.D.2　**会社**は、レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの使用が重要である場合には、それらがこれまでどのように使用されているか開示す**べきである**。

8.D.3　**会社**は、**ベンチマークの概略**を開示す**べきである**。概略には、**ベンチマーク**の主要な特徴、もしくは**ベンチマーク**が容易に認識されるインデックスその他の評価基準である場合は**ベンチマーク**の名称を記載し**なければならない**。

8.D.4　**会社**が**コンポジット**に適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断した場合は、**会社**は、**ベンチマーク**が提示されない理由を開示す**べきである**。

8.D.5　**会社**は、**会社**の定義を開示す**べきである**。

私募プールド・ファンド

8.E. パフォーマンスを含む私募プールド・ファンドのGIPS広告－必須基準

8.E.1　対応する**GIPS報告書**に**時間加重収益率**が提示されている場合は、**会社**は、次に掲げる事項のいずれかによって**プールド・ファンド**の**時間加重収益率**を提示し**なければならない**。

a. 直近期間までの1年間、3年間、5年間の年率換算したリターン。**プールド・ファンド**の存続期間が5年未満の場合は、**会社**は、**プールド・ファンド開始日**以来の年率換算したリターンも提示し**なければならない**。

b. 対応する**GIPS報告書**に提示された期間と同一の期間までの1年間、3年間、5年間の年率換算したリターンに加えて、直近日までの期間（period-to-date）のリターン。**プールド・ファンド**の存続期間が5年未満の場合は、**会社**は、**プールド・ファンド開始日**以来の年率換算したリターンも提示し**なければならない**。

c. 5年分（または**プールド・ファンド**の存続期間が5年未満の場合は**プールド・ファンド開始日**以降の各年度）の年間リターンに加えて、直近日までの期間（period-to-date）のリターン。年間リターンの計算は、対応する**GIPS報告書**に提示されている期間と同一の期間について行わ**なければならない**。

d. 対応する**GIPS報告書**に提示された全期間を含む総期間（total period）について、次に掲げるいずれかの期末までの年率換算した**プールド・ファンド**・リターン。

   i. 直近期末

   ii. 直近年度末

8.E.2 対応する**GIPS報告書**に**金額加重収益率**が提示されている場合は、**会社**は、次に掲げるいずれかの期末までの年率換算した（期間が1年以上の場合）または年率換算していない（期間が1年未満の場合）**プールド・ファンド**の**開始来金額加重収益率**を提示し**なければならない**。

a. 直近期末

b. 直近年度末

8.E.3 **会社**は、**プールド・ファンド**・リターンが**プールド・ファンド総経費**の控除前または控除後のいずれであるか明記し**なければならない**。

8.E.4 対応する**GIPS報告書**に**ベンチマーク**・リターンが記載されている場合は、**会社**は、対応する**GIPS報告書**で提示された**ベンチマーク**と同一の**ベンチマーク**・リターンを提示し**なければならない**。**ベンチマーク**・リターンは、そのリターンの種類（**時間加重収益率**または**金額加重収益率**）、表示通貨、および期間が、提示される**プールド・ファンド**・リターンと同一で**なければならない**。

8.E.5 **会社**は、報告通貨を開示または表示し**なければならない**。

8.E.6 **会社**は、次のGIPS広告ガイドライン準拠表明文を開示し**なければならない**。

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明する。」

8.E.7 **会社**は、次を開示し**なければならない**。「GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。」

8.E.8 **会社**は、**GIPS報告書**の入手方法を開示し**なければならない**。

8.E.9 **GIPS広告**がGIPS基準またはGIPS広告ガイドラインの**必須事項**または**勧奨事項**に抵触する法律または規制に従っている場合は、**会社**は、その旨、および当該法律または規制がGIPS基準またはGIPS広告ガイドラインと異なる内容を開示し**なければならない**。

8.F. パフォーマンスを含む私募プールド・ファンドのGIPS広告－勧奨基準

8.F.1 **会社**は、**プールド・ファンドの概略**を開示す**べきである**。

8.F.2 **会社**は、レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの使用が重要である場合には、それらがこれまでどのように使用されているか開示す**べきである**。

8.F.3 **会社**は、**ベンチマークの概略**を開示す**べきである**。概略には、**ベンチマーク**の主要な特徴、もしくは**ベンチマーク**が容易に認識されるインデックスその他の評価基準である場合は**ベンチマーク**の名称を記載し**なければならない**。

8.F.4 **会社**が**プールド・ファンドに**適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断した場合は、**会社**は、**ベンチマーク**が提示されない理由を開示す**べきである**。

8.F.5 **会社**は、**会社**の定義を開示し**なければならない**。

公募プールド・ファンド

8.G. パフォーマンスを含む公募プールド・ファンドのGIPS広告－必須基準

8.G.1 法律または規制が特定の**プールド・ファンド・**リターンを義務づけている場合は、**会社**は、法律または規制で**必須**とされる方法および期間に従って、**プールド・ファンド・**リターンを提示し**なければならない**。

8.G.2 特定の期間が法律または規制で義務づけられていない場合は、**プールド・ファンド・**リターンは次に掲げる選択肢のいずれかと整合的に提示され**なければならない**。

a. 直近期間までの1年間、3年間、5年間の年率換算したリターン。**プールド・ファンド**の存続期間が5年未満の場合は、**会社**は、**プールド・ファンド開始日**以来の年率換算したリターンも提示し**なければならない**。

b. 直近期間までの1年間、3年間、5年間の年率換算したリターンに加えて、直近日までの期間（period-to-date）のリターン。**プールド・ファンド**の存続期間が5年未満の場合は、**会社**は、**プールド・ファンド開始日**以来の年率換算したリターンも提示し**なければならない**。

c. 5年分（または**プールド・ファンド**の存続期間が5年未満の場合は**プールド・ファンド開始日**以降の各年度）の年間リターンに加えて、直近日までの期間（period-to-date）のリターン。

d. 直近期間までの**プールド・ファンド開始日**以来の年率換算した**プールド・ファンド・リターン**。

8.G.3 **GIPS広告**が**プールド・ファンド**の特定のシェアクラスについて作成され、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**が提示される場合は、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**は当該シェアクラスの報酬および費用を反映し**なければならない**。

8.G.4 **GIPS広告**が特定のシェアクラスについて作成されず、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**が提示される場合は、**プールド・ファンド報酬控除後リターン**は次に掲げるいずれかのシェアクラスの報酬および費用を反映し**なければならない**:

a. 一般に販売される最も報酬の高いシェアクラス

b. 全シェアクラス

8.G.5 **会社**は、**プールド・ファンド・リターン**が**プールド・ファンド総経費**の控除前または控除後のいずれであるか明記し**なければならない**。

8.G.6 **会社**は、**プールド・ファンド・リターン**が提示される期間と同一の期間について、**ベンチマーク**の**トータル・リターン**を提示し**なければならない**。ただし、**会社**が適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断する場合を除く。

8.G.7 **会社**は、現行の**経費率**および**経費率**に含まれる報酬および費用を開示し**なければならない**。**会社**は、**パフォーマンス・フィー**を採用している場合に、それが**経費率**に反映されていないときは、その旨を開示し**なければならない**。

8.G.8 **会社**は、報告通貨を開示または表示し**なければならない**。

8.G.9 **会社**はその**プールド・ファンドの概略**を開示し**なければならない**。

8.G.10 法律または規制が**プールド・ファンド**のリスクに関する特定の情報を定性的な文言または定量的な指標として義務づけている場合は、**会社**は、その情報を開示し**なければならない**。

8.G.11 法律または規制が**プールド・ファンド**のリスクに関する特定の情報を義務づけていない場合は、**会社**は、**見込投資家**が理解可能な適切なリスク指標または定性的な情報開示を選択し、提示し**なければならない**。

8.G.12 **会社**は、**ベンチマークの概略**を開示し**なければならない**。概略には、**ベンチマーク**の主要な特徴、もしくは**ベンチマーク**が容易に認識されるインデックスその他の評価基準である場合は**ベンチマーク**の名称を記載し**なければならない**。

8.G.13 **会社**は、次のGIPS広告ガイドライン準拠表明文を開示し**なければならない**。

「［**会社**名挿入］は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明する。」

8.G.14 **会社**は、次を開示し**なければならない**。「GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。」

8.G.15 **GIPS広告**がGIPS基準またはGIPS広告ガイドラインの**必須事項**または**勧奨事項**に抵触する法律または規制に従っている場合は、**会社**は、その旨、および当該法律または規制がGIPS基準またはGIPS広告ガイドラインと異なる内容を開示し**なければならない**。

8.H. パフォーマンスを含む公募プールド・ファンドのGIPS広告－勧奨基準

8.H.1 **会社**が**プールド・ファンド**に適切な**ベンチマーク**が存在しないと判断した場合は、**会社**は、**ベンチマーク**が提示されない理由を開示す**べきである**。

8.H.2 **会社**は、**プールド・ファンド**の**販売・解約手数料**を開示す**べきである**。

8.H.3 **会社**は、該当する場合には、**販売・解約手数料**が**プールド・ファンド**のリターンにどのように反映されているか開示す**べきである**。

8.H.4 **会社**は、**会社**の定義を開示す**べきである**。

用語集

発生主義会計 ACCRUAL ACCOUNTING	収益または費用を、収益の受け取りまたは費用の支払い時（すなわち現金主義）ではなく、収益の獲得または費用の発生時に認識して取引を記録すること。
追加的リスク指標 ADDITIONAL RISK MEASURES	**GIPS コンポジット報告書**または **GIPS プールド・ファンド報告書**に含まれるリスク指標で、提示が**必須**とされるリスク指標以外のもの
管理報酬 ADMINISTRATIVE FEE	**取引コスト**および**運用報酬**以外のすべての報酬。**管理報酬**は**カストディ・フィー**、会計事務報酬、監査報酬、コンサルティング費用、法務費用、パフォーマンス計測費用、その他の関連費用を含む。
助言資産 ADVISORY-ONLY ASSETS	**会社**がその資産のために投資推奨を行うが、投資決定の実行を制御する立場にはなく、取引を執行する権限もない資産
オール・イン・フィー ALL-IN FEE	**バンドル・フィー**の一種で、**運用報酬**、**取引コスト**、**カストディ・フィー**および**管理報酬**の任意の組み合わせから成る。**オール・イン・フィー**は一般的に資産運用、ブローカレージ、およびカストディ・サービスが同一会社により提供されるような国・地域で提供される。
ベンチマーク BENCHMARK	**コンポジット**または**プールド・ファンド**のリターンまたはリスクを比較する基準点となるもの
ベンチマークの概略 BENCHMARK DESCRIPTION	**ベンチマーク**の投資、構成および特徴に関する一般的な情報。概略には、**ベンチマーク**の主要な特徴、もしくは**ベンチマーク**が容易に認識されるインデックスその他の評価基準である場合は**ベンチマーク**の名称を記載し**なければならない**。
公募プールド・ファンド BROAD DISTRIBUTION POOLED FUND	一般大衆が**プールド・ファンド**のシェアを購入または保有することを可能とする制度下で規制され、かつその募集が相対の資料提示（one-on-one presentation）による募集に限定されない**プールド・ファンド**
バンドル・フィー BUNDLED FEE	複数のフィーを組み合わせた一つの総合フィー、または複数のフィーを一つに束ねた（「バンドルした」）フィー。**バンドル・フィー**は、**運用報酬**、**取引コスト**、**カストディ・フィー**および/または**管理報酬**の任意の組み合わせから成る。代表的な**バンドル・フィー**の例として、**ラップフィー**と**オール・イン・フィー**の 2 つがある。

投下資本 CAPITAL EMPLOYED	**構成リターン**計算式の分母であり、測定期間中の「加重平均持分」（加重平均資本）と定義される。**投下資本**には測定期間中に発生した**インカム・リターン**および**キャピタル・リターン**は含まれない。期初の資本は、測定期間中に発生した**外部キャッシュフロー**を加重した金額の分だけ調整される。
キャピタル・リターン CAPITAL RETURN	測定期間を通して保有されていた**不動産**投資と現金/現金同等資産に係る価値の期中の変化。ただし、資本的支出をすべて減算し、売却純利益を加算する調整がなされる。**キャピタル・リターン**は、**投下資本**に対する割合として計算される。「キャピタル・アプリシエーション・リターン」または「アプリシエーション・リターン」ともいう。
成功報酬 CARRIED INTEREST	投資ビークルが行った投資から実現した利益のうち、**ジェネラル・パートナー**が配分を受ける金額。「キャリー（carry）」または「プロモート（promote）」ともいう。
成功報酬の概略 CARRIED INTEREST DESCRIPTION	**ハードル・レート**、**クリスタライゼーション・スケジュール**、**ハイ・ウォーターマーク**のような、**成功報酬**額の計算に関する情報
カーブアウト CARVE-OUT	**ポートフォリオ**の一部で、それ自身が個別の投資戦略を代表している部分。より広い投資マンデートに対して運用されるマルチ戦略**ポートフォリオ**からより狭い投資マンデートのトラック・レコードを作成するために使用できる。
クローバック CLAWBACK	過去に獲得した**パフォーマンス・フィー**を、その後のアンダーパフォーマンスの結果、払い戻すこと。
クローズドエンド CLOSED-END	追加申込および/または解約が認められない**プールド・ファンド**
出資約束金 COMMITTED CAPITAL	投資家（**リミテッド・パートナー**および**ジェネラル・パートナー**）または**会社**による投資ビークルへの出資の確約。**出資約束金**は通常一定期間にわたりドローダウンされる。「コミットメント（commitments）」ともいう。
構成リターン COMPONENT RETURNS	**不動産コンポジット**、**不動産プールド・ファンド**、または**ベンチマーク**の**キャピタル・リターン**および**インカム・リターン**
コンポジット COMPOSITE	類似の投資マンデート、投資目的、または投資戦略に従って運用される１つ以上の**ポートフォリオ**を１つに集約したもの

コンポジット構築日 COMPOSITE CREATION DATE	**会社**が、1つ以上の**ポートフォリオ**を初めてグループ化して**コンポジット**を構築することとなった日。**コンポジット構築日**は、**コンポジット開始日**とは必ずしも一致しない。
コンポジットの定義 COMPOSITE DEFINITION	**ポートフォリオ**が帰属すべき**コンポジット**を判定するための詳細な判断基準（criteria）。判断基準には、投資マンデート、投資スタイルまたは投資戦略、資産クラス、デリバティブ、レバレッジおよび/またはヘッジの使用、ターゲットとするリスク指標、投資制約または制限、および/または**ポートフォリオ**のタイプ（例えば、**個別運用口座**か**プールド・ファンド**か、課税か非課税か）が含まれるが、これらに限定されない。
コンポジットの概略 COMPOSITE DESCRIPTION	**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略に関する一般的情報。**コンポジットの概略**は、**コンポジットの定義**より簡略なものでよいが、**コンポジット**の主要な特徴をすべて含ま**なければならず**、以下に示す情報をはじめ、**見込顧客**が**コンポジット**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略の主要な特徴について理解できるよう十分な情報を含ま**なければならない**。 ● **コンポジット**の投資戦略の重要なリスク ● レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの使用が投資戦略において重要である場合は、それらがどのように使用されるか。 ● **非流動性投資**が投資戦略において重要である場合はその旨
コンポジット開始日 COMPOSITE INCEPTION DATE	**コンポジット**のトラック・レコードの開始日
コンポジット終了日 COMPOSITE TERMINATION DATE	**コンポジット**から最後の**ポートフォリオ**がエグジット（exit）した日、もしくは**会社**が**コンポジット**の投資戦略を**個別運用口座**に適用しなくなった日または**見込顧客**に提供しなくなった日
クリスタライゼーション・スケジュール CRYSTALLIZATION SCHEDULE	**会社**に**パフォーマンス・フィー**を受け取る権利が発生し、フィーの獲得が有効となる時点
カストディ・フィー CUSTODY FEE	**ポートフォリオ**資産を管理する対価としてカストディアンに支払われる報酬。**カストディ・フィー**は、**管理報酬**とみなされ、通常、資産ベースの部分と取引ベースの部分が含まれる。**カストディ・フィー**には、会計記帳、有価証券貸付、および/またはパフォーマンス測定といった付加的サービスへの対価も含まれることがある。取引ごとに課されるカストディの手数料は**カストディ・フィー**に含める**べきであり**、**取引コスト**の一部に含める**べきではない**。
直接投資 DIRECT INVESTMENTS	ファンド投資ビークルまたは現金/現金同等資産への投資ではなく、企業への直接の投資

独立した事業主体
DISTINCT BUSINESS ENTITY

他の事業単位（unit）、部門（division, department）、または事業所（office）から組織および機能上分離されており、運用資産について投資一任権を有し、投資意思決定プロセスについて自律性を有している**べき**、事業単位、部門、または事業所をいう。この判断のために用いる基準には以下のものが含まれる。

- 法的主体（legal entity）であること。
- 独立した（distinct）顧客市場または顧客タイプ（機関投資家、リテール、プライベート顧客、等）を有すること。
- 分離、独立した（distinct）投資プロセスを使用していること。

分配
DISTRIBUTION

投資ビークルから**リミテッド・パートナー**（または投資家）に対して分配される現金または株式。**分配**は一般的に**ジェネラル・パートナー**（または**会社**）の裁量により行われる。**分配**には、回収可能な**分配**と回収不可能な**分配**がある。

DPI（実現倍率）
DPI (REALIZATION MULTIPLE)

開始来分配を**開始来払込出資金**で除した値

事前
EX ANTE

事前

事後的
EX POST

事後的

経費率
EXPENSE RATIO

プールド・ファンド総経費の平均純資産額に対する比率。**経費率**には**取引コスト**を含める**べきではない**。

外部キャッシュフロー
EXTERNAL CASH FLOW

ポートフォリオに流入する、あるいは**ポートフォリオ**から引き出される資本（現金または投資）。配当および利子収益は**外部キャッシュフロー**とみなされない。

外部評価
EXTERNAL VALUATION

独立した第三者によって行われる価値の評価

公正価値
FAIR VALUE

自発的な当事者間で行われる独立した立場（arm's length）での秩序ある取引（orderly transaction）において売却される投資対象の価格。同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格（quoted market price）が入手可能である場合には、それを使用して評価額を決定し**なければならない**。同一の投資対象について測定日における活発な市場での客観的かつ観察可能な調整前の公表価格が入手できない場合には、評価額は**会社**による**公正価値**の最良推定値で**なければならない**。**公正価値**には経過利子を含め**なければならない**。

報酬率表
FEE SCHEDULE

見込顧客または**見込投資家**に適用される、**会社**の**運用報酬**または**バンドル・フィー**の現行の料率表

会社 FIRM	GIPS 基準への準拠のために定義される主体
確定した出資約束金 FIXED COMMITMENT	**出資約束金**の額が予め定められていること。
有期 FIXED LIFE	投資期間が予め確定されていること。
ジェネラル・パートナー GENERAL PARTNER	通常、**リミテッド・パートナーシップ**の運用者であり、**リミテッド・パートナーシップ**において**リミテッド・パートナー**はその他の投資家である。**ジェネラル・パートナー**は**運用報酬**を得るが、それには**リミテッド・パートナーシップ**が生む利益の一定割合が含まれることがある。（「**成功報酬**」参照）
GIPS 広告 GIPS ADVERTISEMENT	GIPS 広告ガイドラインの**必須事項**に準拠した、GIPS 準拠**会社**による広告
GIPS 準拠通知書 GIPS COMPLIANCE NOTIFICATION FORM	**会社**が GIPS 基準への準拠を表明していることを CFA 協会に通知するため、CFA 協会に提出することが**必須**である通知書
GIPS コンポジット報告書 GIPS COMPOSITE REPORT	GIPS 基準が**必須**とするすべての情報を含む**コンポジット**の提示資料であり、**勧奨**情報または**補足情報**を含めることができる。
GIPS プールド・ファンド報告書 GIPS POOLED FUND REPORT	GIPS 基準が**必須**とするすべての情報を含む**プールド・ファンド**の提示資料であり、**勧奨**情報または**補足情報**を含めることができる。
GIPS 報告書 GIPS REPORT	**GIPS コンポジット報告書**または **GIPS プールド・ファンド報告書**のいずれかを指す。
報酬控除前 GROSS-OF-FEES	すべての**取引コスト**を控除した投資リターン
ハイ・ウォーターマーク HIGH WATERMARK	**会社**が**パフォーマンス・フィー**を獲得する権利を得るために、**プールド・ファンド**または**個別運用口座**が超過し**なければならない**リターンまたは資産額
ハードル・レート HURDLE RATE	資産運用者が**パフォーマンス・フィー**を得るために、**プールド・ファンド**または**個別運用口座**が超過し**なければならない**最低限の収益率
非流動性投資 ILLIQUID INVESTMENMTS	値下げなしに売却することが容易ではない投資資産、もしくは市場または即決できる投資家ないし自発的な投資家が不在であるために、すぐ売却できない投資資産
インカム・リターン INCOME RETURN	すべての投資（現金および現金同等資産を含む）から測定期間中に稼得された投資インカム。ただし、回収不能な支出、負債に対する利払い、および不動産に係る公租公課を控除する。**インカム・リターン**は**投下資本**に対する割合として計算される。

内部的散らばり
INTERNAL DISPERSION

コンポジットに含まれる個別**ポートフォリオ**の年間リターンの分散度合いを示す測度であり、**ポートフォリオ**・リターンの最高値/最低値、レンジ、および**標準偏差**（資産額加重または等加重）があるが、これらに限定されない。

運用報酬
INVESTMENT MANAGEMENT FEE

ポートフォリオの運用について、**会社**が受け取る報酬。**運用報酬**は、一般的に、資産額ベース（資産額の一定割合）、パフォーマンス・ベース（「**パフォーマンス・フィー**」参照）、またはこの両者の組み合わせであるが、異なる形態を取ることもある。**運用報酬**には**成功報酬**も含まれる。

投資倍率（TVPI）
INVESTMENT MULTIPLE (TVPI)

評価総額を**開始来払込出資金**で除した値

大きなキャッシュフロー
LARGE CASH FLOW

外部キャッシュフローが発生するときに、**ポートフォリオ**を評価して、部分期間のリターンを計算しなければリターンを歪めるおそれがあると**会社**が判断するレベル。**会社**は、現金/資産のフローの価値、あるいは**ポートフォリオ**資産額または**コンポジット**資産額に対する割合によって、その額を定義し**なければならない**。また、**会社**は、**大きなキャッシュフロー**が単一の**外部キャッシュフロー**なのか、一定期間内に発生する複数の**外部キャッシュフロー**の合計額なのかを決定し**なければならない**。

私募プールド・ファンド
LIMITED DISTRIBUTION POOLED FUND

公募プールド・ファンドに該当しない**プールド・ファンド**

リミテッド・パートナー
LIMITED PARTNER

リミテッド・パートナーシップに参加する投資家

リミテッド・パートナーシップ
LIMITED PARTNERSHIP

非公開市場投資のクローズドエンド型**プールド・ファンド**に多く見られる法的形態。**リミテッド・パートナーシップ**は、通常、**有期**の投資ビークルである。**ジェネラル・パートナー**は、**リミテッド・パートナーシップ**をパートナーシップ契約に従って運用する。

リンク
LINK

以下の数式を用いて、部分期間のリターンを幾何リンクして期間リターンを計算する、また期間リターンを幾何リンクしてより長い期間のリターンを計算する方法。

$$\text{期間リターン} = [\,(1 + R_1) \times (1 + R_2) \ldots (1 + R_n)\,] - 1$$

ここで、$R_1, R_2 \ldots R_n$ は、部分期間 1 から n の各部分期間リターン、あるいは期間 1 から n の各期間リターンである。

時価
MARKET VALUE

ある時点において投資家がある投資対象を取得または売却することができる価格に保有数を乗じ、経過利子を加えたもの

重要なエラー
MATERIAL ERROR

GIPS コンポジット報告書または **GIPS プールド・ファンド報告書**内で発見されたエラーで、訂正され、かつ訂正された **GIPS コンポジット報告書**または **GIPS プールド・ファンド報告書**においてエラーの事実が開示され**なければならない**もの

実効準拠開始日 MINIMUM EFFECTIVE COMPLIANCE DATE	その日以降、**会社**が GIPS 基準に準拠したパフォーマンスのみを提示することが求められる日。**不動産**、**プライベート・エクイティ**の**コンポジット**および**プールド・ファンド**、**ラップフィー**の**コンポジット**については、2006 年 1 月 1 日が**実効準拠開始日**である。それ以外のすべての**コンポジット**および**プールド・ファンド**については、2000 年 1 月 1 日が**実効準拠開始日**である。
金額加重収益率（MWR） MONEY-WEIGHTED RETURN (MWR)	価値の変化および**外部キャッシュフロー**のタイミングおよび金額を反映させた期間リターン
…なければならない MUST	準拠または実行することが義務または**必須**である規定（provision）、作業（task）、または行動（action）（「**必須/必須事項**」参照）
…ならない MUST NOT	禁止された作業（task）または行動（action）
報酬控除後 NET-OF-FEES	**報酬控除前**リターンから**運用報酬**を控除したリターン
オープンエンド型ファンド OPEN-END FUND	投資家数が確定しておらず、追加申込および/または解約が可能な**プールド・ファンド**
オーバーレイ・エクスポージャー OVERLAY EXPOSURE	**会社**が資産運用上の責任を有する経済的価値。**オーバーレイ・エクスポージャー**は、**オーバーレイ戦略**の適用される想定価値（notional value）、オーバーレイの対象となる原**ポートフォリオ**の価値、あるいは特定されたターゲット・エクスポージャーのいずれかである。
オーバーレイ戦略 OVERLAY STRATEGY	投資戦略の一部分の運用を原**ポートフォリオ**とは別に実行する戦略。**オーバーレイ戦略**は、通常、原**ポートフォリオ**に存在する特定のリスク・エクスポージャーを制限または維持すること、あるいは**ポートフォリオ**の特定のリスク・エクスポージャーを変更することにより、市場についての戦術的な観測から収益を得ることを目的としている。
払込出資金 PAID-IN CAPITAL	**プールド・ファンド**または**コンポジット**への資本の流入。キャピタル・コールによりドローダウンされた**出資約束金**、および回収され再投資される**分配**を含む。
パフォーマンス・フィー PERFORMANCE-BASED FEE	一般的に**ポートフォリオ**の絶対リターンもしくは**ベンチマーク**またはその他の基準点に対する相対リターンに基づく、**運用報酬**の一形態
パフォーマンス・フィーの概略 PERFORMANCE-BASED FEE DESCRIPTION	**パフォーマンス・フィー**に関する一般的情報。**見込顧客**または**見込投資家**が**パフォーマンス・フィー**の主要な特徴を理解するための十分な情報を含め**なければならない**。また、関連する情報（例えば、**パフォーマンス・フィー**の料率、**ハードル・レート**、**クローバック**、**ハイ・ウォーターマーク**、リセットの頻度、発生頻度、**クリスタライゼーション・スケジュール**）および報酬を課すベースを含め**なければならない**。

パフォーマンス検査 PERFORMANCE EXAMINATION	独立した検証者が、GIPS 基準の定める**パフォーマンス検査**の**必須**手続に従って、特定の**コンポジット**または**プールド・ファンド**に対して実施するテストのプロセス
パフォーマンス検査報告書 PERFORMANCE EXAMINATION REPORT	**パフォーマンス検査**実施後、独立した検証者により発行される報告書
パフォーマンス関連情報 PERFORMANCE-RELATED INFORMATION	以下の情報を含む。 ● 投資のリターンとリスクで表される情報 ● 投資のリターンとリスクの計算に直接関連するその他の情報および入力データ（例えば、**ポートフォリオ**の保有銘柄）、ならびに投資のリターンとリスクの入力データから導かれる情報（例えば、パフォーマンスの寄与度分析や要因分析）
観測期間 PERIODICITY	変量が計測される期間の長さ（例えば、月次の**観測期間**で計測される変量は毎月の観測値で構成される。）
PIC 倍率 PIC MULTIPLE	**開始来払込出資金**を累積**出資約束金**で除した値
プールド・ファンド POOLED FUND	2 人以上の投資家により所有権が保持されるファンド
プールド・ファンドの概略 POOLED FUND DESCRIPTION	**プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略に関する一般的な情報。**プールド・ファンドの概略**は、以下に示す情報をはじめ、**見込投資家**が**プールド・ファンド**の投資マンデート、投資目的、または投資戦略の主要な特徴について理解できるよう十分な情報を含ま**なければならない**。 ● **プールド・ファンド**の投資戦略の重要なリスク ● レバレッジ、デリバティブ、およびショートポジションの使用が投資戦略において重要である場合は、それらがどのように使用されるか。 ● **非流動性投資**が投資戦略において重要である場合はその旨
プールド・ファンド報酬控除前リターン POOLED FUND GROSS RETURN	すべての**取引コスト**を控除した投資リターン
プールド・ファンド開始日 POOLED FUND INCEPTION DATE	**プールド・ファンド**のトラック・レコードが開始する日。**私募プールド・ファンド**については、**プールド・ファンド開始日**は以下の日付に基づくことができる。 ● **運用報酬**が初めて課される日 ● 投資に関連する最初のキャッシュフローが発生する日 ● 最初のキャピタル・コールが行われる日 ● 最初の**出資約束金**が締め切られ、法的拘束力が生じる日

プールド・ファンド報酬控除後リターン POOLED FUND NET RETURN	**プールド・ファンド報酬控除前リターン**から**運用報酬**、**管理報酬**、その他コストを含むすべての報酬および費用を控除したリターン
プールド・ファンド・オブ・ファンズ POOLED FUND OF FUNDS	複数の投資ビークルに投資する投資ビークル
プールド・ファンド終了日 POOLED FUND TERMINATION DATE	**プールド・ファンド**の資産がすべて分配された日、もしくは投資一任権が終了する日
ポートフォリオ PORTFOLIO	個々に運用される投資のグループ。**ポートフォリオ**は**個別運用口座**または**プールド・ファンド**であり、**会社**が**サブアドバイザー**選定の裁量を有する場合には、当該**サブアドバイザー**により運用される資産を含む。
ポートフォリオ資産額加重カスタム・ベンチマーク PORTFOLIO-WEIGHTED CUSTOM BENCHMARK	**コンポジット**に含まれる個々の**ポートフォリオ**の**ベンチマーク**を使用して作成される**ベンチマーク**
プライマリー・ファンド PRIMARY FUND	他の投資ビークルへの投資ではなく、**直接投資**を行う投資ビークル
プライベート・エクイティ PRIVATE EQUITY	ベンチャー・キャピタル、レバレッジド・バイアウト、合併、メザニンおよびディストレスト・デット投資、また、ベンチャー・リーシングやベンチャー・ファクタリングのようなさまざまなハイブリッド型を含む投資戦略であるが、これらに限定されない。
非公開市場投資 PRIVATE MARKET INVESTMENTS	実物資産（例えば、**不動産**、インフラストラクチャー）、**プライベート・エクイティ**、および流動性がなく、公に取引されておらず、取引所で取引されていない類似の投資資産を含む。
自己勘定資産 PROPRIETARY ASSETS	**会社**、**会社**の経営陣、および/または**会社**の親会社が所有し、**会社**により運用される投資資産。**プールド・ファンド**内の**ジェネラル・パートナー**の資産は**自己勘定資産**とみなされる。
見込顧客 PROSPECTIVE CLIENT	**会社**の**コンポジット**戦略の一つに興味があると表明しており、当該**コンポジット**に投資する資格がある者または主体（person or entity）。既存顧客であっても、当該顧客の現在の投資戦略とは異なる**コンポジット**戦略については、**見込顧客**となり得る。投資コンサルタントその他の第三者も、**見込顧客**に該当する個人または主体（individuals or entities）を代表している場合には**見込顧客**に含まれる。
見込投資家 PROSPECTIVE INVESTOR	**会社**の**プールド・ファンド**の一つに興味があると表明しており、当該**プールド・ファンド**に投資する資格がある者または主体（person or entity）。既存の**プールド・ファンド**投資家であっても、当該投資家が現在投資する**プールド・ファンド**とは異なる**プールド・ファンド**については、**見込投資家**となり得る。投資コンサルタントその他の第三者も、**見込投資家**に該当する個人または主体（individuals or entities）を代表している場合には**見込投資家**に含まれる。

パブリック・マーケット・エクイバレント（PME） PUBLIC MARKET EQUIVALENT (PME)	**コンポジット**または**プールド・ファンド**と同一の期間について同一のキャッシュフローとそのタイミングを使用して、**金額加重収益率（MWR）**で表示される公開市場インデックスのパフォーマンス。**PME** は、**コンポジット**または**プールド・ファンド**の **MWR** を公開市場インデックスの **PME** と比較することにより、**ベンチマーク**として使用することができる。
純粋な報酬控除前 PURE GROSS-OF-FEES	期中に発生した**取引コスト**をまったく控除していない投資リターン
不動産 REAL ESTATE	**不動産**は、その全部または一部を所有する以下の資産を含む。 ● 土地への投資で、土地からの収穫物（例えば、ティンバー、穀物）を含む。 ● 建設中の建物、完成した建物、およびその他の構造物または改良 ● エクイティ指向のデット（例えば、参加型モーゲージローン）。 ● 投資時点で投資家へのリターンの一部が原資産である**不動産**のパフォーマンスに関連している不動産の私的権益
実現倍率（DPI） REALIZATION MULTIPLE (DPI)	**開始来分配**を**開始来払込出資金**で除した値
勧奨/勧奨事項 RECOMMEND/ RECOMMENDATION	準拠または実行す**べき**規定（provision）、作業（task）、または行動（action）。**勧奨事項**はベスト・プラクティスとみなされるが、**必須事項**ではない。（「…**べきである**」参照）
必須/必須事項 REQUIRE/REQUIREMENT	準拠または実行し**なければならない**規定（provision）、作業（task）、または行動（action）
残余価値 RESIDUAL VALUE	**リミテッド・パートナー**または投資家が投資ビークルに所有する、パフォーマンス報告期末時点における残余持分
RVPI（未実現倍率） RVPI (UNREALIZED MULTIPLE)	**残余価値**を**開始来払込出資金**で除した値
販売・解約手数料 SALES CHARGES AND LOADS	**プールド・ファンド**のシェアの購入または売却に要するコスト。これらのコストは、申込・解約コスト（subscription and redemption costs）、あるいは入退手数料（entry and exit fees）と呼ばれることもある。
個別運用口座 SEGREGATED ACCOUNT	単一の顧客が所有する**ポートフォリオ**
… べきである SHOULD	準拠または実行することが**勧奨**され、ベスト・プラクティスとみなされる規定（provision）、作業（task）、または行動（action）であるが、**必須**ではないもの
… べきではない SHOULD NOT	準拠も実行もしないことが**勧奨**され、そうしないことがベスト・プラクティスとみなされる作業（task）または行動（action）

サイドポケット
SIDE POCKET

主にオルタナティブ投資の**プールド・ファンド**において、**非流動性投資**やディストレスト資産を他のより流動性の高い投資から区分するため、あるいは特定目的で保有される投資を他の投資から区分するために用いられる一種の口座。**サイドポケット**は、それが組成された後に加入する新規の**プールド・ファンド**投資家にとって投資できないことが一般的である。

重大なキャッシュフロー
SIGNIFICANT CASH FLOW

顧客主導で発生した１つ以上の**外部キャッシュフロー**により、**会社**が**コンポジット**戦略の実行が一時的に妨げられると判断するレベル。キャッシュフローは、単一のキャッシュフローまたは一定期間内に発生する複数のキャッシュフローの合計額として、**会社**により定義される。重大性の判断は、具体的な金額（例えば、5 千万ユーロ）または**ポートフォリオ**資産額に対する割合（直近の評価に基づく）で決定され**なければならず**、キャッシュフローの影響や**コンポジット**内の**ポートフォリオ**の数など、他の基準は考慮されない。**ポートフォリオ**内の資産クラス間の資産の振替や**会社**主導で発生したキャッシュフローは、**重大なキャッシュフロー**とみなしては**ならない**。

開始来
SINCE-INCEPTION

コンポジットについては、**コンポジット開始日**以来。
プールド・ファンドについては**プールド・ファンド開始日**以来

標準偏差
STANDARD DEVIATION

リターンの変動性の測度。**内部的散らばり**の測度として、**標準偏差**は、**コンポジット**の個別**ポートフォリオ**のリターンの分布を数値化する。過去のリスクの測度として、**標準偏差**は、**コンポジット**、**プールド・ファンド**、または**ベンチマーク**の時系列的なリターンの変動性を数値化する。これは「外部的**標準偏差**」ともいわれる。

サブアドバイザー
SUB-ADVISOR

会社が運用責任を有する資産の一部またはすべてを運用するために、**会社**が採用する第三者の運用者。サブマネージャーまたはサードパーティ・インベストメント・マネジャーともいう。

サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット
SUBSCRIPTION LINE OF CREDIT

会社が投資家に資金拠出を要請する際に、運営を効率化するために通常設定されるローン。もしくは、投資家からの資金拠出の代替として利用されることがある。

補足情報
SUPPLEMENTAL INFORMATION

GIPS コンポジット報告書または **GIPS プールド・ファンド報告書**に含まれる、GIPS 基準の**必須事項**および/または**勧奨事項**を補足または強化するすべての**パフォーマンス関連情報**

一時的新規口座
TEMPORARY NEW ACCOUNT

顧客主導の**外部キャッシュフロー**が、**コンポジット**戦略に従って投資されるまで、もしくは顧客に支払われるまでの間、一時的に保管される口座。**重大なキャッシュフロー**の**ポートフォリオ**への影響を排除するために、**会社**は**一時的新規口座**を利用することができる。**重大なキャッシュフロー**が**ポートフォリオ**に発生した場合には、**会社**は、**コンポジット**の**重大なキャッシュフロー**に関する方針に従って、**外部キャッシュフロー**を**一時的新規口座**に移管することができる。

理論的パフォーマンス
THEORETICAL PERFORMANCE

その戦略で実際に投資された資産から成る**ポートフォリオ**または**コンポジット**から導出されたのではないパフォーマンス。**理論的パフォーマンス**には、モデル、バックテスト、仮定、シミュレーションによるパフォーマンス、参考表示（indicative）パフォーマンス、**事前**的パフォーマンス、および将来的パフォーマンスが含まれる。

時間加重収益率（TWR）
TIME-WEIGHTED RETURN (TWR)

価値の変化を反映し、**外部キャッシュフロー**の影響を排除して、期間ごとのリターンを計算する手法

会社の運用総資産
TOTAL FIRM ASSETS

会社が運用責任を有するすべての投資一任資産および非投資一任資産の合計額。**会社**が**サブアドバイザー**を選定する裁量を有する場合には、**会社の運用総資産**は**サブアドバイザー**に委託された資産額を含む。

プールド・ファンド総経費
TOTAL POOLED FUND FEES

プールド・ファンドに課されるすべての報酬および費用で、**運用報酬**および**管理報酬**を含むが、これらに限定されない。

トータル・リターン
TOTAL RETURN

測定期間の実現損益、評価損益およびインカムを含む収益率

評価総額
TOTAL VALUE

残余価値と**分配**の合計額

約定日基準会計
TRADE DATE ACCOUNTING

資産または負債を、受渡日ではなく取得日または売却日に認識すること。取引日から 3 営業日以内（取引日 (T)、T+1、T+2、T+3）に資産または負債を認識することは、GIPS 基準の適用上、**約定日基準会計**の**必須事項**を満たすものとする。

取引コスト
TRANSACTION COSTS

投資対象の売買に要するコスト。これらのコストは内部または外部のブローカーによるブローカー手数料、為替手数料および/または税金、および/またはビッド - オファー・スプレッドの形態をとるのが一般的である。取引ごとに課されるカストディの手数料は、**取引コスト**ではなく**カストディ・フィー**として取り扱われる**べきである**。**不動産**、**プライベート・エクイティ**、その他の**非公開市場投資**については、**取引コスト**は、投資対象の取得、売却、リストラクチャリング、および/または再資本化に伴って発生する法務費用、金融費用、アドバイザリー・フィー、投資銀行業務費用のすべてを含むが、取引不成立コスト（dead deal cost）は含まれない。

TVPI（投資倍率） TVPI (INVESTMENT MULTIPLE)	**評価総額**を**開始来払込出資金**で除した値
未実現倍率（RVPI） UNREALIZED MULTIPLE (RVPI)	**残余価値**を**開始来払込出資金**で除した値
検証 VERIFICATION	独立した検証者が、GIPS 基準で**必須**とされる**検証**手続に従って、**会社**全体を対象として実施するテストのプロセス
検証報告書 VERIFICATION REPORT	**検証**実施後、独立した検証者により発行される報告書
組成年 VINTAGE YEAR	**組成年**を決定する方法として以下の 2 つがある。 1. 投資ビークルがその投資家から最初に資金をドローダウンまたはキャピタル・コールする年 2. 外部の投資家からの最初の**出資約束金**が締め切られ、法的拘束力が生じる年
ラップフィー WRAP FEE	特定の投資プロダクトに固有の**バンドル・フィー**の一種。**ラップフィー**は、投資運用サービスについて**ラップフィー・**スポンサーが課すフィーであり、通常、区分できない**取引コスト**を含む。**ラップフィー**は包括的な資産額ベースのフィーであり、**運用報酬**、**取引コスト**、**カストディ・フィー**および/または**管理報酬**の組み合わせから成る。**ラップフィー・ポートフォリオ**は "separately managed account (SMA) " または "managed account" と呼ばれることがある。

付属資料A: GIPSコンポジット報告書例

報告例 1　時間加重収益率を含むコンポジット

Spinning Top Investments
大型株グロース・コンポジット
2011年2月1日 － 2020年12月31日

年度	コンポジット報酬控除前リターン TWR (%)	コンポジット報酬控除後リターン TWR (%)	ベンチマーク・リターン (%)	3年間標準偏差 コンポジット報酬控除前 (%)	3年間標準偏差 ベンチマーク (%)	ポートフォリオ数	内部的散らばり (%)	コンポジット資産 (百万ドル)	会社の運用資産 [b] (百万ドル)
2011 [a]	2.18	1.25	1.17			31	n/a	165	n/a
2012	18.66	17.49	15.48			34	2.0	235	n/a
2013	41.16	39.80	33.36			38	5.7	344	n/a
2014	14.50	13.37	13.03	11.30	9.59	45	2.8	445	1,032
2015	6.52	5.47	5.67	12.51	10.68	48	3.1	520	1,056
2016	8.22	7.15	7.09	12.95	11.15	49	2.8	505	1,185
2017	33.78	32.48	30.18	12.29	10.53	44	2.9	475	1,269
2018	–0.84	–1.83	–0.65	13.26	11.91	47	3.1	493	1,091
2019	33.08	31.78	29.76	12.81	11.71	51	3.5	549	1,252
2020	7.51	6.44	6.30	13.74	12.37	54	2.5	575	1,414

(a) リターンは、2011年2月1日から2011年12月31日までの期間のものである。

(b) Spinning Top Investments は、2014年5月にABC Capitalを買収し、コンポジットを取得した。2014年より前の会社の運用資産は、コンポジットが会社の一部ではなかったため記載していない。

開示

1. Spinning Top Investments は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Spinning Top Investments は、2011年1月1日から2020年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

   GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかに

ついて保証を行うものである。 検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。

2. Spinning Top Investments は、米国企業発行証券のみに投資するエクイティ運用会社である。Spinning Top Investments は、いずれの系列にも属さない独立系の資産運用会社と定義される。Spinning Top Investments は、2014年5月にABC Capitalを買収した。
3. 大型株グロース・コンポジットは、XYZ Large Cap Growth Index 構成銘柄企業の利益成長率の平均よりも優れた利益成長が見込まれる米国の大型株に投資する機関投資家ポートフォリオのすべてを含む。重要なリスクには、株価の下落、コンポジットがベンチマークをアンダーパフォームするリスクが含まれる。このコンポジットの最低資産額は5百万ドルである。2016年7月より前は、最低資産額は2百万ドルであった。2020年3月より前は、コンポジット名はグロース・コンポジットであった。
4. 2014年5月より前のパフォーマンスは、資産運用チームが別の会社に所属していた期間の実績である。資産運用チームは、コンポジットを開始来運用しており、投資プロセスは変わっていない。この過去のパフォーマンスは、Spinning Top Investments に所属することになってからのパフォーマンスにリンクされている。
5. ベンチマークはXYZ Large Cap Growth Index で、時価総額が100億ドルを超すグロース・ティルトの米国株のすべてからなる時価総額加重インデックスである。
6. 提示されるリターンは時間加重収益率である。資産の評価とパフォーマンス報告は米ドル建てである。
7. 報酬控除前リターンは、運用報酬およびカストディ・フィー控除前、全取引費用控除後で提示されている。コンポジットとベンチマークのリターンは、還付請求不可能な源泉税控除前で表示されている。報酬控除後リターンは、月次の報酬控除前コンポジット・リターンから、最も高い運用報酬率である1.00%の12分の1に相当する0.083%をモデル運用報酬として控除して算出されている。個別口座の運用報酬率は、最初の25百万ドルに対して1.00%、それを超える部分が0.60%である。コンポジットに組み入れられている大型株合同ファンドの運用報酬率は一律0.65%、総経費率は0.93%となっている。
8. 投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。
9. コンポジットの概略一覧表および公募プールド・ファンド一覧表は、請求に応じて提供可能である。
10. このコンポジットは2011年11月に構築され、開始日は2011年2月1日である。
11. 2014年1月1日以降、内部的散らばりは、１年間を通してコンポジットに組み入れられていたポートフォリオの報酬控除前年間リターンの等加重標準偏差を使用して計算されている。2014年より前は、内部的散らばりは、資産加重標準偏差を使用して計算されていた。

12. 年率換算した3年間の標準偏差は、直近36カ月間にわたるコンポジットの報酬控除前リターンとベンチマーク・リターンの変動性を測定するものである。
13. 2011年11月1日以降、ポートフォリオは重大なキャッシュフローが生じた場合、コンポジットから除外される。重大なキャッシュフローは、ポートフォリオの期首価値の25%を超える出資または引出しとして定義される。ポートフォリオは、重大なキャッシュフローが発生した月にコンポジットから除外される。
14. GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

報告例 2　金額加重収益率を含むコンポジット

Able Management Company
グローバル絶対リターン・コンポジット
報告通貨: ユーロ

	年率換算開始来MWR（%）					
期末	コンポジット報酬控除前	コンポジット報酬控除後	カスタム・ベンチマーク	ポートフォリオ数	コンポジット資産（百万ユーロ）	会社の運用総資産（百万ユーロ）
2020年12月31日*	7.4	6.9	5.9	8	252	11,203

*金額加重収益率は、2012年7月1日（コンポジット開始日）から2020年12月31日までの期間のものである。

Able Management Company は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Able Management Company は、独立した検証者による検証を受けていない。

開示

1. 会社の定義

   Able Management Company は、2007年に設立された独立系の資産運用会社である。Able Management Company は、主として欧州の顧客向けに、さまざまな株式、確定利付証券、およびバランス型資産を運用している。

2. コンポジットの概略

   Able Management Company のグローバル絶対リターン・コンポジットは、グローバル・マクロ手法によりディープ・バリューの株式および確定利付証券を見出す有期戦略である。 当社は、売り叩かれた株式や確定利付証券（投資適格債および投資不適格債を含む）に価値を見出し、また、付加価値の向上あるいはヘッジのために為替フォワード取引を利用することがある。主要なリスク: 国家債務負担、高い政治的リスク、中央銀

行の金融政策の変更は経済に変調をもたらす可能性がある。投資は投資適格債と投資不適格債の両方を含むため、クレジット・イベントが元利金の評価と返済に影響を与えるリスクもある。確定利付証券はまた、金利リスク、セクター・リスクおよび/またはカントリー・リスク、業種リスクの影響を受ける。株式は、マーケット・リスク、会社固有のイベント・リスク、あるいは破産の場合には無価値になるなど、いくつかのリスクの影響を受ける。この戦略は、ヘッジ目的だけでなく、アルファ獲得のためにも為替フォワードに投資する。政治的イベント、中央銀行の介入、あるいはその他の予期しないファクターの結果として、通貨ベットが有利に働かないリスクがある。投資は2022年12月に清算される予定であり、すべての収益はその時点で分配される。コンポジットは2013年1月に構築された。

3. カスタム・ベンチマーク

ベンチマークは、XYZ Global Macro Index の修正パブリック・マーケット・エクイバレント（PME）を使って計算され、キャピタル・コールはインデックス購入のためのキャッシュフローとして扱われる。分配をインデックス売却のためのキャッシュフローとして扱うのではなく、分配のウエイトを計算し、それと同一のウエイトを除外する。この修正は、伝統的なLong–Nickels PME では負の純資産価値（NAV）が生じる可能性があるという限界に対処するものである。XYZ Global Macro Index は、世界各国の株式や債券、コモディティ、通貨にロングとショートのポジションを保有するグローバル・マクロ・ヘッジ・ファンドのリターンの中央値で構成されている。

4. 報酬

報酬控除前リターンは、運用報酬、カストディ・フィー、および源泉税控除前、全取引コスト控除後である。報酬控除後リターンは、実際の運用報酬および取引コスト控除後、カストディ・フィーおよび源泉税控除前である。

5. サブアドバイザー

コンポジット開始来、すべての株式投資運用のためにサブアドバイザーが使用された。

6. 報酬率表

標準の固定年間運用報酬は50百万ユーロまでは0.55%、それを超える部分は0.35%である。

7. 外部キャッシュフロー

2020年1月1日付で金額加重収益率（MWR）の計算には日次キャッシュフローが使用されている。この日より前は、外部キャッシュフローは四半期ごとに計上されていた。

8. 方針

投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書の作成に関するAble Management Company の方針は、請求に応じて提供可能である。

9. コンポジットおよびプールド・ファンドの一覧表

コンポジットの概略、私募プールド・ファンドのプールド・ファンドの概略、および公募ファンドを記載する一覧表は、請求に応じて提供可能である。

10. コンポジット・リターンの変更

戦略が有期であること、当社がポートフォリオのキャッシュ流出入のタイミングを制御していることを考慮して、提示するコンポジット・リターンの種類を変更した。当社は、MWRが最も適切なコンポジット・リターンであると考え、2020年1月1日付で時間加重収益率（TWR）からMWRの提示に変更した。

11. エラー訂正

2020年に発生したキャッシュ分配について誤った金額が使用されていた。年率換算したコンポジット開始来報酬控除前リターンおよび報酬控除後リターンは、それぞれ8.4%と7.9%から7.4%と6.9%に訂正、再表示されている。

12. 商標

GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

報告例 3　時間加重収益率を含むラップフィー・コンポジット

ABC Investments
小型株バリュー・ラップ・コンポジット
2011年1月1日 ― 2020年12月31日

年度	純粋な報酬控除前リターン[a] (%)	報酬控除前リターン (%)	報酬控除後リターン (%)	ベンチマーク・リターン (%)	内部的散らばり (%)	ポートフォリオ数	コンポジット資産 (百万ドル)	会社の運用資産 (百万ドル)
2020	28.84	28.72	25.10	23.75	0.7	2,368	1,015	18,222
2019	12.30	12.20	9.01	9.79	1.1	1,730	687	17,635
2018	17.57	17.47	14.14	14.56	1.0	1,462	432	19,246
2017	10.55	10.45	7.30	7.84	1.2	928	321	14,819
2016	39.05	38.93	35.04	31.74	0.9	649	163	12,362
2015	–6.75	–6.75	–9.53	–7.47	0.8	68	1,115	7,051
2014	6.64	6.64	3.50	4.22	1.0	52	1,110	6,419
2013	45.86	45.86	41.68	34.50	1.1	46	990	5,612
2012	24.41	24.41	20.79	18.05	0.9	38	975	4,422
2011	–4.90	–4.90	–7.73	–5.50	0.8	41	870	3,632

年度	コンポジット 純粋な報酬控除前 年率換算した3年間の 事後的な標準偏差 (%)	ベンチマーク 年率換算した3年間の 事後的な標準偏差 (%)	ラップフィー・ ポートフォリオ率 (%)	戦略助言資産 (百万ドル)	会社助言資産 (百万ドル)
2020	13.44	12.58	100	349	1,822
2019	11.52	10.98	100	232	1,764
2018	13.99	12.62	100	102	1,925
2017	15.75	13.97	100	68	1,482
2016	17.49	15.50	100	32	1,236
2015	15.52	13.46	0	0	0
2014	14.91	12.79	0	0	0
2013	18.82	15.82	0	0	0
2012	22.65	19.89	0	0	0
2011	29.31	26.05	0	0	0

(a) 純粋な報酬控除前リターンは、2016年1月1日以降、取引コストを含むいかなる費用も控除されておらず、補足情報として提示される。注記6参照。

1. ABC Investments は、1940年投資顧問法に基づいて登録された独立系の投資顧問会社であり、1996年3月に設立された。会社は、2016年1月に機関投資家口座とラップ口座を含むように再定義された。2016年1月より前は、会社の定義には機関投資家口座のみが含まれていた。
2. ABC Investments は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。ABC Investments は、1996年4月1日から2020年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。小型株バリュー・ラップ・コンポジットは、2016年1月1日から2020年12月31日までの期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。
3. 小型株バリュー・ラップ・コンポジットは、購入時に時価総額が5億ドルから20億ドルである米国株に投資するポートフォリオで構成される。歴史的に見て、小型株は大型株よりも変動性が高かった。2016年1月1日付でコンポジットはラップフィー口座のみを含むように再定義された。再定義前は、コンポジットには機関投資家口座のみが含まれていた。

2016年より前のパフォーマンス数値は、小型株バリュー機関投資家コンポジットのものである。ラップ口座には、顧客口座の取引ではなく口座資産額に応じたラップフィーが課金される。コンポジット開始日は2006年2月1日である。コンポジットは2016年3月に構築された。

4. すべてのリターンは米ドルで計算され、提示される。投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。コンポジットの概略一覧表は、請求に応じて提供可能である。

5. ベンチマークは、XYZ Small Cap Value Index であり、提示期間の投資環境を表すために提供される。XYZ Small Cap Value Index は、浮動株調整時価総額加重インデックスであり、XYZ 3000 Value Index に含まれる、米国の取引所で取引されている株価純資産倍率の低い最小規模の800社のパフォーマンスを測定するものである。XYZ 3000 Value Index は、浮動株調整時価総額加重インデックスであり、米国の取引所で取引されている株価純資産倍率の低い、時価総額上位3,000社を含む。インデックスはフルに投資され、収益は再投資される。インデックスのリターンには、取引コスト、運用報酬、その他コストは含まれない。インデックス・リターンは、公表情報源から取得されている。

6. 補足情報として提示されている純粋な報酬控除前リターンは、2016年から2020年までの間、いかなる取引コスト、報酬、費用も控除されていない。2016年より前の純粋な報酬控除前リターンは、小型株バリュー機関投資家コンポジットのパフォーマンスであり、取引コストが控除されている。2016年1月1日以降、報酬控除前リターンは、1取引につき0.05ドルのモデル取引コストを適用して計算されている。このコンポジットの推定取引コストは、会社の小型株バリュー機関投資家コンポジットに含まれる口座における実際の取引コストの平均値を計算して決定された。2016年1月より前は、報酬控除前リターンは実際の取引コストを控除したものである。

7. 報酬控除後リターンは、コンポジットの純粋な報酬控除前月次リターンから、適用される最も高いラップフィー（年3.00%、すなわち月0.25%）を毎月控除して計算される。なお、現行の標準的なラップフィー料率は資産総額の3.00%である。ラップフィーには、すべての手数料、取引コスト、ポートフォリオ運用報酬、カストディ・フィー、その他の管理報酬が含まれる。

8. 内部的散らばりは、1年間を通してコンポジットに組み入れられていたポートフォリオの純粋な報酬控除前年間リターンの等加重標準偏差で測定される。年率換算した3年間の標準偏差は、直近36ヶ月間にわたるコンポジット・リターンとベンチマーク・リターンの変動性を測定するものである。

9. 戦略助言資産は、このコンポジットの戦略で運用されるポートフォリオのためにABC Investments が別の会社に投資推奨を行うが、当該資産について投資決定の実行を制御する立場にはなく、取引を執行する権限もない資産である。会社助言資産は、ABC Investments の戦略で運用される資産のために ABC Investments が投資推奨を行うが、当該資産について投資決定の実行を制御する立場にはなく、取引を執行する権限もない資産の合計である。

10. 過去のパフォーマンスは、将来の運用成績の指標とはならない。

11. GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

報告例 4　時間加重収益率を含むオーバーレイ・コンポジット

Tumble Management Limited
パッシブ為替オーバーレイ・コンポジット

コンポジットの特徴

報告通貨: スイスフラン

ベンチマーク: カスタム－100% ヘッジあり

概略: このコンポジットは、年25bpsのトラッキング・エラーで原ポートフォリオをスイスフランに対してヘッジすることを目的とした、機関投資家向けおよびリテール向けパッシブ為替オーバーレイ・ポートフォリオのすべてを含む。店頭為替フォワード取引は、カウンターパーティのデフォルトリスクを伴う。

コンポジット開始日: 2011年7月1日

コンポジット構築日: 2011年12月

暦年	コンポジット報酬控除前リターン (%)	カスタム・ベンチマーク・リターン (%)	コンポジット年率換算した3年間の標準偏差 (%)	ベンチマーク年率換算した3年間の標準偏差 (%)	ポートフォリオ数	コンポジットの内部的散らばり (%)	年度末コンポジットのオーバーレイ・エクスポージャー (百万スイスフラン)	年度末会社のオーバーレイ・エクスポージャー (百万スイスフラン)
2011*	3.88	4.03	n/a	n/a	2	n/a	357	3,068
2012	10.94	11.05	n/a	n/a	3	n/a	370	2,385
2013	7.02	6.97	n/a	n/a	3	n/a	357	2,070
2014	3.35	3.37	1.87	1.91	5	n/a	429	1,789
2015	(13.14)	(13.13)	3.56	3.59	6	n/a	611	2,451
2016	7.98	8.16	4.01	3.99	6	0.09	602	3,385
2017	6.70	6.75	4.26	4.25	7	0.15	867	5,206
2018	(13.89)	(14.06)	4.17	4.17	2	n/a	203	4,820
2019	(9.06)	(9.05)	3.86	3.90	2	n/a	231	3,863
2020	(7.45)	(7.53)	3.08	3.12	2	n/a	275	3,379

*2011年7月1日から2011年12月31日までの部分期間リターン。

2020年12月31日現在	コンポジット 報酬控除前リターン (%)	ベンチマーク ・リターン (%)
1年間	(7.45)	(7.53)
3年間年率換算	(10.18)	(10.26)
5年間年率換算	(3.45)	(3.55)
開始来年率換算	(0.82)	(0.81)
開始来累積	(7.55)	(7.39)

1. 準拠表明文

Tumble Management Limited は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Tumble Management Limited は、2014年1月1日から2020年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。

2. 会社の定義

Tumble Management Limited は、機関投資家顧客向け為替オーバーレイ・ポートフォリオを運用する独立系の資産運用会社であり、規制対象会社である。

3. オーバーレイ・エクスポージャーの計算方法

Tumble Management Limited は、当社のオーバーレイ・ポートフォリオ顧客のために、いかなる原資産も運用していない。会社のオーバーレイ・エクスポージャーは、Tumble Management Limited がマンデートとして行う為替オーバーレイ運用の対象である原資産の総額である。コンポジットのオーバーレイ・エクスポージャーは、このコンポジットによってオーバーレイされているすべての原ポートフォリオの資産総額である。

4. ポートフォリオのパフォーマンス計算

ポートフォリオのパフォーマンスは、ヘッジの寄与額に基づいて計算される。すなわち、ポートフォリオの現在価値の変化幅をオーバーレイ対象の原ポートフォリオの期首価値で除して算出される。

5. 担保の取扱い

担保の運用はオーバーレイ戦略の一部ではない。したがって、担保の価値やいかなる担保からの収益もオーバーレイ・パフォーマンスの算定には含まれない。

6. レバレッジ

この戦略では、原ポートフォリオの為替エクスポージャーを調整するために、ある通貨を売却して別の通貨に投資する為替フォワード契約を広く使用している。ボラティリティの高い期間では、流動性や通貨間の相関がリターンに大きく影響する可能性がある。

7. カスタム・ベンチマーク

ベンチマークは100%ヘッジされている。このベンチマークは、中間スポットレートと1ヶ月のビッド・オファー・フォワード・ポイントを用いたゼロ・コストの1ヶ月ローリング・ヘッジに基づいている。コンポジットのカスタム・ベンチマークは、コンポジットに含まれるポートフォリオのベンチマークを使用して計算され、ポートフォリオの期首価値に基づいて毎月リバランスされる。2020年12月31日現在、カスタム・ベンチマークは68%のXYZ World Index と 32%のXYZ World ex-Switzerland Index で構成されている。各月ごとのカスタム・ベンチマークの構成要素およびそのウエイトは、要請に応じて提供可能である。

8. 報酬

パフォーマンス結果は、運用報酬控除前、取引コスト控除後で提示される。ポートフォリオ運用に関する報酬は、パフォーマンスから減じられることになる。標準的な運用報酬率は、3億スイスフランまでの想定元本に対して0.10%、それを超える部分に対して0.05%である。

9. 事後的な標準偏差

年率換算した3年間の標準偏差は、直近36カ月間にわたるコンポジットの報酬控除前リターンとベンチマーク・リターンの変動性を測定するものである。コンポジットとベンチマークの3年間の年率換算した事後的な標準偏差は、2011年から2013年についてはコンポジットの月次リターンが36個を下回っているため提示していない。

10. コンポジットの内部的散らばり

コンポジットの散らばりは、コンポジット内の各ポートフォリオのリターンの等加重標準偏差によって測定される。散らばりの測度は、1年間を通してコンポジットに組み入れられていたポートフォリオのみを対象としている。1年間を通してコンポジットに組み入れられていたポートフォリオ数が5以下のときは、散らばりの測度は提示されない。

11. 情報の提供

コンポジットの概略一覧表は、請求に応じて提供可能である。また、ポートフォリオ評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書の作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。

12. 商標

GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

報告例 5　現金配分されたカーブアウトおよび時間加重収益率を含むコンポジット

Crater Capital
ハイイールド債カーブアウト・コンポジット
2011年1月1日 ― 2020年12月31日

年度	カーブアウトコンポジット報酬控除前リターン (%)	カーブアウトコンポジット報酬控除後リターン (%)	ベンチマーク・リターン (%)	内部的散らばり	口座数	コンポジット資産（百万ドル）	コンポジット資産に占めるカーブアウトの割合 (%) [a]	会社の運用資産（百万ドル）
2020	18.33	17.82	16.57	0.46	14	839	82	54,382
2019	7.54	7.07	7.24	0.53	11	680	86	53,954
2018	4.23	3.77	4.04	0.42	12	605	91	50,310
2017	7.73	7.26	7.21	n/a	7	553	95	48,357
2016	18.79	18.28	16.50	n/a	≤5	491	100	45,107
2015	–4.59	–5.01	–3.98	n/a	≤5	485	100	38,719
2014	2.54	2.09	2.29	n/a	≤5	384	100	40,323
2013	7.80	7.33	6.43	n/a	≤5	389	100	39,420
2012	18.32	17.81	15.08	n/a	≤5	309	100	37,039
2011	6.34	5.88	5.40	n/a	≤5	213	100	32,185

(a) コンポジットに占める現金配分されたカーブアウトの割合を示す。

ハイイールド債カーブアウト・コンポジットの構築日および開始日は、それぞれ2020年1月、2009年3月である。

	カーブアウト・コンポジット報酬控除前リターン年率換算した3年間の事後的な標準偏差	ベンチマーク・リターン年率換算した3年間の事後的な標準偏差
2020	6.43	6.02
2019	5.11	4.88
2018	5.93	5.46
2017	6.20	5.45
2016	6.66	5.87
2015	5.99	5.17
2014	5.09	4.32
2013	6.72	5.64
2012	7.02	6.09

ハイイールド債コンポジット
(単独ポートフォリオのコンポジット)
2017年1月1日 ー 2020年12月31日

	単独コンポジット 報酬控除前リターン (%)	単独コンポジット 報酬控除後リターン (%)	単独コンポジット資産 (百万ドル)
2020	18.25	17.71	155
2019	6.92	6.42	93
2018	4.44	3.96	57
2017	7.11	6.62	27

ハイイールド債コンポジットの開始日は2017年1月1日である。

1. Crater Capital は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Crater Capital は、2008年1月1日から2019年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

   GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。

2. GIPS基準への準拠上、会社は、1940年投資顧問法に基づき登録された独立系の投資顧問会社であるCrater Capitalとして定義される。

3. ハイイールド債カーブアウト・コンポジットは、この戦略に投資する個別運用口座およびハイイールド債カーブアウトのすべてを含む。ハイイールド債戦略の投資目的は、投資家に高水準のインカムを提供することである。この戦略で運用される口座は、主として、NRSRO (nationally recognized statistical rating organization) として登録された格付機関による格付けがBB格以下の米国ハイイールド/ハイリスク確定利付証券に投資する。口座資産の5%までは投資適格債に投資することができる。ハイイールド債は、高い信用リスクおよびデフォルトリスクを有し、国債や投資適格社債に比べて流動性が低い。コンポジット内のいくつかの口座は、現金配分されたカーブアウトである。現金および現金のリターンは、ポートフォリオ全体の現金を除く期首価値に対するハイイールド債セグメントの期首価値の割合に基づき、月次で各口座に配分される。この戦略で運用される単独の個別運用口座のみを含むハイイールド債コンポジットのGIPSコンポジット報告書は、請求に応じて提供可能である。

4. コンポジットのベンチマークは、XYZ US High Yield Corporate Bond Index である。XYZ US High Yield Corporate Bond Index は、国連の東欧グループ (EEG) のメンバーである国を除き、正式なG10通貨を使用するリスク国の企業によって発行された米ドル建てハイイールド社債のパフォーマンスをトラックするように設計されている。組入れ要件を満たす証券は、投資適格よりも低格付けであり、買付時の残存期間が1ヶ月以上でなければならない。インデックスはフルに投資され、配当/利子収益および譲渡益の再投資を含む。インデックスのリターンには、取引コスト、運用報酬、その他コストは含まれない。
5. コンポジット・リターンは運用報酬控除前と控除後の両方で提示される。すべてのコンポジット・リターンは、取引コスト控除後、源泉税がある場合は源泉税控除前であり、収益およびその他利益の再投資を反映している。コンポジットの報酬控除後リターンは、月次の報酬控除前コンポジット・リターンから、運用報酬率表の最も高い報酬率 (0.50%) の12分の1を控除して算出されている。実際の報酬は、適用される報酬率表や口座の規模によって異なる場合がある。すべてのリターンは米ドルで計算され、提示される。
6. このコンポジット戦略で運用される個別運用口座の現行の標準的な運用報酬率は、次のとおりである。
   - ✧ 最初の5,000万ドルに対して0.50%
   - ✧ 次の2億ドルに対して0.40%
   - ✧ 2億5,000万ドルを超えるすべての資産に対して0.30%
7. 内部的散らばりは、1年間を通してコンポジットに組み入れられていた口座の報酬控除前リターンの資産加重標準偏差を使用して計算される。1年間を通して組み入れられていた口座数が5以下の期間については、散らばりは有用な情報でないと判断し、「n/a」と表記している。
8. 年率換算した3年間の事後的標準偏差は、直近36ヶ月間にわたるコンポジット・リターンとベンチマーク・リターンの変動性を測定するものである。
9. 投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。また、コンポジットの概略一覧表、私募プールド・ファンドに関するプールド・ファンドの概略一覧表、公募プールド・ファンド一覧表も提供可能である。
10. GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

付属資料B: GIPSプールド・ファンド報告書例

報告例 1　時間加重収益率を含むプールド・ファンド

Pudoru Investments
日本大型株ファンド
2011年4月1日 ― 2021年3月31日

3月31日	ファンド報酬控除前リターン (%)	ファンド報酬控除後リターン (%)	ベンチマーク・リターン (%)	年率換算した3年間のリターン ファンド報酬控除前 (%)	年率換算した3年間のリターン ベンチマーク (%)	年率換算した3年間の標準偏差 ファンド報酬控除前 (%)	年率換算した3年間の標準偏差 ベンチマーク (%)	ファンド資産 (10億円)	会社の運用資産 (10億円)
2012	2.25	1.49	2.11	n/a	n/a	n/a	n/a	18.4	35.1
2013	19.33	18.45	16.00	n/a	n/a	n/a	n/a	29.8	51.5
2014	40.20	39.18	32.39	19.60	16.18	14.22	11.94	49.7	78.6
2015	15.25	14.40	13.69	24.46	20.41	10.62	8.97	55.3	103.3
2016	1.45	0.69	1.38	17.91	15.13	12.16	10.47	57.6	124.7
2017	13.53	12.69	11.96	9.90	8.87	12.04	10.60	61.8	150.8
2018	23.51	22.60	21.83	12.46	11.41	11.28	9.93	63.3	143.3
2019	–8.02	–8.72	–7.58	8.85	8.02	12.65	11.80	49.9	146.2
2020	–3.86	–4.58	–3.67	2.98	2.74	14.20	13.56	61.6	165.6
2021	16.46	15.60	15.06	0.99	0.80	18.16	17.00	68.9	185.8

Pudoru Investments は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Pudoru Investments は、2011年4月1日から2021年3月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。 日本大型株ファンドは、2015年4月1日から2021年3月31日までの期間についてパフォーマンス検査を受けている。検証報告書およびパフォーマンス検査報告書は、請求に応じて提供可能である。

Pudoru Investments は、日本企業発行証券のみに投資するエクイティ投資マネジャーである。

日本大型株ファンド（以下「本ファンド」）は、主に日本の発行体の大型株に投資することにより、長期的なキャピタルゲイン獲得を目指す。通常の市況では、本ファンドは、純資産（投資目的の借入金を含む）の少なくとも80%を時価総額の大きい企業の普通株および優先株に投資する。本ファンドは、投資選択に際して、適宜、金融サービス・セクターを含む一つ以上のセクターを重視することがある。本ファンドの資産価値は、経済的・社会的人口動態により悪影響を受ける可能性がある。日本の人口は高齢化しており、政府は医療費増加のために増税しなければならない可能性がある。このため、日本の景気低迷が長引く中では経済成長が鈍化する可能性がある。 本ファンドは、その純資産額の30%を上限として借入れを行うことができる。過去、本ファンドの借入水準は平均で純資産額の1%未満であり、10%を超えたことはない。また、レバレッジは、使用の程度に応じて、利益だけでなく損失を増幅させる可能性がある。

ベンチマークは、XYZ Japan Large Cap Index であり、日本市場の大型株セグメントのパフォーマンスを測定するように設計されている。インデックスはフルに投資され、配当の再投資を含む。

評価計算およびパフォーマンス報告は、日本円で行われる。投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。

報酬控除前リターンは、運用報酬控除前で提示されるが、すべての取引費用および管理費用は控除されている。ファンドの報酬控除前リターンの計算にはシェアクラスAが使用されている。報酬控除後リターンは、月次の報酬控除前ファンド・リターンから、運用報酬（全シェアクラスについて年0.75%）の12分の１を控除して算出されている。本ファンドの直近の会計年度末（2021年3月31日）現在のクラスAおよびクラスIの総経費率は、それぞれ1.50%および1.35%であった。

コンポジットおよびプールド・ファンドの概略一覧表は、請求に応じて提供可能である。

本ファンドの開始日は2011年4月1日であり、資産が戦略に投資された最初の日である。

年率換算した3年間の標準偏差は、直近36ヶ月間にわたるファンド・リターンとベンチマーク・リターンの変動性を測定するものである。

2019年1月、本ファンドのポートフォリオ・マネジャーであるKoh Yuwabara が退任した。Yuna Tanaka がポートフォリオ・マネジャーに就任した。

GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

報告例 2　時間加重収益率を含むプールド・ファンド

Linker Advisors
Juneau 私募債ファンド
2014年1月1日 － 2020年12月31日

年度	ファンド報酬控除前リターン (%)	ベンチマークリターン (%)	ファンド報酬控除前3年間標準偏差 (%)	ベンチマーク3年間標準偏差 (%)	ファンド資産（百万カナダドル）	会社の運用資産（百万カナダドル）
2014	2.15	2.20			250	1,050
2015	7.01	6.83			265	1,202
2016	6.12	6.07	2.82	2.80	310	1,225
2017	–2.83	–3.84	3.90	4.11	301	1,227
2018	9.31	9.23	3.74	3.96	336	1,306
2019	8.52	9.74	3.47	3.76	362	1,350
2020	4.59	2.62	2.64	2.74	404	1,411

1. Linker Advisors は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Linker Advisors は、独立した検証者による検証を受けていない。
2. Linker Advisors は、非公開の資産運用会社であり、カナダのすべての州でポートフォリオ・マネジャーとして、またオンタリオ州で投資ファンド・マネジャーとして登録されている。当社は、主に保険会社、法人、投資会社、年金・利益分配プラン、エンダウメント、および州政府や地方自治体にサービスを提供している。Linker Advisors は、カナダ国内および世界中の上場株式、私募証券、オルタナティブ投資、確定利付証券市場に投資している。
3. Juneau 私募債ファンドは、さまざまな業種について、投資適格の長期固定金利カナダドル建て私募債に投資している。私募債は流動性の低い投資であり、譲渡に制限がある。本ファンドは、残存期間が10年を超え、このため金利変動の影響を受けやすい私募債に主に投資している。ファンドへの投資は信用リスクを伴う。
4. ベンチマークは、カナダの残存期間10年以上の投資適格社債で構成されるXYZ Canadian Long Duration Fixed Income Indexである。ファンドは月次で評価される。
5. 報酬控除前ファンド・リターンは取引コスト控除後であり、いずれのプールド・ファンド報酬もその他コストも控除していない。運用報酬は年0.40%である。さらに、ベンチマーク・リターンを上回る超過リターンに対して20%のパフォーマンス・フィーがかかる。パフォーマンス・フィーを受け取る権利は毎年12月31日に確定し、新たなパフォーマンス・フィーの計算が開始される。総経費率は2020年12月31日現在0.78%であった。すべてのリターンと資産はカナダドルで提示されている。

6. ファンド開始日は2014年1月1日であり、投資が行われた最初の日である。
7. コンポジットの概略一覧表、私募プールド・ファンドの概略一覧表、および公募プールド・ファンド一覧表は、要請に応じて提供可能である。
8. 投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。
9. 年率換算した3年間の事後的な標準偏差は、直近36ヶ月間にわたるファンドおよびベンチマークの月次の報酬控除後リターンの変動性を測定するものである。
10. GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

報告例 3　時間加重収益率を含む不動産プールド・ファンド

CMCA コア商業用不動産ファンド
2012年3月1日 － 2020年12月31日

暦年	ファンド キャピタル・リターン 報酬控除前 (%)	ファンド インカム・リターン 報酬控除前 (%)	ファンド トータル・リターン 報酬控除前 (%)	ファンド トータル・リターン 報酬控除後 (%)	ベンチマーク・リターン (%)	ファンド 資産 (百万ドル)	会社の 運用資産 (百万ドル)
3/12 -12/12	7.33	5.25	12.59	10.94	12.05	1,370	2,385
2013	3.51	5.18	8.71	7.02	5.97	1,357	2,070
2014	0.07	4.99	5.07	3.35	2.37	1,429	1,789
2015	(16.36)	4.78	(11.54)	(13.14)	(13.13)	1,611	2,451
2016	4.61	4.97	9.63	7.98	8.16	1,602	3,385
2017	3.69	4.68	8.40	6.70	7.75	1,867	5,206
2018	3.34	4.50	7.85	6.13	4.99	1,203	4,820
2019	0.71	4.51	5.25	3.65	4.33	1,231	3,863
2020	3.59	4.43	8.02	6.37	5.21	1,275	3,379

1. **準拠表明文**

   Commercial Mortgage Corporation of America（CMCA）は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。CMCAは、2014年1月1日から2020年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。

GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。

2. 会社の定義

CMCA は、2011年に設立された独立系の資産運用会社である。CMCA は、米国およびカナダを中心に、顧客のために商業用不動産への投資およびその管理・運用を行っている。

3. ファンドの概略

オープンエンド型ファンドであるコア商業用不動産ファンドは、オフィスビル、小売スペース、産業用不動産、高級集合住宅を含む米国全域のクラスA商業用不動産に投資している。商業用不動産投資の重要なリスクは以下のとおりである。金利リスク ― 金利の上昇は評価に悪影響を及ぼし、借入コストを上昇させる可能性がある。流動性リスク ― 商業用不動産は、株式や債券を含む多くの他の資産クラスに比べて流動性が低い。したがって、不動産を売却するには時間がかかり、未実現益を実現する前に不動産価値が下落する可能性がある。経済リスク ― 商業用不動産は、景気拡大期によりよい結果をもたらす傾向がある。不況期には、商業用不動産価格は他の資産クラスよりも回復に長い時間を要する可能性がある。通常、15%から30%の範囲の中程度のレバレッジが使用される。レバレッジは損益を増幅させる。パフォーマンスは、XYZ National Core Commercial Property Index と比較される。

4. 開始日

本ファンドのパフォーマンス開始日は2012年3月1日であり、投資が行われた最初の日である。

5. ベンチマーク

XYZ National Core Commercial Property Index は、米国内の地理的に分散した商業用不動産のインデックスである。ベンチマーク・リターンは、レバレッジがない米国商業用不動産の月次時系列データであり、ウエイトはオフィス25%、リテール25%、産業25%、集合住宅25%である。ベンチマーク・リターンは四半期ごとに計算される。

6. リターンおよび報酬

資本的支出、テナント改修、リース料は資本化されて不動産原価に算入され、キャピタル・リターンに反映される。報酬控除前リターンは、実際の取引コスト、カストディ・フィー、および管理報酬を控除したものである。報酬控除後リターンは、実際の取引コスト、カストディ・フィー、管理報酬、および運用報酬を控除したものである。

報酬控除後リターンは機関投資家（Iシェア）クラスからのものである。すべてのリターンと資産価値は、米ドルで表示されている。シェアクラスIの運用報酬率は年0.80%である。2020年12月31日現在、シェアクラスIの総経費率は1.65%であった。

7. 事後的な標準偏差

ファンド・リターンは四半期ごとに計算され、月次リターンは提供できないため、ファンドとベンチマークの年率換算した3年間の事後的な標準偏差は提示されていない。

8. 評価

投資評価およびリターン計算は四半期ごとに行われる。内部評価は、各資産について、その期待保有期間に対応した将来の総キャッシュフロー（gross cash flows）の予測値と保有期間経過後の最終価値の予測値に、市場割引率を適用することで決定される。負債が使用される限り、負債は不動産とは別に評価される。不動産は毎年外部評価される。すべての投資は、主観的で観察不可能なインプットを用いて評価される。

9. 情報の提供

コンポジットおよび私募プールド・ファンドの概略一覧表、公募プールド・ファンド一覧表は、要請に応じて提供可能である。投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。

10. 商標

GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

報告例 4　金額加重収益率およびサブスクリプション・ライン・オブ・クレジットを含むプールド・ファンド

Armor Management
Armor ディストレスト債ファンド
2012年7月1日 － 2020年12月31日

	開始来金額加重収益率								
年	ファンド（ライン・オブ・クレジットを含む）（報酬控除後）(%) (1)	カスタム・ベンチマーク (%) (1)	ファンド（ライン・オブ・クレジットを含まない）（報酬控除後）(%) (2)	カスタム・ベンチマーク (%) (2)	ファンド資産（百万ユーロ）	ファンドの未払込出資約束金（百万ユーロ）	会社の運用総資産（百万ユーロ）	会社の未払込出資約束金（百万ユーロ）	会社の未払込出資約束金と運用総資産の合計（百万ユーロ）
2020	3.50	2.90	2.50	2.32	252	100	11,203	1,497	12,700

(1) リターンは、2012年7月1日（最初のキャピタル・コールの日）から2020年12月31日までの期間のものである。注記10参照。

(2) リターンは、2011年5月16日（最初のファンド投資の日）から2020年12月31日までの期間のものである。注記10参照。

年	開始来 払込出資金 （百万ユーロ）	累積 出資約束金 （百万ユーロ）	開始来分配額 （百万ユーロ）	投資倍率 （TVPI）	実現倍率 （DPI）	未実現倍率 （RVPI）	PIC倍率 （PIC）
2020	200	300	20	1.2	0.1	1.1	0.7

Armor Management は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明し、GIPS基準に準拠して本報告書を作成、提示している。Armor Management は、2007年10月1日から2020年12月31日までの期間について独立した検証者による検証を受けている。検証報告書は、請求に応じて提供可能である。GIPS基準への準拠を表明する会社は、適用されるGIPS基準の必須事項のすべてに準拠するための方針と手続を確立しなければならない。検証は、会社のコンポジットおよびプールド・ファンドの維持管理ならびにパフォーマンスの計算、提示、および配布に関する方針と手続が、GIPS基準に準拠してデザインされ、会社全体に適用されているかどうかについて保証を行うものである。検証は、特定のパフォーマンス報告書の正確性を保証するものではない。

1. 会社の定義

   Armor Management は、2007年に設立された独立系の資産運用会社である。Armor Management は、主として欧州の顧客向けに、さまざまな株式、確定利付証券、およびバランス型資産を運用している。

2. 通貨

   パフォーマンスはユーロ（€）で計算され、報告される。

3. プールド・ファンドの概略

   Armor ディストレスト債ファンドのリターンは、EURシェアクラスを反映している。ファンドは、資産の少なくとも85%を、少なくとも１つの主要な信用格付機関による格付けがCCC以下であるユーロ建て債券に投資している。主要なリスクとして、社債のスプレッドやデフォルトの拡大、高水準の政府債務、政治的緊張の高まりなどが挙げられ、これが欧州中央銀行（ECB）による金融政策の突然の変更につながる可能性がある。ファンド投資のかなりの金額は非流動的である。

4. 評価

   2020年12月31日現在、ファンド投資の25%が内部評価されている。これら投資評価の根拠となる市場活動は存在しない。このため、評価は、Euro XYZ Index Swaps のイールドカーブと信用スプレッドを使用した会社独自のプライシング・モデルに基づいている。

5. カスタム・ベンチマーク

   カスタム・ベンチマーク・リターンは、Armor ディストレスト債ファンドの投資キャッシュフローを XYZ Eurozone Distressed Debt Bond Index に適用して計算される。

このインデックスは、主な格付機関による格付けが一般にCCC以下であり、XYZプラットフォームで取引されるユーロ圏諸国で発行されたユーロ建てディストレスト債のポートフォリオを反映している。

6. リターンおよび経費

ファンドのリターンは、実際のファンド総経費の控除後であり、リミテッド・パートナーの資産額を使用して計算される。ファンドの総経費には、取引コスト、カストディその他の管理報酬、運用報酬が含まれる。サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット（LOC）の効果を反映したリターンは、リミテッド・パートナーからのキャピタル・コールが最初に行われた日をパフォーマンス測定開始日としており、その分測定期間が短くなる。これは、一般的に金額加重収益率の損益を増幅するであろう。サブスクリプションLOC の効果を反映しないリターンのパフォーマンス測定期間は、ファンド投資が最初に行われた日から開始する。リターンはすべて、サブスクリプションLOCの手数料および費用の控除後である。

7. コンポジットおよびプールド・ファンドの概略一覧表

コンポジットおよび私募プールド・ファンドの概略一覧表は、要請に応じて提供可能である。

8. 方針

Armor Management の投資評価、パフォーマンス計算、およびGIPS報告書作成に関する方針は、請求に応じて提供可能である。

9. 報酬率表

ファンドの固定運用報酬は、年0.55%である。直近年度末現在の総経費率は、0.86%である。

10. サブスクリプション・ライン・オブ・クレジット

ファンドは5,000万ユーロのサブスクリプション・ライン・オブ・クレジットを有しており、そのうち2020年12月31日現在の残高は2,000万ユーロである。サブスクリプション・ライン・オブ・クレジットにより、ファンドは即座にキャピタル・コールを行わなくても、債券を購入することが可能となる。クレジットラインに対して支払われる金利は、LIBOR + 1.5%である。サブスクリプション・ライン・オブ・クレジットは、払込出資金や出資約束金の額には影響しない。

11. 商標

GIPS®はCFA協会の登録商標である。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもない。

付属資料C: GIPS広告例

広告例 1　パフォーマンスを含まないGIPS広告

Chippee Asset Management

Chippee Asset Management は、クレジット投資を中核とするオルタナティブ・アセット・マネジャーで、各種クレジット・サービスを提供しています。Chippee Asset Management は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明しています。 GIPS®はCFA協会の登録商標です。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもありません。

当社の戦略およびプロダクトに関するGIPS準拠パフォーマンス情報を入手されたい方は、info@chippeeassetmanagement.com にお問い合わせください。

広告例 2　時間加重収益率を含むコンポジットのGIPS広告

Feppy Investments
中型株グロース・コンポジット

会社の概略

Feppy Investments は、1996年3月に設立され、1940年投資顧問法に基づいて登録された独立系の投資顧問会社です。当社は、グローバルな株式、確定利付証券、バランス型戦略を運用しており、2016年10月に機関投資家口座とラップ口座の両方を含むように再定義されました。2016年10月より前は、会社の定義には機関投資家口座のみが含まれていました。

投資アプローチ

運用チームは、株式市場は非効率的であり、ボトムアップの銘柄選択アプローチによってアルファを付加できると考えています。チームは、持続可能な成長と高い投下資本利益率を有する企業を特定するために広範囲にわたる調査を行い、着実にリターンを生み出すことを目指します。運用チームは、賢明な資本投下実績のある経営陣が率いる、優れたビジネスモデルを有する会社を探求しています。

2020年12月31日までの年率換算トータル・リターン

開始日: 2009年1月1日

ベンチマーク: XYZ Mid Cap Growth Index

年率換算	YTD	1年	3年	5年	10年	開始来
コンポジット報酬控除前リターン	12.59%	12.59%	2.22%	8.05%	10.08%	14.26%
コンポジット報酬控除後リターン	11.98%	11.98%	1.66%	7.46%	9.48%	13.64%
ベンチマーク・リターン	12.11%	12.11%	1.80%	7.24%	9.37%	13.42%

年間トータル・リターン

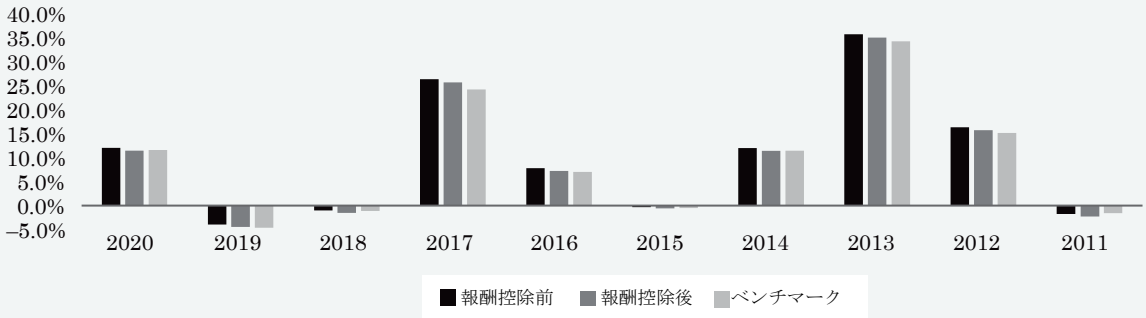

中型株グロース・コンポジットには、このコンポジット戦略で運用される完全な投資一任である機関投資家口座のすべてが含まれます。口座は、主として、当初購入時の時価総額が XYZ Mid Cap Growth Index 組入れ銘柄の時価総額の範囲内にある米国企業に投資します。銘柄選定プロセスでは、持続可能な成長と高い投下資本利益率が重視されます。すべてのパフォーマンスは米ドルで報告されます。

Feppy Investments はグローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明しています。GIPS®はCFA協会の登録商標です。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもありません。GIPSコンポジット報告書を入手されたい方は、電話 952 - 867 - 5309 または eメール Performance@feppyinvestments.com にお問合せください。

その他の情報

パフォーマンス数値は過去の情報に基づいており、将来の運用成績を保証するものではありません。見込顧客は、コンポジット戦略に固有の限界を認識し、Feppy Investments が提示する会社の資産運用能力に関する情報のすべてを考慮すべきです。SECへの登録は、一定水準のスキルを有していることあるいはトレーニングを経ていることを意味するものではありません。

広告例 3　金額加重収益率を含む私募プールド・ファンドのGIPS広告

Bella Management Company
CLO シニアローン・ファンド

期間	年率換算開始来 報酬控除後 MWR (%)	年率換算開始来 XYZ Leveraged Loan Bond Index MWR (%)
2015年2月1日 － 2021年9月30日	3.50	2.90

Bella Management Company は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明しています。GIPS®はCFA協会の登録商標です。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもありません。

会社の定義

Bella Management Company は、2007年に設立された独立系の資産運用会社です。Bella Management Company は、プールド・ファンドおよび個別運用口座でさまざまな株式、確定利付証券、バランス型資産を運用しています。

プールド・ファンドの概略

CLOシニアローン・ファンドは、資産の少なくとも85%を変動金利型シニア担保付非投資適格銀行ローンに投資しています。ファンドのベンチマークは、XYZ Leveraged Loan Bond Index です。

パフォーマンス

リターンは、2015年2月1日（開始日）から2021年9月30日までの期間の金額加重収益率（MWR）です。2015年2月1日の開始日は、最初のキャピタル・コールが行われた日です。ファンド・リターンは、資産ベースの運用報酬およびパフォーマンス・フィーを含むすべてのファンド報酬とコストを控除したものです。すべてのパフォーマンスは英国ポンドで報告されています。

GIPSプールド・ファンド報告書を入手されたい方は、電話 + (44) (0) 20 1111 - 1111 または e メール investorrelations@bellamanagement.com.uk　でインベスター・リレーションズにお問合せください。

広告例 4　公募プールド・ファンドのGIPS広告

Ipne Investments
グローバル債券ファンド・ファクトシート
2020年12月31日現在のパフォーマンス

	A	Adviser	C	Institutional	R
シェアクラス・シンボル	IBG1Z	DBG2Z	ABG3Z	CBG4Z	RGB5Z

ファンド情報

ファンド開始日	1/1/09
会計年度末日	12/31
純資産合計（全クラス、$10億）	$1.43
組入銘柄数	263
売買回転率（1年、%）	68
平均実効デュレーション（年）	6.34
加重平均残存年数（年）	8.73
運用報酬（年間、全クラス）	0.65%
総経費率（年間、クラスA）	1.00%

グローバル債券ファンドは、中程度のリスク水準に見合った高水準のインカムおよびキャピタルゲインの提供を目指しています。当ファンドは、グローバルな確定利付証券市場に投資するコア・ポートフォリオです。当ファンドは、セクター、信用度、国、為替の戦術的配分に裁量を有しており、これにより、リスク調整後リターンを重視した幅広い分散投資戦略が可能となっています。ポートフォリオ運用チームは、最良のレラティブ・バリューを有する証券を選定するため、ファンダメンタル分析と定量分析の両方を使用しています。

投資目的: 当ファンドは、中程度のリスク水準に見合った高水準のインカムおよびキャピタルゲインをファンドのシェア保有者に提供することを目指しています。

投資戦略

- 当ファンドは、通常の市場条件では、ファンド純資産額の80%を少なくとも3つの異なる国（米国を含むことがある）に所在する発行体の債務に投資します。
- 当ファンドは、投資不適格の確定利付証券に資産の20%まで投資することができます。
- 当ファンドは、いかなる残存期間の債券にも投資することができ、特定の資産加重平均残存期間を維持することは目指していません。
- 当ファンドは通常、純資産額の少なくとも40%を外国政府および外国企業の債務に投資しています。
- 当ファンドは、フォワード契約、先物契約、スワップ契約を含むデリバティブに投資することができます。デリバティブ商品の使用により、当ファンドは選定した為替、金利、信用リスク、およびデュレーション・リスクに対する正味のロングまたはショートのエクスポージャーを持つことができます。
- 当ファンドは分散化されておらず、分散化されたファンドよりも、少数の発行体の証券に資産のより大きな割合を投資することができます。

ベンチマーク: XYZ Global Bond Index

当ファンドの基準通貨: 米ドル

リスク指標 ― 3年間	
シャープ・レシオ	0.20
年率換算した事後的な標準偏差 ― 報酬控除後リターン、クラスA	2.88
年率換算した事後的な標準偏差 ― ベンチマーク	2.72

年率換算トータル・リターン

開始日: 2009年1月1日

2020年12月31日現在の年率換算	YTD*	1年	3年	5年	10年	開始来
報酬控除後リターン、クラスA	4.73%	4.73%	0.24%	1.35%	2.37%	3.05%
ベンチマーク	4.63%	4.63%	0.49%	1.53%	2.39%	3.02%

*YTDリターンは年率換算されていない。

年間リターン	2020	2019	2018	2017	2016	2015	2014	2013	2012	2011
報酬控除後リターン、クラスA	4.73%	–0.91%	–2.94%	3.44%	2.64%	0.30%	6.25%	–2.79%	4.73%	8.95%
ベンチマーク	4.63%	–0.54%	–2.48%	3.55%	2.66%	0.57%	5.95%	–2.02%	4.23%	7.86%

Ipne Investments は、グローバル投資パフォーマンス基準（GIPS®）への準拠を表明しています。Ipne Investments は2010年に設立され、グローバルな株式および確定利付証券に投資しています。GIPS®はCFA協会の登録商標です。CFA協会は、本組織を認証または推奨するものではなく、また、本書に記載されている内容の正確性または品質を保証するものでもありません。

ベンチマークは、XYZ Global Bond Index です。このインデックスは、政府証券、クレジット証券、担保証券を含むグローバルな投資適格固定利付債券市場をカバーしています。インデックスは運用されておらず、手数料も発生しません。インデックスに直接投資することはできません。

ファンドの総経費率は、直近に終了した会計年度におけるファンドの平均純資産に基づいて計算されており、現在の資産レベルについては調整されていません。経費率には、管理、コンプライアンス、販売、マネジメント、マーケティング、シェアホルダーサービス、記録保持手数料などの運営コストが含まれます。詳細については、ファンドの目論見書をご覧ください。

シャープ・レシオは、ポートフォリオのリスク・リターンの効率性を測定するリスク調整後のパフォーマンスの尺度です。ファンドのシャープ・レシオを計算するために使用されるリスクフリー・レートは、90日米国財務省短期証券です。

年率換算した事後的な標準偏差は、直近36ヶ月間のクラスAの報酬控除後リターンとベンチマーク・リターンの変動性を測定しています。

ファンドの主なリスク

当ファンドへの投資はリスクを伴い、そうしたリスクには以下に記載するものが含まれます。当ファンドがその投資目的を達成する保証はなく、あなたは損失を被る可能性があります。

アクティブ運用リスク: 資産運用チームの投資意思決定の結果、当ファンドはベンチマーク・インデックスおよび/または類似の投資目的または戦略を有する他のファンドをアンダーパフォームする可能性があります。

信用リスク: デット証券の発行体は、支払期日の利払いまたは元本返済を全部または部分的に怠たる可能性があります。

為替リスク: 為替レートは短期または長期にわたって大きく変動する可能性（すなわち、極端にボラティリティが高くなる可能性）があり、為替が運用者の期待に反する動きをした場合、当ファンドに損失をもたらす可能性があります。為替レートの変動は、当ファンドが所有する投資の価値および当ファンドのシェア価格に影響を及ぼします。

デリバティブ・リスク: デリバティブ商品のパフォーマンスは、原資産である為替、証券、金利またはインデックスのパフォーマンスに大きく依存しており、デリバティブ商品は、他のリスクに加えて、原資産と類似したリスクを有することが多くなります。デリバティブはコストを伴い、その使用により当ファンドのポートフォリオに経済的レバレッジを効かせることが可能となりますが、その結果、大きなボラティリティが生じ、当ファンドの当初の投資額を大幅に上回る損失を被る（利益を得る）可能性があります。

エマージング市場のカントリー・リスク: 当ファンドのエマージング市場諸国への投資は、一般的な海外投資のリスクをすべて伴っており、証券市場および為替市場を支える法的、政治的、事業的、社会的枠組みが確立されていないことにより、そのリスクはさらに高まります。

外国証券リスク: 外国証券への投資は、米国証券への投資よりもリスクを伴うのが一般的であり、その中には、(i) 内外の政治・経済情勢、(ii) 取引慣行、(iii) 情報の入手可能性、(iv) 限られた市場、(v) 為替レートの変動と方針に伴うリスクが含まれます。

ハイイールド・デット証券リスク: 格付けの低いまたは「ハイイールド」のデット証券（「ジャンク債」とも呼ばれる）の発行体は、より信用度の高いデット証券発行体に比べて財務的に脆弱です。ハイイールド・デット証券は、財務上の困難に直面する可能性が高く、また、景気後退や金利上昇局面の持続など、関連する経済の変化に対してより脆弱であり、そのような場合、支払期日に利払いおよび元本返済を行う能力に影響が生じる可能性があります。ハイイールド・デット証券の価格変動は、より信用度の高いデット証券よりも一般的に大きくなります。

ハイイールド・デット証券は一般的に流動性がより低い（売却しにくい）です。

期限前返済リスク: 金利低下局面において借り手が借入金を繰り上げて返済するリスクです。

ソブリン・デット・リスク: 当ファンドは、米国および米国以外の政府デット証券（「ソブリン債」）に投資する場合があります。米国ソブリン・デットなど、ソブリン・デット投資の一部は、リスクが低いと考えられています。しかしながら、ソブリン・デット投資、特に途上国の債務に対する投資は、ソブリン・デットの返済を制御する政府機関がソブリン・デットの元本返済および/または利払いを遅滞なく行う意思または能力がない場合が発生するリスクなど、高レベルのリスクを伴う可能性があります。デフォルトが発生した場合、ソブリン・デットを回収するための救済措置が限定的である可能性または法的救済措置がない可能性があり、また、当ファンドが政府機関の未返済のソブリン・デットの全部または一部を回収するための破産手続がない可能性があります。

提示されたパフォーマンス・データは過去のパフォーマンスであり、将来の運用成績を保証するものではなく、必ずしも将来の指標を示すものでもありません。

付属資料D: 一覧表例

コンポジットの概略一覧表

1. 米国大型株グロース・コンポジット

   米国大型株グロース・コンポジットは、ベンチマークである XYZ Large Cap Growth Index 中の平均的企業の利益成長率よりも優れた利益成長が見込まれる米国の大型株に投資する、個別運用口座およびプールド・ファンドのすべてを含む。トラッキング・エラーは年4%未満を目標とする。

2. 米国バランス型グロース・コンポジット

   米国バランス型グロース・コンポジットは、米国の大型株ならびに政府証券、企業証券、不動産担保証券、資産担保証券などの投資適格債に投資する、バランス型の個別運用口座およびプールド・ファンドのすべてを含む。投資戦略の目標は、十分に分散されたポートフォリオの構築により、長期的なキャピタルの成長と安定したインカムを提供することである。この戦略では50%から70%の株式エクスポージャーが許容されているが、典型的な配分比率は55%から65%である。

3. 制約なしアクティビスト英国株コンポジット

   制約なしアクティビスト英国株コンポジットは、アクティビスト投資を方針とし、上場および非上場の英国株に投資する個別運用口座およびプールド・ファンドのすべてを含む。保有銘柄の時価総額に制限はない。このコンポジット内のポートフォリオは約15銘柄を保有しており、集中投資の度合いが高い。リターンとベンチマーク・リターンとの相関は、十分に分散投資する戦略の場合よりも低い可能性がある。市場のボラティリティが高まると、コンポジットの特性が大きく変化し、保有銘柄の流動性が低下する可能性がある。集中投資の度合いが高い戦略であるため、ポートフォリオはより分散された戦略よりも銘柄固有のリスクを有する傾向がある。この戦略ではレバレッジの使用は認められていないが、効率的なポートフォリオ運用のために上場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引の両方を利用することができ、このためカウンターパーティ・デフォルトリスクにさらされる可能性がある。

4. 制約なしアクティビスト英国株カーブアウト・コンポジット

   制約なしアクティビスト英国株カーブアウト・コンポジットは、アクティビスト投資を戦略とし、上場および非上場の英国株に投資する、配分されたキャッシュを有するカーブアウト口座を含む口座およびプールド・ファンドのすべてを含む。保有銘柄の時価総額に制限はない。このコンポジット内のポートフォリオは約15銘柄を保有しており、集中投資の度合いが高い。リターンとベンチマーク・リターンとの相関は、十分に分散投資する戦略の場合よりも低い可能性がある。市場のボラティリティが高まると、コンポジットの特性が大きく変化し、保有銘柄の流動性が低下する可能性がある。集中投資の度合いが高い戦略であるため、ポートフォリオはより分散された戦略よりも銘柄固有のリスクを有する傾向がある。この戦略ではレバレッジの使用は認められていないが、効率的なポートフォリオ運用のために上場デリバティブ取引、店頭

デリバティブ取引の両方を利用することができ、このためカウンターパーティ・デフォルトリスクにさらされる可能性がある。

5. 英国リクイディティ・プラス・コンポジット

英国リクイディティ・プラス・コンポジットは、英国の主要なクリアリングバンクおよび貸出機関が発行する短期有利子預金証書、現金同等物、短期コマーシャルペーパー、その他のマネーマーケット商品に幅広く投資する、個別運用口座およびプールド・ファンドのすべてを含む。この戦略の目標修正デュレーションは1年未満である。主な投資目的は、元本の保全、流動性の維持、ベンチマークである3ヶ月リスクフリー・レートよりも高いイールドの確保である。英国リクイディティ・プラス戦略は、短期コマーシャルペーパーも保有する点でより一般的なキャッシュ戦略とは異なっており、信用リスクはより大きくなる。

6. エマージング市場ハイイールド確定利付証券コンポジット

エマージング市場ハイイールド確定利付証券コンポジットは、OECD加盟諸国以外の国が発行するハイイールド・デット証券に投資するプールド・ファンドのすべてを含む。この戦略では外貨建て資産への投資が可能であり、ヘッジはマネジャーに一任されている。為替ヘッジには、フォワード契約、先物、外国為替デリバティブのような金融商品を用いることができ、このためこの戦略はカウンターパーティ・デフォルトリスクにさらされる可能性がある。この戦略は、インカムを主としつつある程度のキャピタルゲインによりトータル・リターンを獲得することを目指している。ハイイールド債は、政府債や投資適格社債よりも信用リスクおよびデフォルトリスクが高く、流動性はより低い。規制のより少ない市場への投資は、政治的・経済的リスク、また発行体リスクが高くなる。確定利付証券投資は、金利リスクおよびデュレーション・リスクを伴う。金利上昇はポートフォリオ評価にマイナスの影響を与える可能性がある。これらのリスクは、ポートフォリオが長期の残存期間を有する債券に投資している場合に増幅される。ベンチマークは XYZ Emerging Market Bond Index、米ドルヘッジである。

7. 社会的責任投資（SRI）グローバル株式コンポジット

社会的責任投資グローバル株式コンポジットは、持続的な社会的責任活動を通じて社会と環境に積極的に貢献している企業の株式にグローバルに投資する、個別運用口座およびプールド・ファンドのすべてを含む。当社独自のSRIスコアの閾値を満たす企業の証券に対してのみ投資が認められている。この戦略は、経済セクター、業種グループ、事業展開地域を分散したコア株式ポートフォリオへの投資を通じて、インカムの増大を伴いつつ長期的なキャピタルゲインを得ることを目指している。すべての外国為替エクスポージャーは、フォワード契約、先物または外国為替デリバティブを使用して、米ドルに完全にヘッジされている。外国為替フォワードおよびデリバティブの店頭取引は、カウンターパーティ・デフォルトリスクを伴う。SRIプロセスは、特定の企業やセクターをふるい落とす傾向があり、その結果、十分に分散された戦略よりも集中投資の度合いが高まる可能性がある。ベンチマークは XYZ World SRI Index である。

8. レバレッジド債券コンポジット

レバレッジド債券コンポジットは、トータル・リターンの最大化を追求しながら、高水準のインカムを投資家に提供することを目的として、ハイイールド社債・政府債に幅広く投資する個別運用口座のすべてを含む。口座は、さまざまな残存期間の国内外の確定利付証券に投資している。確定利付証券投資は、金利リスクおよびデュレーション・リスクを伴う。金利上昇はポートフォリオ評価にマイナスの影響を与える可能性がある。これらのリスクは、ポートフォリオが長期の残存期間を有する債券に投資している場合に増幅される。また、この戦略では、リスク、ボラティリティ、為替エクスポージャー管理のために、上場デリバティブ取引および店頭デリバティブ取引（オプション、先物、スワップ、為替フォワード契約を含むがこれらに限定されない）の利用が許容されている。この戦略では、ポートフォリオ投資額の2倍を超えない範囲内で、カウンターパーティとのレポ取引によるレバレッジが許容されている。デリバティブ商品への投資は、カウンターパーティ・デフォルトリスクを伴う。また、レバレッジは、使用の程度に応じて、利益だけでなく損失を増幅させる可能性がある。ベンチマークは、XYZ Global Aggregate Bond Index である。この戦略は、最大年6%から8%のトラッキング・エラーで運用される。

9. グローバル・コモディティ・エクイティ・コンポジット

グローバル・コモディティ・エクイティ・コンポジットは、コモディティ、エネルギー、素材を扱う企業にグローバルに幅広く投資する個別運用口座を含む。投資は、主にこれら企業の普通株への投資により行われる。素材への直接投資は、最大10%まで許容される。ETF（上場投資信託）および上場コモディティ証券へのエクスポージャーも最大20%まで認められている。基準通貨は米ドルであり、米ドル以外の通貨建て投資に関する為替リスクはいずれも、フォワード契約、先物または外国為替デリバティブを使用して0%から100%の間でヘッジすることができる。この戦略ではレバレッジの使用は認められていないが、効率的なポートフォリオ運用のために上場デリバティブ取引を利用することができる。

コモディティへの直接・間接投資は、ポートフォリオのボラティリティを高める可能性がある。世界のコモディティ価格は、法律、国内政策・超国家的政策、消費者行動の変化の影響を受ける可能性がある。コモディティ価格のボラティリティが高まると、直接保有するコモディティの流動性や広範な市場との相関が急速に変化する可能性がある。外国為替フォワードおよびデリバティブの店頭取引は、カウンターパーティ・デフォルトリスクを伴う。為替リスクがヘッジされていない場合、この戦略は為替変動による損益変動のリスクにさらされる可能性がある。

10. 為替オーバーレイ・コンポジット

為替オーバーレイ・コンポジットは、フォワード契約、先物、外国為替デリバティブなど、外貨建て金融商品に幅広く投資する個別運用口座のすべてを含む。主な投資目的は、グローバルまたは国際ポートフォリオの為替エクスポージャーについて、為替レート変動による通貨価値上昇によりアクティブにアルファを獲得することである。為替関連投資は、本質的にマクロ経済政策の変更によるリスクを伴う。このリスクは、先進市場よりも政権交代や資本規制の変更が起きやすいエマージング市場では、増幅される可能性がある。ボラティリティが高い期間では、通貨の流動性と通貨間の相関

により、期待リターンが劇的に変化する可能性がある。外国為替フォワードおよびデリバティブの店頭取引は、カウンターパーティ・デフォルトリスクを伴う。

11. 戦術的アセットアロケーション・オーバーレイ・コンポジット

戦術的アセットアロケーション・オーバーレイ・コンポジットは、1つまたは複数のアセット・クラスに対するエクスポージャーの増減により利益を獲得することを投資アプローチとする個別運用口座のすべてを含む。担保管理は本戦略の一部である。このコンポジットに含まれる口座は、フォワード契約、先物または外国為替デリバティブを使用してユーロに対してヘッジされている。アロケーションの変更は、通常、先物、オプション、スワップションのロングとショートにより実行される。この戦略では、各口座の評価額の180%を超えない範囲内でレバレッジが許容されている。口座は、投資エクスポージャーが100%超になることが期待されている。デリバティブ取引には、カウンターパーティ・デフォルトリスクが内在する。レバレッジされた口座は、評価額が大きく変動することがあり、大きな損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。

12. カバードコール・ライティング・オーバーレイ・コンポジット

カバードコール・ライティング・オーバーレイ・コンポジットは、原資産である米国大型株ポートフォリオの追加的インカムを獲得するためにカバードコールの売りが行われる個別運用口座のすべてで構成される。この戦略は、原ポートフォリオが保有する米国株を対象として満期1ケ月のカバードコールをアット・ザ・マネーまたは若干のアウト・オブ・ザ・マネーないしイン・ザ・マネーで売却することによって、原ポートフォリオの下落をプロテクトしながら、月次オプション・プレミアム・インカムの獲得を目指す。株式オプションのようなデリバティブの使用は、高水準の金融リスクを伴う可能性がある。その理由は、原資産である証券やベンチマークの価格の比較的小さな動きが、デリバティブ商品の価格に、不利か有利かを問わず、予期せぬあるいは不均衡なほど大きな変動をもたらす可能性があるためである。この戦略はレバレッジを使用しない。

13. アジア・マーケット・ニュートラル・コンポジット

アジア・マーケット・ニュートラル・コンポジットは、アジアの先進市場およびエマージング市場で時価総額が5億ドルを超える上場企業に投資する、マーケット・ニュートラル戦略を用いた個別運用口座のすべてを含む。この戦略の主な目的は、3ヵ月物米国国債のリターンを少なくとも年間1%上回ることである。この戦略は、リスク管理された定量的なスクリーニングと最適化のプロセスを用い、純資産額の少なくとも85%を株式ロング・ポジションに、純資産額の少なくとも85%を株式ショート・ポジションに投資する。戦略のロング部分では、定量的評価に基づき、市場に比して優位かつ持続的な利益成長性が見込まれる証券にオーバーウエイトする。戦略のショート部分は、成長性が劣ると判断された証券または特定のイベントまたはモメンタムにより負の影響を受ける可能性がある証券で構成される。この戦略では、フォワード契約、先物または外国為替デリバティブのような金融商品を使用して為替ヘッジを行うことができる。

アジア・マーケット・ニュートラル戦略は、幅広い市場の動きが中立化されるように、ロング・ポジションとショート・ポジションへのエクスポージャーを均衡させることを目指している。市場状況によって、この戦略の投資プロセスでは、ポートフォリオにおける国、セクター、産業、時価総額、および/またはスタイル・バイアスへのエクスポージャーにミスマッチが生じる可能性がある。規制のより少ない市場への投資は、政治的・経済的リスク、また発行体リスクが高くなる。外国為替フォワードおよびデリバティブの店頭取引は、カウンターパーティ・デフォルトリスクを伴う。このアクティブな取引戦略は、パッシブ戦略に比べて、銘柄の入れ替えがかなり大きくなる。

14. バリューアッド・アジア不動産コンポジット

バリューアッド・アジア不動産コンポジットは、バリューアッド投資戦略で運用されるポートフォリオのすべてで構成される。この戦略はインカムおよびキャピタルゲインの獲得を同程度に目指している。この戦略では、投資に際して運営・財務・再開発・経営リスクの是正または軽減を必要とする、アジア先進市場の集合住宅用、オフィス用、産業用、リテール用不動産に投資する。使用されるレバレッジ水準の範囲は60%から80%である。レバレッジは、使用の程度に応じて、利益だけでなく損失を増幅させる可能性がある。すべての外国為替エクスポージャーは、フォワード契約、先物または外国為替デリバティブを使用して、シンガポールドルに完全にヘッジされている。外国為替フォワードおよびデリバティブの店頭取引は、カウンターパーティ・デフォルトリスクを伴う。不動産投資は一般的に流動性が低い。

15. レバレッジド米国ダイレクト・レンディング・シニア・コンポジット

レバレッジド米国ダイレクト・レンディング・シニア・コンポジットは、米国優良中堅企業に対して直接オリジネートされた米ドル建て第一抵当権付ローンおよびユニトランシェ・ローンに投資するプールド・ファンドのすべてを含む。中堅企業とは、一般的に、1,000万ドルから1億5,000万ドルのEBITDAを有しており、主にプライベート・エクイティ・スポンサーによる支援を受けていると定義される。この戦略は、広くシンジケートされたレバレッジド・ローン市場よりも高い水準のインカムおよびトータル・リターンをより低いボラティリティで獲得することを目指している。この戦略はリターンを高めるためにレバレッジを使用する。レバレッジの目標水準は100%、最大許容水準は150%である。直接オリジネートされたローンは、一般的に流動性が低く、流動性リスクが増大する。レバレッジは、使用の程度に応じて、損失だけでなく利益も増幅させる可能性がある。コンポジット内のファンドは、ドローダウン・ファンドとして組成されており、会社はキャピタル・コールおよび分配を制御している。

終了したコンポジット

1. 米国コア株式コンポジット

米国コア株式コンポジットは、GARP（growth at reasonable price）戦略に従って、市場サイクルを通して XYZ Large Cap Index を上回るリターンが期待される国内大型株から成る高品質特化ポートフォリオに投資する、個別運用口座とプールド・ファンドのすべてを含む。ポートフォリオ構築のために、定量的スクリーニング・プロセスがファンダメンタル・リサーチとともに使用される。この戦略は、最大年4%のトラッキング・エラーで運用される。定量的投資スクリーニングは過去の株式相関に依存しており、市場ボラティリティが非常に高い期間においては悪影響を受ける可能性がある。コンポジットは2018年3月に終了した。

私募プールド・ファンドの概略

安定成長2022年ファンド

安定成長2022年ファンドの投資目的は、投資に十分な流動性を確保しつつ、厳格なリスク管理下で安定的なキャピタルの成長を実現することである。これは、中程度のインカムが見込まれる中・低レベルのリスク商品である。顧客の投資資産は2022年12月31日までロックアップされ、この間の解約は認められない。本ファンドは、中国国内市場で発行される国債、地方債、中央銀行手形、中小企業私募債、コマーシャルペーパー、中期ノート、資産担保証券、その他のマネーマーケット・ファンド、債券ファンド、銀行預金商品への投資を目指している。ファンドはまた、銀行が発行するウェルス・マネジメント商品や他のファンド運用会社や証券会社が発行する特定資産管理計画（SAMP）などの商品に投資することができる。ファンドは、当社または当社の親会社である ABC Fund House が運用する他のSAMPに投資することができるが、関連当事者取引となる可能性がある。投資商品間のアセット・アロケーションは、ファンド総資産の0%から100%までの幅がある。本ファンドは、3ヶ月物 Financial Institution Deposit Rate + Net Interest Income（NII）をベンチマークとする。法的な応募書類に記載されているように、NII は1%超10%未満である。金利リスクはファンドの主要なリスクである。金利が上昇すると、デット証券価格は一般的に下落する。

逆張りコア・トラスト・ファンド

逆張りコア・トラスト・ファンドは、インカムおよび長期的なキャピタルゲインで構成されるトータル・リターンの提供を目指す。この目的を達成するために、運用チームは、市場が過小評価してきた人気のない株式に投資するよう努力する。運用チームは、数量的リサーチおよびファンダメンタル・リサーチの両方を用いて、株式の大きなユニバースから投資対象を選定する。通常の状況では、本ファンドは、資産運用チームが長期的な成長とインカムが見込め、過小評価されていると考える、時価総額の大きい米国企業の株式に純資産の少なくとも80%を投資する。ファンドはまた、純資産の20%を上限として外国証券に投資することができる。ファンドは、外国証券に直接投資することも、米国預託証券を通じて間接的に投資することもできる。外国証券への投資は、米国証券への投資よりもリスクを伴うのが一般的であり、その中には、(i) 内外の政治・経済情勢、(ii) 取引慣行、(iii) 情報の入手可能性、(iv) 限られた市場、(v) 為替レートの変動と通貨政策に伴うリスクが含まれる。ファンドは、投資選択に際して、適宜、金融サービス・セクター、情報テクノロジーおよびテクノロジー関連セクターを含む一つ以上のセクターを重視することがある。ファンドのベンチマークは XYZ Large Cap Index である。ファンドの主なリスクは、アクティブ運用リスク、預託証券リスク、発行体リスク、市場リスク、セクターリスク、バリュー証券リスクである。

グローバル・リクイディティ・レラティブ・バリュー・ファンド

グローバル・リクイディティ・レラティブ・バリュー・ファンドは、米国および他の先進国市場の政府証券、米国政府機関証券、米国政府が支援する企業または機関によって発行または保証された不動産担保証券、ならびにデリバティブへのロングとショートのポジションに投資するファンドである。本ファンドはまた、特定のエマージング市場国の政府証券へのロングとショートのポジションに投資することもできる。ファンドはリスク調整後トータル・リターンの最大化を目指している。投資リスクには、為替変動、政治・経済情勢の変化、および金融市場の急変が含まれる。債券先物、スワップ、オプションなどの確定利付証券デリバティブが使用されることがある。これらの投資は、取引所取引および承認されたカウンターパーティとの店頭取引で行われるため、流動性リスクが最小限に抑えられる。これら取引は3つの目的で使用される。すなわち、眼前の市場の動きをタイミングよく捉えること、金利および為替のエクスポージャーを獲得または削減するために最も安価な手段を提供すること、ボラティリティが高まったときに非対称的なリスク・リターン・プロファイルを作り出すことである。デリバティブの使用により、ファンドは、証券への直接投資に伴うリスクとは異なる、潜在的にそれより大きなリスクにさらされており、デリバティブ・コストを上回る追加的な損失を被る可能性がある。ファンドは、信用取引で証券を購入することにより、または買戻契約および借入契約を締結することにより、レバレッジを使用することができる。ファンドは、追加資金借入のため、または投資その他の目的のためにレバレッジを行うため、ファンドの証券を担保に入れることができる。レバレッジは、ファンドのロング・ポジションまたはショート・ポジションの絶対値の大きい方をファンドの純資産額で割った値で示される。ファンドは通常、10倍から12倍の範囲でレバレッジをかけている。レバレッジの使用は、ファンドの評価額に大きな変動をもたらすことがあり、重大な損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。

欧州不動産ファンド

欧州不動産ファンドは、力強く安定したキャッシュフローと長期的なキャピタル成長の可能性を示す欧州の商業用不動産に投資する、コア型分散不動産ファンドである。本ファンドはプロの投資家のみに提供される。欧州不動産ファンドは、主に欧州全域に所在する産業用、リテール用、オフィス用不動産に投資する低レバレッジのファンドである。安定的なインカムをもたらす不動産と、開発または再開発を通じて将来プラスのリターンを獲得する可能性のある不動産に焦点が当てられる。レバレッジの目標水準は50%、最大許容水準は60%である。レバレッジされたファンドは、ファンドの評価額が大きく変動することがあり、重大な損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。不動産投資は一般的に流動性が低く、信用枠やその他の資金調達の実現可能性次第で、投資見通しが変更される場合がある。流動性が低いため、解約（withdrawals）にしばらく時間がかかる可能性がある。ファンドのベンチマークは、XYZ Commercial Real Estate Index である。

欧州プライベート・エクイティ・ファンド

欧州プライベート・エクイティ・ファンドは、欧州の中小型株バイアウト・ファンド、グロース・ファンド、リストラクチャリング・ファンドに投資するファンド・オブ・プライベート・エクイティ・ファンズである。本ファンドは最低1,000万ユーロのコミットメントを必要とし、初期投資の全損に耐えられるプロの投資家のみに提供される。キャピタル・コールは、投資の

進捗と応募額に依存する。ファンドはレバレッジを使用している。レバレッジの目標水準は40%、最大許容水準は60%である。レバレッジされたファンドは、評価額が大きく変動することがあり、重大な損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。プライベート・エクイティ投資は一般的に流動性が低く、信用枠やその他の資金調達の実現可能性次第で、投資見通しが変更される場合がある。ファンドの評価額はJカーブに従うことが予想されるため、最初の数年間はファンドの評価額が帳簿価額を下回ることが予想される。一般的に、ファンドのリターンは、5年から7年の期間を経て投資資産を売却するときに獲得される。投資家は最低7年から10年の投資期間を持つべきである。

保険リンク証券（ILS）ファンド

保険リンク証券（ILS）ファンドは、自然災害のような特定の保険事象の発生にリターンが依存するハイイールド保険リンク債（CAT債）にグローバルに投資する。投資は、さまざまな保険リスク（風災害、地震、山火事、その他の自然災害）と地理的位置に広く分散されている。CAT債への投資のほか、本ファンドは、流動性の低い直接的な民間再保険契約（担保付再保険 CRI）に資産の最大30%を投資することもできる。CRI投資は流動性が低く、通常、満期前に処分することはできない（最低投資期間1年）。ILS投資は、その性質上、典型的な資本市場リスクとは相関がない。発行体リスクおよびカウンターパーティ・リスクは、無リスク担保により完全にヘッジされている。ファンドのベンチマークは、XYZ Cat Bond Index である。

短期デュレーション・ファンド

短期デュレーション・ファンドは、キャピタルを維持しながらインカムを獲得することを目的とする私募ファンドである。この戦略は、主に、米国政府または政府機関により発行または保証された確定利付証券に投資する。本ファンドはまた、モーゲージ担保証券（collateralized mortgage obligations）、社債、および米国以外の銀行や企業が米国内で発行するその他の米ドル建て債券（obligations）を含む、モーゲージバック証券（mortgage-backed securities）に投資することができる。ファンドは、投資不適格証券に資産の10%まで投資することができる。ファンドの資産の一部は、容易に取引可能な市場を持たない流動性の低い証券に投資することができる。ファンドは、先物やオプションのような特定の種類のデリバティブに投資することができる。ファンドの主なリスクは、アクティブ運用リスク、市場リスク、金利リスク、信用リスク、デリバティブ商品リスク、カウンターパーティ・リスク、エクステンション・リスク、期限前償還リスク、ハイイールド・デット証券リスクである。ファンドのベンチマークは、XYZ Short-Term US Government Credit Index である。

2018年ベンチャーキャピタル・ファンド

2018年ベンチャーキャピタル・ファンドは、アーリーステージのテクノロジー会社の少数株主持分を取得することにより、長期的なキャピタルゲインの獲得を目指している。本ファンドは、欧州、アジア・パシフィック、エマージング市場のテクノロジー会社に投資する。欧州のベンチャー投資は他の地域よりも集中度が高く、少数の高品質な企業に焦点を当てている。出口戦略には、IPO、トレード・セール、セカンダリー・セールなどがある。中国およびインドでの投資機会をターゲットとしており、中国ハイテク企業へのアロケーションはファンドの存続期間を通して投資金額の少なくとも10%とされる。国際的なベンチャー・キャピタル投資は一般

的に流動性が低く、為替リスクの影響を受ける。投資機会および/または出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。ファンドのベンチマークは、XYZ Venture Capital Index である。

2016年バイアウト戦略ファンド・オブ・ファンズ

2016年バイアウト戦略ファンド・オブ・ファンズは、主に米国での成長志向のレバレッジド・バイアウト戦略を有する、プライマリー・パートナシップおよびセカンダリー・パートナーシップへの投資から成る。パートナーシップのマネジャーは、コスト削減、企業に景気下降局面に備えさせること、金融工学よりも業務改善にフォーカスすることが期待されている。ステージ、業種、組成年が分散するようにコミットメント（出資の約束）を行うため、小規模、中規模、大規模なバイアウト・パートナーシップに投資することができる。ディストレスト・プライマリー・パートナーシップの売出しの機会を捉えたセカンダリーでの取引により、資産分散を高めることが可能である。原資産であるファンドのレバレッジ水準は100%から300%である。レバレッジされたファンドは、評価額が大きく変動することがあり、大きな損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。プライベート・エクイティ投資は流動性が低く、このため、投資機会および/または出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。

バリューアッド戦略クローズドエンド型不動産コミングル・ファンド

バリューアッド戦略クローズドエンド型不動産コミングル・ファンドは、インカムおよびキャピタルゲインの両方に注力するバリューアッド投資戦略を使用して運用されている。ポートフォリオは、米国内の主要市場に所在し、伝統的な不動産タイプよりもオペレーショナル・リスクの高い不動産に投資することを目指している。レバレッジの目標水準は60%、最大許容水準は70%である。レバレッジされたファンドは、ファンドの評価額が大きく変動することがあり、大きな損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。不動産投資は一般的に流動性が低く、信用枠やその他の資金調達の実現可能性次第で、投資見通しが変更される場合がある。投資機会または出口戦略が限られてくる場合には、ファンド存続期間が延長され、キャピタル・コールおよび分配が遅延する可能性がある。

公募プールド・ファンド一覧表

1. ハイイールド・ファンド
2. ニュージャージー州地方自治体ファンド
3. クオンツ・コア・ファンド
4. 小型株バリュー・ファンド
5. 米国債インデックス・ファンド
6. 世界アロケーション・ファンド

公募プールド・ファンドの概略

米国確定利付証券ファンド

本ファンドは、投資適格の中長期デット証券のポートフォリオに投資することにより、トータル・リターンを最大化することを目的とする。ファンドは主に、社債、米国債、その他の米国政府・機関証券、資産担保証券、モーゲージ関連証券、モーゲージ担保証券に投資する。ファンドは資産の少なくとも80%を債券に、最大20%を現金および現金同等物に投資する。ファンドは、一般的な市場リスク、金利リスク、信用リスク（発行体およびカウンターパーティ）、および流動性リスクの影響を受ける。一般的な市場リスクとは、ファンドが所有する証券の価格が、特定の産業または証券市場全般に影響を与える要因のためにアンダーパフォームするリスクをいう。金利リスクは、金利の変化によって債券価格が変化するリスクである。金利が上昇すれば、債券価格は一般的に下落する。信用リスクは、デット証券発行体の信用力の変化および投資取引におけるカウンターパーティのデフォルトにより、投資評価額が変動するリスクである。流動性リスクは、他のファンド保有者による解約請求に応じて現金調達のために証券を売却する際に、ファンドが損失を被るリスクである。

グローバル株式マーケット・ニュートラル・ファンド

本ファンドは、XYZ World Equity Index 組入れ銘柄に類似した特性を有するグローバル株式のユニバースの中から選定したさまざまな証券にロング・ポジションとショート・ポジションをとっている。ファンドは、過小評価されていると考える証券を購入し、過大評価されていると考える証券を空売りする。ロング・ポジションとショート・ポジションは、エクスポージャーをマクロ経済ファクターに限定するためにマッチングされる。デリバティブは、ファンドが投資することができる証券の代替として使用することができる。具体的なリスクには次が含まれる。マーケット・エクスポージャーを高め、損失を増幅する可能性のあるレバレッジ・リスク、原証券に直接投資するよりも損失が大きくなる可能性のあるデリバティブ・リスク、そして空売りリスクである。借入証券を売却する空売りリスクは、空売りを行う者が売却した価格よりも安い価格で当該証券を購入できない可能性であり、これが無制限の損失をもたらすことがある。レバレッジは純資産総額の200%を超えないと見込まれる。

グローバル絶対リターン・ファンド

本ファンドは、トータル・リターンを提供し、伝統的資産クラスとの相関を比較的低水準に維持することを目指している。ファンドは、さまざまな国および産業セクターの株式および債券を売買し、アクティブな為替戦略を適用することができる。ファンドは、戦略の実践において、スワップ、先物、フォワードを含むデリバティブを使用している。オルタナティブ投資には、市場リスク、金利リスク、信用リスク、為替リスクに加えて、ボラティリティおよび損失が増大する可能性のある複雑な投資手法が含まれることがある。ファンドはレバレッジを使用することができる。レバレッジは純資産総額の200%を超えないと見込まれる。レバレッジは、ファンドの評価額に大きな変動をもたらすことがあり、大きな損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。本ファンドは、カウンターパーティ・リスクを伴うデリバティブを使用する。カウンターパーティ・リスクとは、カウンターパーティが契約上の義務を履行できず、ファンドが損失を被るリスクである。空売りリスクとは、空売りした（借入後に売却した）証券が大幅に値上がりし、ポジションを手仕舞うために当該証券を買い戻す際に無制限に損失を被るリスクである。

米国小型株ファンド

本ファンドは、時価総額20億ドル未満の米国企業に投資することにより、長期的なキャピタルの成長を目指している。ファンドは、XYZ US Small Cap Equity Index をアウトパフォームすることを目標としている。ファンドは、資産の少なくとも80%を米国の小企業に投資している。これらの企業は、北米株式市場の時価総額で下位20%を構成する企業と同様の規模である。ファンドはまた、他の株式、同等の証券および現金に投資することができる。ファンドの基準通貨はユーロである。具体的なリスク要因には次が含まれる。ファンドはヘッジされておらず、為替レートの変動によりユーロに対して損失が生じる可能性がある。小型株の価格は、大型株よりもボラティリティが高く、より高いリスクを伴う。困難な市場状況下では、ファンドは証券を全額またはまったく売却できない場合がある。このシナリオはパフォーマンスに影響を与える可能性があり、ファンドはシェア解約を延期または停止することがある。

グローバル・クレジット・インカム・ファンド

グローバル・クレジット・インカム・ファンドの投資目的は、(i) 政府および企業が発行する債券へのグローバルな投資により、長期的なインカムとキャピタルの成長を提供すること、および（ii）資産の少なくとも3分の2をエマージング市場を含む世界中の政府、政府機関、国際機関、企業が発行する投資適格債およびハイイールド債に投資することである。本ファンドは、デュレーションと為替リスクを管理しながら、ボトムアップ・アプローチにより、グローバルなクレジット・セクターに幅広く資金を配分する。ファンドの目標とする資産額加重平均デュレーションは、3年から5年である。ファンドは、投資収益の獲得、ポートフォリオの効率化、および/またはリスク削減を目的としてデリバティブを使用することがある。具体的なリスク要因には次が含まれる。モーゲージ証券または資産担保証券は、元々の借り手が支払うべき金額を全額受け取ることができない場合がある。デリバティブまたは他の契約上のカウンターパーティがそのコミットメントを履行できず、ファンドが損失を被る可能性がある。デリバティブは期待通りに機能せず、ファンドが投資金額以上の損失を被る可能性がある。レバレッジは純資産総額の200%を超えないと見込まれる。レバレッジされたファンドは、評価額が大きく変動する

ことがあり、大きな損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。ハイイールド債は一般的により高い市場リスク、信用リスク、流動性リスクを伴う。金利の上昇は、一般的に債券価格を下落させる。

ダイバーシファイド株式ファンド

本ファンドは、XYZ Global Broad Market Index（ベンチマーク）に代表される株式市場よりも低いリスク水準で、景気循環（典型的には5年）を通して英国のインフレ率を上回る絶対リターンを獲得することを目指している。ファンドは、株式、債券、インフラストラクチャー、不動産、コモディティ、絶対リターン戦略を含む幅広い資産クラスに投資することができる。これらの資産クラスへの投資は、譲渡性証券、デリバティブ、預金、集団投資スキーム、マネーマーケット商品、現金を含む幅広い投資ビークルを通じて行うことができる。ファンドは、デリバティブ契約を通じて市場にロング・ポジションおよびショート・ポジションをとることがある。具体的なリスク要因には次が含まれる。ファンドは、限られた地域、産業セクター、市場、または個別ポジションに集中投資している可能性がある。その結果、ファンドの評価額が上下いずれかに大きく変動する場合がある。エマージング市場は一般的に、より高い政治的リスク、法的リスク、カウンターパーティ・リスク、オペレーショナル・リスクを伴う。インフラストラクチャーおよび不動産資産は非上場であるため、この戦略は、流動性リスク、特に低価格発見（low price discovery）リスク、および/または市場で自由に取引する能力の影響を受ける。デリバティブは、不利な市場状況下で流動性が低下し、ボラティリティが増大するリスクを伴う。デリバティブの使用により、ファンドがレバレッジされ、投資額を上回る損失を被る可能性がある。レバレッジは純資産総額の300%を超えないと見込まれる。

英国ギルト債ファンド

本ファンドは、主に、あらゆる満期日の英国政府証券に投資することにより、長期的なキャピタルの成長とインカムの獲得を目指している。ファンドはまた、英国ポンド建てクレジット債券および非英国ポンド建て債券（英国ポンドへのヘッジ付き）にエクスポージャーを有することができる。ファンドの目標とする資産額加重平均デュレーションは、3年から6年である。ファンドは、投資目的の達成、リスク削減、またはファンドのより効率的な運用のためにデリバティブを使用することがある。具体的なリスク要因には次が含まれる。デリバティブまたは他の契約上のカウンターパーティがファンドに対するコミットメントを履行できず、ファンドが損失を被る可能性がある。デリバティブの使用により、ファンドは、証券への直接投資に伴うリスクとは異なる、潜在的にそれより大きなリスクにさらされており、デリバティブ・コストを上回る追加的な損失を被る可能性がある。発行体の財務的な健全性が低下すると、債券価格が下落したり、無価値になったりする可能性がある。金利が上昇すると、債券価格は一般的に下落する。このリスクは、投資の残存期間が長くなればなるほど大きくなる。レバレッジは純資産総額の200%を超えないと見込まれる。レバレッジされたファンドは、評価額が大きく変動することがあり、大きな損失発生の可能性を含む高水準のリスクを伴う。

アジア・ハイイールド・ファンド

本ファンドは、アジアの事業体またはその子会社が発行するハイイールド確定利付証券のさまざまな組み合わせに投資する。ファンドは、XYZ Asian High Yield Index をアウトパフォームすることを目指している。ファンドは、トップダウンとボトムアップの両方の投資アプローチ、目標デュレーション、クレジット、およびアロケーションを適用している。ファンドの目標デュレーションは、ベンチマーク加重平均デュレーションの0.5年以内（+/-）とする。証券は米ドル建ておよびさまざまなアジアの通貨建てであり、ファンドはBBB-より低い格付けの証券に焦点を当てている。ファンドは、資産の最大30%を資産担保証券、モーゲージ抵当証券、ディストレスト証券、デフォルト証券に投資することができ、最大20%をデリバティブに投資することができる。具体的なリスク要因には、アジア債券市場に特有の市場リスク、ハイイールド信用リスク、仕組み商品リスク、エマージング市場リスクなどがある。為替リスク、金利リスク、信用リスクは、考慮すべき全般的なリスク要因である。流動性リスクの結果、他のファンド保有者による解約請求に応じて、現金調達のために証券を売却する際に、ファンドが損失を被る可能性がある。

欧州株式ファンド

本ファンドは、長期的な成長を重視し、よく構成された成長産業の優良企業に投資することを目指している。ファンドは、40社から50社に投資し、ベンチマーク（XYZ European Equity Index）を年250bpsから300bp上回り、年3%から6%の目標トラッキング・エラーを達成することを目指している。ファンドの投資対象選定にあたり、ポートフォリオ・マネジャーは、ベンチマークに対する銘柄選択においてファンダメンタルなボトムアップ・アプローチを用いながら、トップダウンのカントリーおよびセクター分析結果を考慮する。具体的なリスク要因には、未上場の証券、IPO、あるいは取引制限を行うコーポレートアクション下にある証券など、流動性の低い証券への投資が含まれる。特に経済的苦境時には、ファンドは、流動性の高い証券に投資していた場合よりも大きな損失を被る可能性がある。

欧州債券ファンド

本ファンドは、十分に分散された投資適格のユーロ圏確定利付証券に焦点を当て、さまざまなセクターおよび残存期間にリスク配分するトップダウンとボトムアップの投資プロセスを組み合わせている。ファンドは、XYZ Euro Aggregate Bond Index をベンチマークとしている。発行体100～125社に投資し、主に格付けA+以上の社債に投資することによりインカムおよびキャピタルゲインを獲得することを目指している。ファンドの目標とする資産額加重平均デュレーションは、3年から5年である。具体的なリスク要因には、集中リスク、ソブリン・リスク、証券化デットへの投資に伴うリスクなどがある。

世界アロケーション・ファンド

本ファンドは、当社が運用者である他のミューチュアル・ファンド（「原資産ファンド」）に投資することにより、投資目的の達成を目指している。本ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」とみなされる。これらの原資産ファンドは、さまざまな資産クラスおよび投資スタイルから成る。

ファンドは、これら原資産ファンドへの投資を通じて、いくつかの異なる国の発行体に投資する。その結果、ファンドは、通常、エマージング市場国を含む、非米国投資に純資産の約35%から55%を配分する。ファンドの目標資産クラス配分は、株式投資が60%、確定利付証券およびマネーマーケット商品が30%、オルタナティブ投資が10%である。ポートフォリオ運用チームは、独自の計量モデルの分析結果および市場状況の継続的なモニタリングに基づき、資産クラス配分およびファンド投資のリバランスを行う。市場状況によってより防衛的な戦略が必要となる場合、ファンドまたは原資産ファンドは、現金または現金同等物を一時的に保有することがある。その場合、ファンドの保有資産配分は目標配分と大きく異なることがある。その結果、ファンドはその投資目的を達成できない可能性がある。ファンドの範囲を考慮すると、ファンドは次のようなさまざまなタイプのリスクを伴うがこれらに限定されない。関連するファンド・リスク、配分リスク、オルタナティブ投資配分リスク、カウンターパーティ・リスク、デリバティブ・リスク、エクイティ証券リスク、確定利付証券リスク、外国エクスポージャー・リスク、計量モデル・リスク、ソブリン債リスク。本ファンドの原資産ファンドおよびそれぞれのリスクに関する詳細については、最新の目論見書をご請求ください。

www.cfainstitute.org

www.saa.or.jp